

平成 2 5 年

第 5 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 5 年 1 2 月 3 日

閉会：平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日

柳川市議会

第 5 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月3日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
12月4日	水	考 案 日	
12月5日	木	本 会 議	議案質疑
12月6日	金	考 案 日	
12月7日	土	休 会	
12月8日	日	休 会	
12月9日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	水	休 会	
12月12日	木	委 員 会	
12月13日	金	委 員 会	
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	委 員 会	
12月17日	火	事 務 整 理 日	
12月18日	水	事 務 整 理 日	
12月19日	木	本 会 議	採決・閉会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 63 号	平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	25.12.19	原案可決
議 案 第 64 号	平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	25.12.19	原案可決
議 案 第 65 号	柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について	25.12.19	原案可決
議 案 第 66 号	柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	25.12.19	原案可決
議 案 第 67 号	柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.19	原案可決
議 案 第 68 号	柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 71 号	柳川市立公民館利用条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 73 号	柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 74 号	柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議 案 第 75 号	柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決

議案 第76号	柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第77号	柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第78号	柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第79号	柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第80号	柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第81号	柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第82号	柳川市大和B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第83号	柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第84号	柳川市学童農園条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第85号	柳川市雇用促進住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第86号	柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第87号	柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決
議案 第88号	柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	25.12.19	原案可決
議案 第89号	柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.19	原案可決
議案 第90号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	25.12.5	原案可決

議案 第91号	財産の取得について	25.12.5	原案可決
議案 第92号	人権擁護委員候補者の推薦について	25.12.5	同意
議案 第93号	教育予算の拡充を求める意見書について	25.12.19	原案可決
議案 第94号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について	25.12.19	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報告 第7号	専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定）	25.12.3	報 告
報告 第8号	専決処分の報告について（専決第5号 建物明渡等請求事件）	25.12.3	報 告

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第15号	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願	25.12.19	採 択
請願 第16号	新聞の軽減税率適用に関する請願書	25.12.19	採 択

柳川市議会第5回定例会会議録

平成25年12月3日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次									
副市	長	石橋義浩									
教	育	長	黒田一治								
総務	部	長	大坪正明								
会計	管	理	者	武藤正純							
市	民	部	長	石橋眞剛							
保	健	福	祉	部	長	高田淳治					
建	設	部	長	野田彰							
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	古賀廣介
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	高崎祐二	
消	防	部	長	古賀輝昭							
人	事	秘	書	課	長	平田敬介					
総	務	課	長	白谷通孝							
企	画	課	長	椛島謙治							
財	政	課	長	島添守男							
税	務	課	長	樽見孝則							
健	康	づ	く	り	課	長	高巢雄三				
福	祉	課	長	稲又義輝							
学	校	教	育	課	長	松藤敏彦					
生	涯	学	習	課	長	石橋正次					
建	設	課	長	中村敬二郎							
農	政	課	長	成清博茂							
水	路	課	長	安藤和彦							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江崎尚美						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀崎公德
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池末勇人			

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

- 議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程（4） 議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について
議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について
- 日程（5） 議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第69号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第70号 柳川市立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第71号 柳川市立公民館利用条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第72号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第73号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第74号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第75号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第76号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第78号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第79号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第81号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 柳川市大和B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第83号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号 柳川市学童農園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号 柳川市雇用促進住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納
処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第90号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程（ 6 ） 議案第91号 財産の取得について

議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程（ 7 ） 報告について

1 報告第 7 号 専決処分の報告について（専決第 4 号 和解及び損害賠償額の
決定）

2 報告第 8 号 専決処分の報告について（専決第 5 号 建物明渡等請求事件）

日程（ 8 ） 請願について

1 請願第15号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分
の 1 復元に係る意見書採択の請願

2 請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから平成25年第 5 回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さん、おはようございます。本日は、平成25年第 5 回柳川市議会定例会を招集いたしま

したところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、9月定例会以降の重立った事柄について、御報告させていただきます。

まず、初めに、市長会及び広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

10月7日に八女市におきまして、第125回福岡県市長会が開催されました。本市からは他市とともに新規議案「社会保障・税番号制度の円滑な導入について」や「地域医療保健の充実強化について」など33議案を提案し、全議案承認をされ、県市長会名において国・県などの関係機関へ要望することになりました。

また、本市から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」や「福祉施策の充実強化について」など5議案は、10月17日に熊本県天草市で開催されました第113回九州市長会総会におきまして、「漁業燃油高騰対策の更なる充実を求める決議」とともに決議案1件を除く全議案が承認決定されました。そして、会長一任となりました「地方交付税の拡充強化を求める決議」とともに九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

次に、私が会長を務めております、福岡県市町村福祉協会理事会を11月8日に開催いたしました。

また、11月11日には福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会を開催し、要望活動について協議を行うとともに有明海の海況について県より説明を受けました。

このほか、10月3日には玉名市で開催されました九州農地海岸保全協会の役員会、総会、研修会に出席いたしております。また、10月15日には福岡市で開催されました道路整備促進期成同盟会福岡県地方連絡協議会の来年度予算概算要求内容等の説明会に出席いたしました。さらに、11月15日には福岡県合併市町村シンポジウムにパネラーとして出席いたしました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、初めに、10月24日には、私が会長を務めております、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会並びに大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会より、福岡県に対し要望を行いました。

主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会においては、予算の確保とともに早期完成のための全体事業計画の確立及び事業促進とあわせて、沖端川工区の早期完成を要望いたしました。また、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会におきましては、事業未着手区間の早期整備と必要な予算の確保を要望いたしました。

また、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきましては、10月29日に九州農政局に対し、そして、11月20日には農林水産大臣を初め同省幹部並びに地元選出国會議員に対し、各事業のさらなる進捗と事業費の確保により防災機能を備え、親水性に配慮するなど、調和

のとれた総合的な有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

さらに、高潮対策のための「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進に関しましては、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに11月5日に筑後川河川事務所及び九州地方整備局に、さらに11月14日には国土交通省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための必要な事業予算の確保について要望活動を行いました。

そして、11月12日には、福岡県海岸協会におきまして、国土交通省及び関係国会議員に対し、来年度予算における海岸関係事業の所要の規模の確保と海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業の積極的推進を要望いたしました。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会におきましては、協議懇談会を踏まえて、11月25日に福岡県に対し、有明海の水産業振興のため、「ノリの輸入割当枠（IQ枠）の堅持について」や「加工食品に使用するノリの原料原産地表示の徹底について」、「漁業用燃油の高騰対策について」など8項目について要望活動を行ったところであります。

そのほか、10月15日には「筑後川下流域の防災・減災対策及び小規模クリーク整備事業の期間延長に係る要望」を福岡県に対し行っております。

ほかにも、福岡県土地改良事業団体連合会、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会など6期成会、協議会より、それぞれ関係する国の省庁並びに地元選出国會議員、さらに福岡県に対し、事業の早期促進と予算の確保について要望、提案を行ったところであります。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず、初めに、9月26日から3日間の日程で、JA柳川の幹部の皆様と園芸部会の11の部会役員の方々とともに柳川農産物販売促進行動を行ってまいりました。

販売促進では、東京の東京シティ青果と川崎市中央卸売市場を訪れ、ナス、イチゴ、トマト、アスパラガス、レタス、ニラなどのPRと市場関係者との意見交換を行いました。さらに、本市のもち米を御愛顧いただいております、新潟の越後製菓ときむら食品を訪れ、さらなるもち米の販売促進を行ってまいりました。

次に、9月30日と10月1日の両日に、六合、大和、矢ヶ部、二ツ河の4校区のコミュニティセンター建築工事起工式が行われました。コミュニティセンターは、「柳川市コミュニティセンター基本計画」に基づき、大和・三橋地域に整備しているもので、来年春には完成し、地域コミュニティの活動拠点となることを大いに期待いたしております。

翌日の10月2日には、市街地の中でも特に土地が低く、頻繁に浸水被害が発生していた筑紫町の筑紫都市下水路ポンプ場のポンプ増設工事完成報告会を開催いたしました。平成10年に強制排水ポンプ場を整備し排水対策に努めてまいりましたが、近年の土地利用の変化やゲリラ豪雨の多発により再び浸水被害を受けるようになり、このたび排水能力を倍増し、一定以上の高水位になれば増設ポンプが自動で稼働するシステムといたしました。これからは洪

水調整機能を持つ水路の維持管理に努め、早目の自然排水を奨励しながら施設の改善、整備を順次進めていきたいと考えております。

次に、行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに市政の課題について意見交換を行うため、10月22日に大和公民館で懇談会を開催いたしました。懇談会では、市長2期目に当たり市政運営における主要施策の説明を行うとともに、区長会から事前に御質問いただいていた「国・県のインフラ事業の推進について」や「河川流水の改善」、「住環境の改善」など7項目の事項にお答えいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接お伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

また、11月23日、24日には農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する当地域最大の「市民まつり」であります、「第9回柳川よかもんまつり」を開催いたしました。

今回のよかもんまつりは、天候にも恵まれ市内外から6万7,000人ものお客様に御来場いただき、盛況のうちに終えることができました。内容も年々充実し、元気な柳川を市内外に大いにPRできたものと思っております。これもひとえに、実行委員会を初め、多くの皆様の御理解と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

次に、ノリの採苗については、昨年より3日遅い10月19日にノリ養殖が解禁になり、ノリ網の張り込み作業が一斉に行われました。猛暑の影響により高目だった海水温が台風の影響により適温となり、栄養分の状態もよく、順調に成長し、11月28日には、九州ではトップを切って乾ノリ初入札会が開催されました。

種つけ以降、天候に恵まれ、平年並みの1億1,200万枚の高品質の新ノリが出荷され、売上高は1,430,000千円でした。この先も引き続き、海況の安定により福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」が、質、量ともにこれまで以上に恵まれることを切に願っています。

最後に、課題となっていました情報通信格差を解消する大和地区他光通信網整備事業の開通式を12月1日に柳川市商工会大和支所で行いました。

本市では大和地区と三橋地区の一部、約5,000世帯で光通信サービスが未提供となっていました。平成24年度から2カ年での民設民営方式による光ファイバー網の整備事業によりまして、快適に利用できる光通信サービスを提供することができるようになりました。これによりまして、市内全域で光通信が利用できるようになりました。

ほかにも、昨年度から取り組みを進めておりますフィルムコミッションの充実を図るため、地域おこし隊隊員委嘱状交付式を10月1日に行いました。隊員の活動を通して、柳川の新たな魅力の発信につながるものと期待をいたしております。また、白秋祭水上パレードを挟んだ10月5日から11月30日までの間、秋の柳川を「さるく・見る・体験する」14のプログラム

による「水郷柳川ゆるり旅」を実施いたしました。さらに、おもてなしの心日本一を目指すためにまず職員からということで、11月28日には、市職員を対象に「おもてなしの心」研修会を開催したところであります。今後は、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、これで行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第5回柳川市議会定例会の会期、日程等について、11月29日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日12月3日から12月19日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。4日は考案日。5日を議案質疑。6日は考案日。7日、8日は休日で休会。9日、10日、11日を一般質問。12日、13日を委員会。14日、15日は休日で休会。16日は委員会。17日、18日は事務整理日。19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3 議案第63号から日程6 議案第92号までの30議案の一括上程であります。

日程7が報告についてであります。

なお、本報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程8が請願についてであります。

本定例会に請願2件が提出されております。請願第15号は教育民生委員会に審査を付託、請願第16号は総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第63号及び議案第64号を一括議題とし、質疑終了後、議案第63号は総務委員会に審査を付託、議案第64号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。次に、議案第65号及び議案第66号を一括議題とし、質疑終了後、議案第65号は教育民生委員会に審査を付託、議案第66号は建設委員会に審査を付託といたしております。次に、議案第67号から

議案第90号までの24議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第67号は教育民生委員会に審査を付託、議案第68号から議案第87号までの20議案は即決、議案第88号及び議案第89号は建設委員会に審査を付託、議案第90号は即決といたしております。次に、議案第91号及び議案第92号を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番近藤末治議員及び18番藤丸正勝議員を指名いたします。

日程第3～第6 議案第63号～議案第92号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第63号から日程6 議案第92号までの30議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第63号から議案第92号までの30議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,534,286千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33,080,340千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人件費につきましては、28,397千円を減額しております。これは、職員の育児休業や休職、退職等による不用額が主なものであります。

次に、人件費以外につきましては、款ごとに御説明申し上げます。

2款 総務費は、597,292千円を増額補正しております。

内容としましては、平成24年度から定住化対策として取り組んでおります、新婚世帯家賃

支援事業の申請者の増加による補助金3,300千円のほか、ふるさと寄付金の寄付者の増加による記念品代1,500千円や、財政調整基金への積立金6,175千円、まちづくり振興基金への積立金610,621千円等を計上しております。

なお、まちづくり振興基金積立金につきましては、国の平成24年度補正予算（第1号）に計上されました地域の元気臨時交付金の第二次配分額につきまして、平成26年度の投資単独事業の財源として活用することにより市債残高を抑制するため、積み立てるものであります。

3款・民生費は、261,598千円を増額補正しております。

主な内容としまして、利用者の増加などに伴う自立支援給付費60,600千円、障害児通所支援事業費14,300千円、保育所運営費57,000千円、幼稚園型認定こども園施設整備事業費補助金32,454千円、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業委託料5,775千円、前年度事業費の精算に伴う生活保護費国庫支出金の返還金86,853千円などを計上しております。

なお、幼稚園型認定こども園施設整備事業費補助金につきましては、蒲池地区のふたば幼稚園が保育所機能をあわせ持った、幼稚園型認定こども園として創設されることに伴う園舎改築への補助金であります。

4款・衛生費では、12,148千円を増額補正しております。

主な内容としまして、みやま市と共同で建設を予定しております、新たな葬斎施設建設予定地の不動産鑑定委託料などに係る有明広域葬斎施設組合への負担金1,058千円を計上しております。

6款・農林水産業費では、45,632千円を増額補正しております。

主な内容としまして、経営規模拡大交付金4,421千円、クリーク防災機能保全対策事業負担金12,300千円、県営農業用排水路整備事業負担金16,750千円、大坪地区湛水防除事業負担金2,500千円、両開漁協海苔自動充填包装機整備事業補助金3,750千円などを計上しております。

経営規模拡大交付金は、現耕作面積がおおむね5ヘクタール以上の農業者が、新たに農地を借り入れて米、麦、大豆の規模拡大を図る場合、その借り入れ面積に応じて補助するものでありまして、今回の交付予定対象者は5名となっております。

また、クリーク防災機能保全対策事業など3つの負担金につきましては、防災減災の見地から、翌年度以降の予定事業を前倒しして行うことなどにより事業の進捗を図るものであります。

7款・商工費では、53,699千円を増額補正しております。

内容としましては、マルシヨク跡地の用地購入費53,768千円、流鏑馬10周年記念事業補助金500千円などを計上しております。

マルシヨク跡地の用地購入につきましては、本市の中心市街地を商圈域とする柳川商店街

の今後の振興を図るもので、不動産鑑定評価額に基づき、購入費用を計上するものであります。

また、流鏝馬10周年記念事業補助金につきましては、本年度が、高畑公園桜まつりで流鏝馬が開始され10年の節目に当たることから、内容やPRの充実を図り、「水郷柳川ゆるり旅」と連携し、回遊性を高め、観光客の集客と滞在時間の延長につなげるために事業費の一部を助成するものであります。

8款・土木費では、335,328千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川駅周辺地区事業において、市民や交通事業者からの要請を受けて東西の駅前広場のバスやタクシーの乗降所へシェルターを設置する必要が生じたことなどによる工事費327,100千円を計上しております。

9款・消防費では、14,969千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽化した第8分団2部及び3部の2つの消防格納庫の統合に伴う新たな用地の不動産鑑定に基づく用地購入費10,700千円、国で設置している河川監視カメラの映像を、災害警戒時に市庁舎においても確認できることで、より迅速な災害対応を行うための河川監視カメラ映像受信ケーブル接続工事費900千円などを計上しております。

10款・教育費では、56,116千円を増額補正しております。

主な内容としまして、歴史民俗資料館PCB含有機器取替移設委託料1,940千円、大和地区の六合、大和、中島校区及び三橋地区の矢ヶ部、二ツ河、中山校区の各コミュニティセンターが4月に開館する予定であることから、3月に各施設に配置する職員の研修を行うための1カ月分の人件費及び維持管理費1,562千円、藤吉校区コミュニティセンター建設事業費55,273千円、市民武道場改築事業費5,176千円、三橋体育施設費6,700千円などを計上しております。

なお、藤吉校区コミュニティセンター建設事業費につきましては、来年度の建設に向けての不動産鑑定の結果に基づき、用地の取得を計画するものであります。

なお、市民武道場改築事業費につきましては、敷地内で埋蔵文化財の発掘調査を行う必要が生じたことに伴う発掘調査費用及び改築工事が一時休止になることに伴う工事費、また、三橋体育施設費におきましては、本年度整備しております、三橋グラウンドのトイレ改修事業で、県との協議により浄化槽の設置基準を変更する必要が生じたことにより工事費がそれぞれ増額になるものであります。

11款・災害復旧費は、92,376千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、8月22日から26日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び8月30日から31日にかけての豪雨により被害を受けました農業用施設である水路の災害復旧のための経費を追加しております。

12款・公債費では、64,914千円を増額補正しております。

内容としましては、後年度の公債負担の軽減を図るため、市内金融機関から借り入れている地方債の繰上償還などによります元金123,339千円を増額する一方、平成24年度借り入れ地方債の利率確定などによります利子58,425千円を減額しております。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では、普通交付税につきまして133,044千円を増額補正しております。

11款・分担金及び負担金では、保育料につきまして19,730千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では、地域の元気臨時交付金等489,295千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、安心こども基金交付金等125,329千円を増額補正しております。

15款・財産収入では、市有地の売払収入6,175千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、教育費寄付金100千円及びふるさと寄付金等2,100千円を増額補正しております。

17款・繰入金では、三橋地域振興基金55,004千円を増額補正しております。

内容としましては、藤吉校区コミュニティセンター建設に伴う建設用地購入費等に活用することとしております。

18款・繰越金では、118,009千円を増額補正しております。

20款・市債では、585,500千円を増額しております。

内容としましては、地方債対象事業費の増額及び既定予算で地域の元気臨時交付金を充当していた事業につきまして、制度要綱が定められたところ、平成26年度への繰越事業に充当することができなくなったことに伴い財源更正を行うものであります。

このほか、第2表 繰越明許費では、柳川駅周辺地区事業や柳川駅東部土地区画整理事業などの13事業につきまして、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

また、第3表 債務負担行為補正では、コミュニティバス運行业務委託料について追加を行っております。

さらに第4表 地方債補正では、現年発生農業用及び公共土木施設災害復旧事業費などを追加する一方、柳川駅周辺地区事業や消防施設整備事業などで借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、会計間の人事異動等に伴う人件費の調整を行うものであり、歳出での職員給与費の減額に応じて、歳入についても一般会計からの職員給与費等繰入金を減額するものであります。

予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ1,099千円を減額し、補正後の予算総額を

9,702,004千円とするものであります。

次に、議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、柳川市葬儀取扱所の事業廃止に伴い、当該条例を平成26年3月31日限りで廃止しようとするものであります。

柳川市葬儀取扱所は、昭和42年の事業開始以来、市民福祉の立場からこれまでも継続してまいりましたが、事業を取り巻く環境は時代とともに大きく変化しており、民間事業者による新規参入の増加や多様なサービスが展開されている中、利用者も減少傾向となっております。また、職員の高齢化に加え、不規則な勤務体系など業務の特殊性上、人材の確保にも非常に困難であることなどから、公営事業としての存続を断念し、事業廃止を御提案するものであります。

次に、議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、本年8月21日、用途地域の変更にあわせ、地元地権者の合意形成を図りながら、柳川駅東部地区に地区計画の都市計画決定をしたことに伴い、地区計画で定めた建築物の制限に関する内容を条例で定めるものであります。

この地区計画は、建築行為等に対する適正な規制、誘導を行うことによって、良好な居住環境や魅力ある市街地環境の形成を図るものでありまして、建築基準法の規定に基づき条例で定めることにより当該制限の実効性を確保するものであります。

建築物の制限に関する内容につきましては、建築物の用途でありまして、柳川駅東部地区地区整備計画区域内の各地区の区分に応じて定めており、平成26年1月1日からの施行といたしております。

次に、議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う柳川総合保健福祉センター、大和総合保健福祉センター及び三橋総合保健福祉センターの3施設の使用料の改定に加え、これまでそれぞれの施設で異なっておりました器具使用料等の見直しを行い、利用区分及び料金を統一すべく使用料改定を行うものでございます。

まず、消費税率引き上げに伴う改定分につきましては、現行の条例にあります温泉使用料、諸室使用料、備品使用料、トレーニングルーム使用料等の金額をそれぞれ、8%の税率で算定して得た額とし、10円未満の端数金額がある場合には、その金額を切り捨てた額に改定するものであります。

次に、各施設の器具使用料の見直しにつきましては、柳川、大和、三橋の各総合保健福祉センターに設置されている電気治療器のヘルストロン、マッサージ椅子、カラオケセットの

各種器具の使用料と、柳川、三橋のトレーニング施設の利用区分は、統一されないまま現在に至っており、今回、これらを統一しようとするものであります。

また、トレーニング施設の利用料金の改定については、利用区分に中学生及び高校生の区分を追加し、65歳以上の市内利用者については、高齢者の利用を促進し健康増進に寄与することを目的に、1日1回に限り無料とするものであります。

次に、議案第68号から議案第86号までの施設使用料等条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

これら19の議案については、議案第67号と同様に、消費税の引き上げが平成26年4月1日から実施されることにあわせ、関係条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、これまで5%の税率で算定しておりました施設の使用料等について、8%の税率で再算定し、10円未満の端数金額を切り捨てた金額での料金に設定しようとするものであります。

議案第68号では介護予防施設、議案第70号では学校施設、議案第71号から議案第75号までは公民館等施設、議案第76号では市民会館、議案第77号では歴史民俗資料館、議案第78号では旧戸島家住宅、議案第79号では体育施設、議案第80号では市民温水プール、議案第81号では雲龍の郷、議案第82号では大和B & G海洋センター、議案第83号では市立図書館、議案第84号では学童農園、議案第85号では雇用促進住宅駐車場と各施設等使用料を改定し、また議案第69号では一般廃棄物のうち、いわゆる家電リサイクル法で定める家電製品の処分手数料、議案第86号では温泉給湯加入金及び温泉使用料をそれぞれ改定するものであります。

なお、これら利用者負担にかかわる条例の改正につきましては、利用者皆様への周知期間を確保するため、今回提案いたしましたものであります。

次に、議案第87号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、消費税引き上げに対しての条例の見直しに当たり、下水道使用料算定に係る消費税等関係条文の整備を図るものであります。

次に、議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に公布されました地方税法の一部を改正する法律の施行により、柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例、柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の3条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方税法の改正により、平成26年1月1日から延滞金の割合が引き下げられることに伴い、下水道に係る使用料や手数料の延滞金の特例に加え、公共下水道事業受益者分担金及び公共下水道区域外流入分担金の納付に係る延滞金の割合の特例

を改めるものであります。

次に、議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に公布されました地方税法の一部を改正する法律及び平成25年8月に公布されました道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、地方税法の改正により、延滞金の割合が引き下げられることに伴い、道路占用料の納付に係る延滞金の割合の特例等を定めるとともに、条例に引用しております道路法施行令の関係条文を整備するものであります。

次に、議案第90号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月に公布されました消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例に引用しております政令の条項を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第91号 財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業に伴う用地の購入であります。

公営住宅整備事業につきましては、市営住宅本町団地及び鳥の水団地の老朽化に伴い建てかえを必要とするため実施するものであります。現地建てかえでは現況敷地面積が狭小であるため、非現地統合建てかえにより住環境を整備し、住宅管理の効率化を図ろうとするものであります。

本事業は、平成24年度から平成28年度にわたる事業であり、今回、公営住宅整備事業用地として市内佃町字七ツ枝92番ほか、用地総面積6,879.85平方メートルを、土地購入代金144,228千円として土地売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります北原小世子氏の委員の任期が、平成26年3月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度、同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 報告について

議長（浦 博宣君）

日程7．報告について。

報告第7号 専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定）について及び報告第8号 専決処分の報告について（専決第5号 建物明渡等請求事件）について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第7号及び報告第8号について、御説明申し上げます。

まず、報告第7号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成24年度に市が発注しました工事について、請負業者との和解及び損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定により平成25年9月26日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

当該工事は、平成24年度建設課起工第1号 栄吉富町線交差点改良工事に伴う樋門移設工事で、平成23年度までに工事設計、地元協議を行い、樋管の規格についての合意を得て、平成24年度に工事を発注し、平成24年8月20日付で、市内の建設業者と工事請負契約を締結しました。

しかし、契約締結後、地元工事説明会を行ったところ、平成24年九州北部豪雨災害の直後でもあったことから、樋管の規格について同意が得られず、地元との調整を進めてまいりましたが、ついには工事の同意を得ることができず、工事を進めることができませんでした。

その結果、工事が履行できなかったことによる損害賠償額の請求を、当該請負業者から受けることになり、この請求に対し、損害賠償金として950千円と算定し、相手方にその金額を支払うことで和解することにいたしましたものであります。

次に、報告第8号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、柳川市大和町鷹ノ尾72番地の市営住宅畦無団地2-33号の建物明渡等請求事件であります。

当該入居者が長期にわたり家賃を滞納し、柳川市営住宅管理条例第42条第1項第2号に該当するので、請求の趣旨記載のとおり請求を求め、訴えを提起するため、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年9月30日付で専決処分を行ったものであります。

なお、専決処分の後、原告である柳川市の指定代理人を、建設課長から本市と顧問契約を締結している法律事務所の弁護士に変更いたしましたことをあわせて報告いたします。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

議長（浦 博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第8 請願について

議長（浦 博宣君）

日程8 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は、お手元に配付しておりますとおり、2件であります。

お諮りいたします。請願第15号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと

思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成25年12月5日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	田	中	利	光
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美			
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事			
係	長	亀	崎	公	徳							
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

- 2 議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 3 議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について
- 4 議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 5 議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第69号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第70号 柳川市立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第71号 柳川市立公民館利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第72号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第73号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第74号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第75号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第76号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第77号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第78号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第79号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第80号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第81号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について

- 20 議案第82号 柳川市大和B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第83号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第84号 柳川市学童農園条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第85号 柳川市雇用促進住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第87号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第90号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第91号 財産の取得について
- 30 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名であります。定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いをしておきます。

議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

及び議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

を一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

16番（緒方寿光君）

緒方寿光です。議案第63号、一般会計補正予算につきまして質問をいたします。

内容は、マルシヨク跡地の用地購入費についてであります。

まず質問なのですが、今回、柳川市がマルシヨク跡地を、面積が1,158平米、金額にして53,700千円ですか、今回購入をするその理由を明確に聞かせてください。

商工振興課長（田中利光君）

緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

マルシヨク跡地の購入議案を提出させていただいた経過について、御説明させていただきます。

現在空き地となっておりますマルシヨク跡地につきましては、平成20年5月末に建物の老朽化により閉店いたしております。マルシヨクは、地域住民の日常的な買い物の場として、また、商店街の集客の核店舗として存在しておりました。このマルシヨクの閉店により、柳川商店街振興組合は、危機感を持たれ、平成20年6月議会にマルシヨク跡地の購入について請願がなされ、平成20年9月議会において、この請願が採択されております。これ以降、柳川商店街振興組合、柳川商工会議所、市で組織します柳川商店街環境整備促進協議会において、マルシヨク跡地の有効活用に向けて協議を進めてまいりました。

平成24年5月からは、柳川商店街振興組合の若手後継者、商工会議所職員、市の職員により、半年をかけて活用方策について協議が進められ、その成果として、柳川商店街振興組合から、平成24年11月に市長に対してマルシヨク跡地の早期活用に係る要望書と、柳川商店街活性化に関する提言が提出されました。

柳川市の産業である農業、漁業、観光業と同様に、市内の商工業の振興は重要な課題であります。マルシヨク跡地購入予算は、このような経過を踏まえて、長年の懸案であったものを提案させていただいたものでございます。

購入する理由でございますが、柳川市の中心市街地を商圈域とする柳川商店街の振興は、地域経済の振興及び地域住民の生活維持、向上には欠かせないものであり、将来のまちづくりを展望する上でも重要な役割があると認識しております。この認識に立って、マルシヨク跡地を取得し、有効活用を図ることが柳川商店街が活性化するものと考えております。

2点目に、マルシヨク跡地は、民間所有でありますので、時期を失すれば、他に譲渡されるおそれもございます。これらのことを総合的に判断し、マルシヨク跡地を購入することといたしました。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、跡地購入後の柳川市の具体的な方針を聞かせてください。

商工振興課長（田中利光君）

今までは所有者の御理解によりまして、マルシヨク跡地を借用という形で、振興組合の行事、巨大さげもんの展示、市の花であるショウブ展示、夏祭り、辻門市場などを開催いたしまして、多くの人を集めております。このような取り組みを踏まえ、にぎわいある商店街を目指して、地域との連携も視野に入れながら活用方法を関係者と検討してまいりたいというふうに考えております。

16番（緒方寿光君）

跡地購入後、方針が少し出ましたけどね。この跡地購入後3年間のタイムスケジュール、柳川市で何か決めておられるのであれば、そこをぜひ聞かせてください。

商工振興課長（田中利光君）

タイムスケジュールにつきましては、現在、柳川商店街振興組合では、今後の商店街振興方策を検討するため、平成25年度国の事業である地域商業再生事業のメニューでございます地域状況調査事業が認められ、調査事業を現在実施されております。

この調査事業の内容は、1つに、住民ニーズの調査として、柳川商店街半径500メートルを商圈エリアとして、二十歳から80歳までの男女1,000人を無作為に抽出し、地域への愛着、地域行事への参加、市内での日常買い物場所、柳川商店街の利用状況などのマーケティング調査が行われる予定となっております。2点目に、年齢別ヒアリングの実施、3点目に、商店街会員調査による経営上の問題、後継者の有無、マルシヨク跡地の活用等の調査、4点目に、今後のまちづくりに連携させていただく地域婦人会、区長会、小学校PTA、まちづくり団体との協議も行うこととなっております。平成25年度内に終了する予定です。平成26年度以降は、柳川商店街振興組合、商工会議所、市とで調査の分析、課題の整理とともに、地域住民の皆様と意見交換を行い、活性化計画を策定してまいります。その後につきましては、活用計画を具体化してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（浦 博宣君）

ほかに質疑はございませんか。

4番（白谷義隆君）

私も議案第63号、柳川市一般会計補正予算についてお尋ねをしたいと思います。

私も同じく商店街活性化で、マルシヨク跡地についてお尋ねをしたいと思います。私は先ほどの答弁で、跡地の具体的な活用策が見えませんでした。跡地の具体的な活用策について、もしあれば、もう少し教えてください。

商工振興課長（田中利光君）

白谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

マルシヨク跡地の購入に係る具体的な活用策についてということでございます。

マルシヨク跡地の活用につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、所有者の理解のもとに、柳川商店街振興組合が実施しております各種イベントに現在も使用させていただいております。今後についても柳川商店街の振興に資するため、イベントや地域行事など、幅広く活用いただきたいと考えております。

現在、マルシヨク跡地を含めて、地域状況調査事業を実施していただいておりますので、この調査が終了後、柳川商店街振興組合、商工会議所、市とで調査の分析、課題の整理とともに、地域住民の皆様との意見交換を行い、活用計画を策定してまいります。その後につきましては、活用計画を具体化してまいりたいというふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

要するに、今の時点では具体的な活用策はないということですが、では、活用策が固まるまで、現在借地とさっき答弁されましたが、具体策がまとまるまで現状のまま借地でそうした検討をするという方法もあったと思うんですが、具体策がないままに用地を購入されている理由は何でしょう。

商工振興課長（田中利光君）

先ほど私どもとしましては、マルシヨク跡地をやはり今後の柳川商店街の振興に資するというので購入をしたいということで御提案を申し上げるところでございます。具体的な活用策がないという議員のお話でございますけれども、先ほど申し上げましたように、あの柳川商店街の中心にありますマルシヨク跡地を、現在も柳川商店街振興組合を中心として活用をいただいているところでございます。その活用について、今後も充実させながら使用いただくということで、1つは具体的な活用を行っていくということでございます。それから、借地の形態でというふうなことでございますけれども、マルシヨクが閉店いたしまして、平成20年5月、もうそれから5年を経過しようとしております。やはりこの5年という長い間、言うならば、市としてもそのままの状況にいたしておりますので、やはりここを商店街振興の拠点とすると、そのようなことから今回購入予算を提案させていただいているものでございます。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について

及び議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

を一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(浦 博宣君)

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 柳川市立学校施設利用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市立公民館利用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号 柳川市大和B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号 柳川市学童農園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号 柳川市雇用促進住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
及び議案第90号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
の以上24議案を一括議題といたします。

24議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定についての19議案は、消費税増税に伴う使用料の見直しの議案でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第

86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定についてまでの19議案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、議案第68号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第86号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定についてまでの19議案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第87号 柳川市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第90号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第91号 財産の取得について及び議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第91号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり、北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり、北原小世子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成25年12月9日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椛	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政	田	中	利	光
課	長	乗	富	祐	治
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
商	工				
振	興				
課	長				
観	光				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	1 番 三小田 一 美	1. 介護保険の制度について (1) 市内の高齢者施設の種類と数 (2) 施設の種類ごとの利用者（入居者） (3) 施設の種類ごとの一人当たりの費用額 (4) 施設の種類ごとの一人当たりの介護保険負担額 (5) 施設入所を希望している者の数（待機者数） (6) 在宅介護者の数 (7) 在宅介護者のうち入所を希望している者の数 (8) 入所できない高齢者を介護している家族への援助 (9) 介護保険料を削減するための取組みについて市長の考え方	市長
2	20 番 島 添 勝	1. 垂見校区コミュニティセンターの管理運営について 2. コミュニティセンターの予算は 3. 垂見の場合、校区民会議があり公民館長が会長しているがその組織との関係は	教育長 " "
3	22 番 伊 藤 法 博	1. 金子柳川市政2期目の課題（活性化策） 2. 公共交通体系について	市長 "
4	4 番 白 谷 義 隆	1. 市営住宅の入居状況 2. 新築賃貸住宅の固定資産税の減免 3. 公用車への広告	市長 " "
5	23 番 梅 崎 和 弘	1. いじめ対策防止法といじめの実態について 2. 介護保険口座振替 3. 国保広域化支援 4. 市民要望 (1) 公民館改修期間中、市民会館の会議室の利用	市長 " " "
6	17 番 古 賀 澄 雄	1. 庁舎統合について	市長

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔、明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、1番三小田一美議員の発言を許します。

1番（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市長におかれましては、市政のあらゆるところに目配り、また気配りをいただき、柳川市は順風満帆、なぎの海のごとく進んでいるようであります。ですが、高齢化が進む中、中にはお年寄りの夫婦が寄り添って暮らしてある家庭やひとり暮らしの高齢者がますますふえてきているのも事実であります。

そのような中、厚生労働省においてはますます増大する介護に係る費用の削減を画策しています。特に大きな負担を占めています施設介護の入居の基準を引き上げ、要支援、介護1の認定者の切り捨てを図る計画であるようでございますが、そこで柳川市における介護の実態について質問をさせていただきます。

以後、質問を自席より一問一答でいたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

1番（三小田一美君）続

最初ですが、市内にある高齢者施設についてお尋ねをしたいと思います。市内にある特別養護老人ホーム、またグループホーム、デイサービスや有料老人ホームなど、また経営主体が社会福祉法人だけでなく、株式会社などの高齢者の施設を含めて、種類と数についてお尋ねしたいと思います。まず、1つ目はヘルパーのステーション、またデイサービス、小規模多機能、それと特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームです。よろしくお願いいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

それでは、市内の高齢者施設の種類と数についてお答えいたします。

市内における介護保険を利用した入所施設につきましては、特別養護老人ホーム7カ所、老人保健施設3カ所、介護療養型医療施設1カ所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグ

グループホームが10カ所でございます。そのほかに社会福祉法人や株式会社、医療法人等が経営されている高齢者の住宅や入所施設として、軽費老人ホーム、ケアハウス2カ所、住宅型有料老人ホーム4カ所、介護つき有料老人ホーム2カ所、サービスつき高齢者向け住宅が2カ所でございます。それから、介護保険を利用した通所や訪問の事業所として、通所リハビリテーション4カ所、通所介護デイサービス18カ所、認知症デイサービス4カ所、小規模多機能型居宅介護4カ所、訪問介護事業所16カ所、訪問看護事業所6カ所でございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

それでは、次にお尋ねしますが、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームとそれ以外の施設、それと、会社などが経営する施設ごとの定員と現在の入居者及び利用者の数をお尋ねしたいと思います。1つ目が特別養護老人ホーム、それと2つ目が特別養護老人ホーム以外の施設、そして有料老人ホームに属する施設を教えてください。お願いします。

福祉課長(稲又義輝君)

施設の種類ごとの定員及び入居者数でございますけれども、本年10月1日現在では、特別養護老人ホームは定員410人に対しまして入所者は409人、老人保健施設は定員260人に対しまして入所者は237人、介護療養型医療施設は定員30人に対し入所者は30人、グループホームは定員171人に対し入所者は171人となっております。また、軽費老人ホームは定員65人に対し入居者は62人、住宅型有料老人ホームは、最近開設されたところもございますので、定員93人に対し入居者は51人、介護つき有料老人ホームは定員86人に対し入居者は86人、サービスつき高齢者向け住宅は定員45人に対し入居者は39人となっております。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

どうも済みません。ありがとうございました。

次に、特別養護老人ホームの入居者の1人当たりの平均的な毎月の費用額、そして、これは個人が支払っている分と介護保険が負担をしている分に分けてお尋ねしたいと思います。よかですか。特別養護老人ホームの個人の負担金、また介護保険金です。よろしくお尋ねしたいと思います。

福祉課長(稲又義輝君)

特別養護老人ホームの平均的な毎月の費用額でございますが、非課税世帯の年金額が800千円以上で要介護度4の方で、個室のユニット型に入所されている場合を例といたします。介護にかかる費用が約280千円、居住費、食費にかかる費用が約101千円、合計で約381千円となります。この内訳につきましては、自己負担額が87千円、介護保険負担額が294千円となります。また、多床室、相部屋に入所されている場合は、介護にかかる費用が約270千円、食費、居住費にかかる費用が約51千円、合計で321千円となり、この内訳は自己負担額が

約56千円、介護保険負担額が265千円となります。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

それと、同じく会社が経営をしている施設の入居者の1人当たりの平均的な毎月の費用額、それと、個人が支払っている分と介護保険が負担をしている分に分けてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

福祉課長（稲又義輝君）

有料老人ホームなどにつきましては、市内施設の入居費の平均はおよそ105千円で、全額自己負担となります。これには家賃や食費、管理費などが含まれます。この施設に入居されている方で介護が必要な方は、在宅の場合と同じく訪問サービスやデイサービスなどを利用していくことになりまして、その分の自己負担額は別途必要になるということでございます。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

次に、市内の特別養護老人ホームに入居を希望してある老人、また介護の必要な方の待機者数をお尋ねしたいと思います。施設ごとの待機者を単純に合計しますと実数の数倍になると思いますので、できるだけ重複を省いた実数をお尋ねしたいと思います。

福祉課長（稲又義輝君）

市内の特別養護老人ホーム7施設に施設入所を希望されている方、待機者数につきましては、先ほど御質問のとおり、多くの方が複数の施設へ直接申し込みをされてございます。そういったことから、実数については把握をできておりません。

ちなみに、待機者数という形でそのまま各入所施設に問い合わせた結果、重複申し込みがほとんどの回答でございまして、その数は、単純合計をいたしますとおよそ500人程度でございます。ただし、この数は、在宅の方、病院及び他の施設に入所されてある方も含めた数字でございます。

以上でございます。

1番（三小田一美君）

それでは次に、国は在宅の介護を進めておられると思います。その手段として訪問ヘルパーなどの活用を呼びかけていますが、市内の在宅で介護をしてある介護者及び世帯数をお尋ねしたいと思います。介護数と世帯数をよろしくお尋ねしたいと思います。

福祉課長（稲又義輝君）

在宅で介護をされてある方の数でございますが、介護サービスを受けていない方もいらっしゃいますので、正確な数字は把握をできておりませんが、福祉課で把握しておりますところの在宅で何らかの介護サービスを受けてある方、要介護1以上の方の数を申し上げますと、およそ1,000人程度でございます。また、世帯数については把握できておりません。

以上でございます。

1 番（三小田一美君）

次に、在宅で介護をされている家庭の中で、施設の入所を希望されている人の数をお願いしたいと思います。希望している数です。

福祉課長（稲又義輝君）

在宅で介護されている家庭の中で、施設入所を希望されている人の数をお尋ねでございます。先ほどお答えいたしました、在宅で何らかの介護サービスを利用して生活されてある要介護1以上の方をおよそ1,000人と申し上げました。この方々に対する入所意向調査は行っておりませんので、施設入所希望者数については把握をできておりません。

以上でございます。

1 番（三小田一美君）

今課長のほうから、在宅で、それちょっとわからないとおっしゃられましたが、なら、その家庭の中で施設入所を希望されている数のお尋ねはなかなか回答が出ませんでした。その方々の施設入所を希望されている理由ぐらいわからんですか。そこら辺ちょっとお尋ねしますが、体が不自由だとか、ひとり暮らしとか、また、見られる方がよそに行ってなどなど、そういう方はわかりませんか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（稲又義輝君）

施設入所を希望されている理由につきましては、柳川市独自の調査はございませんけれども、平成23年度に厚生労働省が行いました全国調査がございますので、その結果で回答させていただきたいというふうに思います。

これによりますと、多い順から、1番目に、同居家族等による介護支援が困難となったため、2番目に、介護をする家族がいなくなったため、3番目に、施設や医療機関から退所や退院する必要が生じたためなどが上げられるところでございます。

以上でございます。

1 番（三小田一美君）

次に、特別養護老人ホームの入居者の順位の決め方についてお尋ねしたいと思います。入居の順位は申し込み順に決定されているのでしょうか。それともほかの方法で、例えば、介護度や家庭の状況などをもとに決定されているのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。詳しくお願いします。

福祉課長（稲又義輝君）

特別養護老人ホームの入居順位の決め方につきまして御回答いたします。

入所決定における透明性、公平性を確保し、必要緊急性の高い方が円滑に入所できることを目的としまして、平成15年1月に福岡県特別養護老人ホーム入所指針が規定されております。各施設につきましては、この指針に基づきまして入所検討委員会を設置し、県が定めた

入所評価基準によりまして、入所の必要性を評価し、毎年2回、4月1日及び10月1日現在で評価点数の高い順に入所優先順位名簿を作成し、順次入所者を決定していくというふうなことでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

それでは、現在、在宅の介護をされている世帯で、訪問ヘルパーなどを活用しないで、家族のみで介護をされているところは何世帯ありますか、お尋ねしたいと思います。

福祉課長(稲又義輝君)

先ほど御質問にお答えいたしましたけれども、在宅で介護されてある方の数というふうなことで考えておりまして、介護サービスを受けていない方もおられますが、正確な数字というものは把握できておりませんが、在宅で何らかの介護を受けてある方の数で要介護1以上の方で、おおむねですけれども、1,000人程度というふうなことで考えております。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

はい、わかりました。

それでは、家族の力で介護をされている家庭に対しまして、市や介護保険はどのような支援をしていますか。詳しくお願いしたいと思います。例えば、在宅の介護手当などの名目で毎月金銭の補助やおむつ代として補助金を出しているなど、できるだけ具体的に教えていただきたいと思います。よかですか。毎月の金銭の補助やおむつ代として補助を出しているなど、できるだけ具体的に教えていただきたいと思います。

福祉課長(稲又義輝君)

在宅の方々でさまざまな支援の内容をというふうなことでお尋ねのようでございます。これにつきましては、介護用品の支給というふうなことで市の事業としてございます。それから、介護手当というふうなことでの支給もやっております。そのほか、御存じのように、配食サービスとか、寝具乾燥消毒サービスとか、そういった在宅の方々の支援も行っているというふうなことでございます。そのほかに、在宅で生活をされている方の介護サービスとしましたら、訪問介護、訪問看護、それからデイサービス、それから、相談窓口としましては三橋庁舎のほうには地域包括支援センター、それから、市内5カ所には在宅介護支援センターを設置いたしまして、家族からの相談業務等を受け付けているというふうな状況でございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

それでは、現在、市内において高齢者を抱える家族やひとり暮らしの家庭で、介護保険により支援を求めて施設入所を希望しているけれども、施設の定員をはるかにオーバーし、先

ほどお尋ねいたしました、入所の順位の低い方は死ぬまで入所できないのが実態であると思はうわけですよ。となれば、各家庭が在宅介護に取り組める環境をつくるのが市として大事になるのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。例えば在宅で介護すれば、それにかかわる労力が要るので仕事に行けなくなる。すると、当然給料が減らされ、だから、自己負担が1割で済む施設に入所できれば助かるという話もよく耳にいたします。特別養護老人ホームなどももちろんですが、慰問に行きますと、家に帰りたい、帰ると嫁さんや家族に迷惑かけるから、しょんなかばってん、おらやんたんもち言われる方が非常に多いわけです。それも皆さんたちも全部おわかりかと思えます。私も老人ホームに行きたくないです、はっきり言って。家族が看病してあの世に行く、私もそれを希望しております、家族には。俗に言うと、社会的入所が占める割合は非常に高いものがあると思えます。そうであるなら、先ほど回答をしていただきましたように、特別養護老人ホームの多額の入居費を負担している介護保険が、在宅の介護を余儀なくされている家庭に在宅介護費として支援を行えば、もっと多くの方々が在宅の介護に取り組んでいただき、自宅で御家族の皆さんと一緒に暮らせるお年寄りがふえていくのではないのでしょうか。それをぜひお尋ねしたいと思えます。

それと、またお尋ねしますが、介護保険は老後を支える大切な制度であります、家の外から支援を前提に考えられています。しかし、一緒に生活する人が外の力にかわって行う労働に対する評価には思い至っていません。家族の労働は対価の対象になっていないので、外の力を入れるために収入をふやす必要があると思えます。そこで働きに出るとますます介護ができないという状況になっているわけです。これを、家族の力を評価していただいて介護報酬の対象とするなら、現在の状況は大幅に改善をされるのではないかと考えております。このことは、ひいて介護保険料の引き下げにもつながっていくものと思えますが、一応市長のお考えをお聞かせをお願いしたいと思えますが、この金額面で、1人当たりの負担額と介護保険料、大体1割負担なら、100千円なら900千円ぐらい要りよっとじゃなかですか、この介護保険料ちゃ。そういうことはございませんでしょうか。それもちょっとつけ加えて御説明をお願いしたいと思えます。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問についてお答えしたいと思います。

今るる稲又課長のほうから柳川市の介護保険につきましてのいろんな環境について実態を説明いたしました。議員からは在宅介護の環境整備の必要性を唱えていただきました。この点について少し考えを述べさせていただきたいと思えます。

平成12年4月にスタートした介護保険制度は、この間、制度の制定、改正が行われてきました。13年経過をしたわけでございます。平成17年の主な改正では地域包括支援センターの創設、そして平成18年度には予防重視型システムの転換や地域密着型サービスの創設、平成21年の改正では介護従事者の処遇改善、その後の地域で高齢者を支えるための地域包括ケア

システムの充実に向けた取り組み方針が出されております。この地域包括ケアシステムとは、特に在宅支援の体制づくりとして、高齢者が要介護の状態になっても可能な限り住みなれた地域で生活をし続けることができるよう、介護、予防、生活支援、医療、住まいの5つの視点でのサービスを提供していこうという取り組みでございます。

本市におきましては、今後、高齢化が一層進展することから、介護を必要とする高齢者、特にひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の対応は大きな課題でもあります。そのため、在宅介護のサービスの一環として、訪問による看護やデイサービス、デイケア、ショートステイのサービスはもとより、地域密着型サービスとして、利用者の家族等の状況に応じまして通い、訪問、泊まりを組み合わせる利用することができます小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めておるところでございます。これからは可能な限り住みなれた地域で生活していただけるよう、地域包括ケアシステムの構築のため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センターや関係機関との連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度における家族介護に対する、今言われました分ですけれども、介護手当の導入につきましては、過去国のほうで検討されてきた経過がございます。しかしながら、導入には至っておりません。

そこで、柳川市としては、市単独の事業といたしまして、寝たきり高齢者を家庭で介護している方へ、介護の労をねぎらうために、一定の支給要件はございますけれども、月額10千円の介護手当を支給しております。実績でございますけれども、今現在、9名の方で毎年大体100千円近くですね、それで1,000千円近くの予算執行をいたしております。さらに、福岡県介護保険広域連合では、介護の高い人を1年間、介護サービスを受けずに家庭で介護した場合には、年間100千円を支給します家族介護慰労金制度を設けております。また、介護保険料抑制のためには、高齢者の方がなるべく介護状態にならないように、さまざまな介護予防事業や健康づくり事業に取り組んでいるところでございます。

さらに、介護予防の新たな仕組みをつくってまいりたいと考えております。これはどういうことかと申しますと、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制づくりを進める事業として、介護予防ボランティア制度の導入を図っていくことといたしております。こうした介護予防事業を一人でも多くの皆様に参加していただきながら取り組んでいきたいと考えております。介護予防施策を充実させていくことは、議員が言われるように、介護保険料の抑止効果につながることもございますので、しっかり今後対応してまいりたいと考えています。

以上が質問の答えになっております。よろしく申し上げます。

福祉課長（稲又義輝君）

先ほど介護保険の負担割合のことで御質問がございました。費用額の約1割が個人負担でございます。それ以外については介護保険のほうの負担というふうなことでございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

またさっきに戻りますが、1割負担ということは、900千円ぐらい要りよるわけですが、その介護保険料は、1割負担ちなぎっと、1,000千円なら900千円になってしょう。どげんなつですかね。私、ちょっと計算がようっとしいきりませんが。

福祉課長(稲又義輝君)

先ほど特別養護老人ホームの平均的なところでの費用額について申し上げました。これは介護度によっても違いますけれども、平均的なところについては、介護にかかる費用額につきましては280千円、そのほかに居住費とか食費とか、そういったものについては101千円かかると。合計で約381千円となりますというふうなことでお答えをいたしております。おおむねそういったところでの負担で、自己負担額が87千円で、介護保険料が294千円というふうな算定でございます。

以上でございます。

1番(三小田一美君)

市長、御答弁どうもありがとうございました。なかなか難しかところもあつですもんね。それもよく私もわかります。

国の制度であるからなかなか変えられないと私は考えておるわけですが、国の制度をつくっている多くの官僚、地方出身で、核家族の世帯ですので、家でお年寄りの面倒を見るといった経験を持っていませんし、ふるさとにいる親は高齢化したら当然施設に入居させるという考え方のほうがほとんどと思います。

どうでしょうか、再度質問をいたしますが、今市長の御答弁もしていただきましたが、家族の力を評価してもらって、介護報酬の対象とするならば、現状の状況は大幅に改善されるのではないかと私考えておるわけです。ひいては介護保険料の引き下げにもつながっていくと考えております。

市長は、九州市長会や、また全国市長会のとき、県下の市長に呼びかけて、家庭における家族の介護の重要性をアピールされまして、介護制度の中に家族介護手当の創設を働きかけていかれることを特に要望申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長(浦博宣君)

もう答弁よろしゅうございますか。

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、20番島添勝議員の発言を許します。

20番（島添 勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。20番、市民クラブの島添でございます。

市は、三橋・大和地区の小校区ごとにコミュニティセンターを平成26年度までに整備する11校区のトップを切って、垂見コミュニティセンターは本年度の3月に落成式があり、コミュニティセンターは各種組織や団体の地域コミュニティの活動の拠点として、また、地域の触れ合いの場などになると思います。また、災害が発生したときなどは避難場所の機能も有する地域の施設として期待されていると思います。

また、少子高齢化の進行や高度情報化など目まぐるしく社会情勢が変化していると思います。また、人口減少や核家族化の増加などは地域活動の停滞が懸念され、向こう三軒両隣と言われた近所づき合いも薄れ、地域の連帯感も希薄になっていると思います。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえる中、日ごろの高齢者への気配りが求められる。また、小学生を対象にした2年生から4年生までの児童がレクリエーションや昼食の調理などを体験し、違った学年同士が交流し、地域住民とともに触れ合いながら自主性や協調性の大切さを体験する場であるのがコミュニティセンターの役割であると思います。

また、垂見公民館長を中心にして協議会を行っています。だが、コミュニティセンターの落成が3月上旬にあってから、かなり利用者があります。詳しいことは席のほうから質問しますが、そういうことでコミュニティセンターの管理運営についてお尋ねします。

壇上からの質問はこれくらいにして、あとは一問一答方式で自席のほうから質問しますので、よろしく願います。

生涯学習課長（石橋正次君）

それでは、生涯学習課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

垂見コミュニティセンターの管理運営ということでございます。

垂見コミュニティセンターの管理運営についてお答えをしたいと思います。

コミュニティセンターにつきましては、旧柳川市の校区公民館には活動拠点となる施設が校区ごとに整備をされまして、今、活発な公民館事業が展開をされているところでございます。しかしながら、大和・三橋地区の校区公民館には校区ごとの施設がなく、拠点施設の整備、これが平成17年の1市2町合併時からの大きな課題であったことと思います。このために、平成22年の1月に柳川市コミュニティセンター基本計画というものを策定いたしまして、現在整備を行っているところです。

垂見のコミュニティセンターにつきましては、整備予定の11施設の中で最初のコミュニテ

ィセンターとして本年平成25年の4月にオープンをしたところでございます。

また、これらの新しい公民館の体制につきましては、平成24年10月25日に策定をいたしました柳川市の新しい公民館のあり方に関する方針というものをもとに校区公民館18館の体制について基本的な考え方を整理しているところでございます。

このために、当分の間につきましては、垂見コミュニティセンターの管理運営につきましては、垂見コミュニティセンターを活動拠点といたします垂見公民館が行うということにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございます。垂見の場合だけじゃなくて、旧三橋町だけしか私は余り知りませんけれども、ほとんど校区公民館という組織がありますよね。それで、何で私がこういう質問をするかという、校区公民館というのは17団体の組織なんですよ。

例えば、公民館、行政区長会、垂見PTA、防犯協会、小学校、児童民生委員、主任児童民生委員、女性連、老人クラブ、消防団、交通安全協会、子ども育成会とか、ほとんどこういう団体で校区民会議への組織をつくっております。ただ、会長は今までもずっと公民館長がしてあるわけですよ。こういう格好で何というか、コミュニティセンターの組織づくりはそのまま名前を変えるだけでよかつちなかなかなと思うんですが、どうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

その前に予算とかの部分を上申してよろしいでしょうか。（「はい、お願ひします」と呼ぶ者あり）

通告の中にコミセンの予算についてということでお知らせをさせていただいておりますので、まずは垂見のコミセンの予算について御説明をさせていただきたいと思ひます。

垂見コミュニティセンターにつきましては、垂見校区公民館が施設の管理をすることから、垂見校区公民館費として予算の計上を行っているところでございます。

予算額につきましては、垂見公民館の学級開設費という名目で300千円、それから、管理費といたしまして2,806千円を計上しているところです。また、このほかに館長、主事、主事補の人員費といたしまして、2,179千円を計上しているところでございます。

ここで、初めて垂見コミュニティセンターがコミセンで最初にオープンをしたということで、垂見コミュニティセンターの利用状況についても少しお話をさせていただきたいと思ひます。

オープンいたしました本年4月に370人の御利用をいただいております。それから、5月から8月までが350人前後で推移をいたしまして、9月が416人、それから、10月が470人、11月が590人ということで、着実に利用者の増加がっております。4月から11月までの合計といたしましては3,231人ということで、月平均で403人の御利用をいただいているところ

です。

この中で、定期的に御利用いただいているサークル　サークルとって、地域で自分たちがやりたいことを公民館でやろうということで、地域の皆さんがコミセンを使って御利用いただきながら、そういったサークル活動を行っているところですけども、そのサークル活動が現在垂見のほうでは8団体がコミセンを利用していただいているということでございます。

内容を申し上げますと、大正琴、それから健康体操ですね、先ほど介護保険のお話もありましたけど、健康のための体操、それから社交ダンス、そして子ども詩吟ということで、子どもたちに詩吟を指導していただいているサークルもございます。それから、囲碁教室、そういったものが週に1回のサイクル、それから、2週間に1回のペースで御利用をされているということでございます。

また、講師を招いた垂見地域づくり学級、こういったものを垂見公民館の自主事業ということで10月に実施をされております。それから、11月には柳川市青少年育成吟詠コンクール大会ということで、垂見コミセンの中で盛大に開催をされたところでございます。

このほか、情報発信ということで垂見校区公民館での事業やサークルの活動内容等を周知するために、公民館だより、この名前が「垂見のわ」という公民館だよりを月1回の発行目標といたしまして、垂見校区全戸にこの「垂見のわ」を配布いたしまして、垂見コミセンで一体どういうふうな事業が行われているのか、また、サークル活動はどういったことがあって、希望される方は参加してくださいというような、そういった公民館だよりを月1回発行しております。

また、垂見のコミュニティセンターが開館をいたしまして、講演やイベント、サークル活動、健康診断、それから介護予防事業等が、小学校区の中に施設がありますので、今までは車で行かなければいけなかったのが自転車で行ったり歩いていたりということで、非常に身近なものになったということで、お喜びの声をよく聞かせていただいているところでございます。

これからも地元の皆さんに親しまれて、それから御利用できるような施設になりますように、生涯学習課、関係者一同努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、議員のほうから先ほど垂見の校区民会議のことにつきまして御質問をいただきましたけれども、校区民会議につきましては、これは垂見にかかわらず、例えば、三橋町では青少年育成市民会議というのがございますけれども、その下部団体として校区ごとに校区民会議というのがございます。これは大和でも一緒だと思うんですけども、その校区民会議につきましては、基本的には垂見の各種団体で構成をされた任意の団体であるというふうにとらえております。

それで、校区民会議の会長さんには、現在、垂見の館長のほうになっておられると思いますがすけれども、校区民会議の会議規則というのがありますので、それにのっとって会員の総意により選出をされた者というふうに推察をしているところでございます。

それから、校区民会議の規約でございますけれども、第3条の目的に、校区民会議というのは、校区内の各種団体及び機関の連携を一層深めて、広く校区民の総意を結集しまして、明るく健康的な地域づくりを推進することを目的とするというふうに校区民会議の規約の中では書かれているところです。

これにつきましては、社会教育法に定めております公民館の目的、それから事業、こういったものと目指すべき方向性というのは全く同じでございます。

こういったことで、地域コミュニティの活性化が図られまして、規約にもございますけれども、明るく健康的な地域づくりが推進されますように垂見校区校区民会議の御協力をお願いして、公民館と一緒に地元の活性化を図っていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。今、コミュニティセンターの利用の人数を言われましたけれども、確かに最初んには一月370人、11月で585人、こげんかふうになくなっていくわけですよ。それも、利用される方が10時から22時とか、そげん遅くまでされますので、主事さんは一応1人という話は聞いておったんですよ。ただ、1人だけだと8時半に出てきて12時まで1人では無理だと思うんですけども、その辺、今一応2人おんなはるばってん、これは予算の中に入っとつとでしようか。

生涯学習課長（石橋正次君）

垂見コミセンの管理運営をするということで、コミセンにつきましては、垂見にかかわらず、新しくできたところについては、社会教育法に定められた公民館の中に主事という項目がありますけど、それを補助する形で主事補というのを今、先行する柳川の7館でも雇用しております。

それで、主事補さんという形で1名を雇用いたしまして、今現在、垂見コミセンの管理、要するに公民館をあけて、終わったときには公民館を閉めるというふうな事務をされております。それと、各部屋を御利用いただいている方の貸し館業務を含めて事務をしていただいております。

それと別に垂見コミセンの掃除、それから、今議員のほうが言われました5時以降の管理ですね、5時から10時までには公民館をあけております。あけておるといふか、これは公民館の予約があったときにあけるといふことございますので、予約がない場合は5時にコミセンのほうは閉めさせていただいておりますけれども、5時から10時までにサークル活動をした

いというふうな予約がございましたら、それについては主事補さんではなくて、管理人さんという、1人掃除をされる方を雇用しております。これは通常の半日勤務プラス、そういった5時以降の予約があった場合は時給幾らという形で雇用しておりますので、土日につきましても利用の予約がありましたならば、その管理人さんが出てきていただいて、時給幾らという形で管理をお願いしているということでございますので、あくまで主事補につきましても、平日の8時半から17時までが勤務となっております。（発言する者あり）17時です。8時半から17時までですね、夕方の5時までが勤務時間となっておりますので、それ以降の残業につきましても、先ほど申し上げました管理人さんという方を半日勤務で雇っておりますので、そういった方が対応していくという形になります。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。そして、最初の3カ月ぐらいは利用者も300人台だったんですよ。それがやっぱりいろいろなことで、校区民会議なんかで話が出て出てからだけじゃないんですけれども、今、課長から返事がありましたように、登録団体が今のところは8団体が登録してあるということでございますので、かなり利用者は今から出てくると思うんですよ。そのためにちょっとですね、一つ気になるとのあつとですよ。

コミュニティセンターに調理室があつとですよ。そこは全然、3月から11月まで一回も利用はしてなかつですよ。それはなしか、よかつたら教えてもらいたいと思います。

生涯学習課長（石橋正次君）

調理室につきましては、今のところ、議員が先ほど申された点もあつたんですけど、例えば、親子の料理教室であるとか、そういった分に御利用いただくために設置をしているところでございます。

それから、例えば、校区の中でいろんな催し物があつて昼食等が必要になるケースもございますので、そういったときに御利用いただければと思っておりますので、議員のほうから地域の方々に御利用いただけるようにお声かけをしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

20番（島添 勝君）

私が聞いたところでは、和室を小学校に、私たちは校区民会議あたりで利用をしていたんですよ。そして、今の調理室には調理用具がないと言われるんですよ。そして、せっかく調理施設があるのに使われんというようなことがあつておりますので、要望なんですけれども、いろいろ話を聞きながら、調理用具の整備をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

調理室につきましては、まず最初は基本的に大きいものしか準備をしておりません。それ

で、現在、垂見のコミセンには包丁、大小のお皿、ポット、オープンレンジ等の器具がそろっております。お皿とかは、そういった分のやつは地域の方から持ってきていただいて、準備をしていただいたと思いますけれども、議員が言われるように、今までまだ一回も利用があっていないということでございますけれども、このほかの不足する分については、今後、事業費も予算に計上しておりますので、例えば料理教室とか、そういった分をコミセンの事業として実施をされる場合は、そのときの利用するための備品ということで補充をしていきたいと思っておりますので、そういう料理教室の機会等に一緒に補充をしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございます。去年7月に災害があったんですね。そういう話からすると、やっぱり避難場所はぜひ必要だと思うんですよ。その点、市長、調理室でん何でん調理器具もなか、ただ茶わんとかお皿とかは旧和室の女性連で買うたところがそのまま来てあるらしくですもん。市長、その辺はどういう考えだったのか、よろしくお願ひします。

市長（金子健次君）

垂見のコミセンが3月に落成をいたしまして、4月から利用されておりますけれども、今、石橋課長のほうから報告がありましたようにかなりの人数がふえてきているということで、市長としても大変うれしく思っているところでございます。

4月の選挙には、選挙の投票所にも垂見小学校から変更したところでもございます。

私は、常々柳川の7区の公民館が、あの事務所に行けば行事板に全て埋まっています。いろんなカルチャーの教室とか。そういうことで、垂見のスタッフの皆さんにはぜひそういうことになるようにということで、日に日に月ごとにふえてきているということで、大変うれしいことだなというふうに思ひます。

いろんな形で先日も「市長さん、ちょうどよかった」ということで、社交ダンスを習ってある方が鏡をつけてもらいたいと。そしたら、鏡もやっぱり安全策がありますので、そこには石橋課長に話をして、安全なところの面できちんと倒れないような形で壁につけるといふ形も考えております。

それは柳川にもついていますからというお話だったもので一応検討して、自分のダンスの仕方とかを見るという形だったと思ひますけど、あとこのほかに非常時の問題についても予算化を今度いたしますけれども、停電時の問題とか、あと水の補給の問題とか、いろんなことを兼ね備えて、避難所にそろふような形の施設はこれから整備していきたいというふうに思っております。

いろんな形で、昨年の水害のときも高さが大丈夫かなということには心配いたしましたけれども、そこまで届かないということ等も鑑みて建設をいたしましたので、それについては問

題ないというふうになっているところでございます。

いろんな形をこれから準備してまいりたいというふうに思って、避難所になるような形で避難所というの、台風のときの風のときも水害のときとか、2つタイプがありますので、そのことを考えながらやっていきたいというふうに思っております。

昨年の7月14日、いろんな経験を踏まえて、これからの施策を施していきたいというふうに考えております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。ぜひお願いしておきます。垂見がモデルになるようによろしくをお願いします。

次に、戸籍謄本とか印鑑証明など庁舎に自動交付機というのがありますよね。できたなら、そういう戸籍謄本とか何かは職員さんがおられらっしゃるけんですね、よかったら高齢者とか、そういう自動車に乗られない、自転車で行ったり来たりせやん人がおんなはるけん、垂見コミュニティセンターに置いてもらうならどうかなと思いますけど、どうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

住民票等の自動交付機というものを垂見のコミセンのほうに設置できないかということでございます。

この交付機につきましては、非常に高価な部分もございますので、今のところ、そういった計画はしておりません。

それで、今後、そういった所管課とも費用対効果等も含めまして協議を行いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。それで、ちょっと私がこの質問の話をした人が今夫婦共働きで、なかなか市役所さん行っちゃ、帰りの遅かったり何たりするもんで、近くにあるなら助かるという話も聞きます。市長、どうでしょうか、その辺は。

市長（金子健次君）

今、石橋課長が答えましたように、いろんなことを鑑みて検討していきたいと思ひます。

ただ、1カ所にどのくらいの方が利用されるかということも、できれば非常に便利でありますけれども、例えば、垂見の人であっても三橋支所にはできていますので、そういったことで交付できますので、ただ車で何分の間に果たして幾つもの場所に設置することが可能かどうか、投資効果、それも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。そういうことを要望しまして、私の一般質問をこれで終わります。

す。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

第3順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんこんにちは。ただいま議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。22番伊藤法博でございます。

質問の要旨は、金子柳川市政2期目の課題、主に活性化策についてお尋ねをいたしたいと思っております。

金子市長は、三橋町役場に奉職され、1市2町の合併後は柳川市職員として勤務されました。40年近くに及ぶ公務員生活で組織の中枢を経験され、定年1年前に退職され、その後、1年後の柳川市長選挙に出馬表明されました。平成21年4月の市長選挙で、多くの市議会議員の支援を受けて当選されました。そして、ことし4月の柳川市合併後の第3回目の市長選挙でも、相手候補に大差をつけて当選されました。

40年に及ぶ行政経験に加え、柳川市長を1期経験し、2期目を半年終えた今日、柳川市政の課題は何か、柳川市が進む方向はどちらか、柳川市のあるべきビジョンはどのようなものなのか、金子市長にはおのずと見えているものがあると思われまます。

金子市長は、最近、柳川市民挙げておもてなしの心日本一を目指して取り組んでいきたいと言っておられます。このことは、優しい心で素直に相手の気持ちを酌んで人と対応することで明るい地域社会をつくる土台となるもので、大事に守り育てていかなければなりません。

こうした心根優しく、明るく気持ちのいい精神風土の中でいかに生き生きとした活力ある地域社会を構築していくかが求められています。人に優しく前向きで活力ある地域社会を目指すには、インフラの整備が当然必要になりますが、そこには魂が宿っていなければなりません。仏つくって魂入れずでは困ります。

以上の観点から、金子市長は柳川市のこれから先、人材、産業の活性化策はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

まずは、柳川市の基幹産業である農業、漁業の振興、活性化についての方向性、あるいはビジョンについてどのように描いておられるのか、また、具体的にどのような政策を提案されるのかをお尋ねします。

あとは自席から一問一答で質問しますので、よろしく願いいたします。

22番（伊藤法博君）続

農村集落においては、十数年前まではほとんどの農家が農作業にかかわっていましたが、近年では多くの農家が耕作を諦めて担い手農家に農地を預けるようになってしまっています。そうした中で、農家の高齢化はさらに進み、より少ない担い手で多くの農地を管理しなけれ

ばなりません。しかしながら、現在の農地は少ない担い手で多くの農地を管理するような農地ではありません。何らかの取り組みが必要と思いますが、その点、いかが考えておられるかお尋ねします。

市長（金子健次君）

農業問題に触れる前に、前段に2期目の市政についての課題等が見えているんじゃないかということで、それにつきまして私なり、担当課長、部長が答える前にお答えをさせていただきたいと思います。

議員が言われるように、私は昭和46年4月に三橋町の職員として採用されまして、平成20年3月に柳川市役所を退職するまでの間、37年間でございます。40年近くになりますけど、職員としては税務、保健福祉、経済、特に農政関係、商工関係の経済課長をさせていただき、担当いたしました。

平成3年の台風17号、19号のときには、本当に経済課長として、農地・農業が、田んぼが倒伏してしまったという形で、家が崩壊してしまったということで、激甚災害の指定を受けるために東奔西走した記憶、また、東京に何回も足を運んだという記憶がございます。

それから、学校教育、総務、議会事務局などを歴任いたしました。あらゆる分野で一応行政経験を積んでまいったところでもございます。

そして、平成21年の4月から市長として、まだ2期、または5年目に入ったところがございます。この間、私は柳川市をもっとよくしたい、住んでよかったと言ってもらえるようなまちにするにはどうしたらいいんだろうかということで、自問自答という形で、そして、柳川は何が長所なのか、何が強いものか、柳川の弱いところは何なのか、短所は何かということをも自分自身にいつも問いかけております。

その問いかけの中で柳川市の課題は何かということで、次世代の柳川を開き、その先へ向かうためにはどうしたらいいのかということで、2期目に当たりましては、改めて6つの政策を掲げたところでございます。

これにつきましては、6月議会の所信表明で申し上げまして、重複いたしますけれども、改めて申し上げたいと思います。

1つ目は、災害のないまちづくり、これはやっぱり昨年の7月の水害以降、災害に強いまちをつくらなければいけないということが大前提であると。いろんな形で財産をつくって、一遍に吹っ飛んでしまうと。そういうことで、1番目には災害のないまちづくり。

2つ目の大きな課題というのは、農業、漁業、柳川市の第1次産業は農業、漁業であります。農業が45億円、漁業、水産加工で約20億円ぐらいの業績として上がっています。それに商工業がにぎわうまちづくりということです。

それから、3つ目は観光と文化の薫り高いまちづくりということでもあります。柳川市には115万人の人が訪れます。そしてまた、文化の薫り高い、いろんな形の文豪が輩出している

ところでもございます。

4つ目は子育て福祉のまちづくり。人口が減ってきております。そういう面では、子育てのまちづくりということも4つ目に挙げました。

そして、5つ目は便利で住みよいまちづくり、6つ目は市民目線で行革のまち柳川へということで取り組ませていただいたところがございます。

そして、その6つの政策を具現化していきながら、まちづくりを進めていくとき、観光の振興にとどまらず、まちづくりの根底には市民挙げてのおもてなしの心が必要ではないかというふうに思っております。

私は、おもてなしの心日本一を目指しながら、6つの政策をしっかりと進めていきたいと思っております。

おもてなしの心日本一についてちょっと申し上げたいと思いますけれども、おもてなしの事業とは、地域づくり、まちづくり事業の中で市民を挙げて、市民に浸透してもらって、そして浸透させて、そして、心の持ちようではお客様をがっかりさせない、温かい受け入れの充実、そしてまた、美しいまち、挨拶運動、親切など、おもてなし事業というのは職員に申し上げましたけれども、やらされているではなくて、観光のためではなくて、私は住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指したいと思っております。

市民が柳川を好きになる。2点目は、市民が柳川に住んで誇りを持つ。そして、柳川を愛する市民が一人でもふえるということが私はおもてなしの心日本一につながっていくんじゃないかというふうに思っております。その結果、この取り組みが結果として150万人の観光客が訪れると、実現するのではないかというふうに思っております。

今回のいろんな質問については前もって通告がっておりますので、それぞれの農業問題、漁業問題を含めまして、担当の課長、また部長と十分打ち合わせしましたから、それぞれの担当からお答えすることにいたします。よろしく願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

農業の振興についての御質問ですけれども、現在、国のほうでは農業の持続的な発展と競争力強化として、5年後をめどに米の生産調整への国の関与を廃止するなどの農業の大改革を進めております。

本市といたしましても、JAとともに生産現場の実態、実情を踏まえ、水田フル活用や地域担い手づくりに対応できるよう検討していかなければならないと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

今、いろいろTPP等で非常に農業問題は大きな変化が訪れようとしております。そういった面で、やはり柳川市としても具体的に方向性を示して、これからの農業政策についてもビジョン、方向性を示していくべきではないかと思っております。

現在、柳川農業の主流は米、麦、大豆で、補助金、交付金で成り立っています。補助金、交付金に頼らない作物である蔬菜園芸や施設園芸などにもっと力を入れるべきではないかと思いますが、この点、どのようにお考えでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

本市では、広大な多くの優良農地におきまして米、麦、大豆が生産されており、特に麦、大豆については県下でも有数の産地となっています。また、麦、大豆につきましては加工用原料として使用され、輸入品との競合から販売価格が抑えられ、どうしても交付金に頼らざるを得ない状況でございます。また、大豆につきましては、転作作物として推進をしてきました。

この米、麦、大豆の土地利用型農業においては、現在、高性能農業機械の導入や大規模な農家などへの利用集積も進んでいるところでございます。今後も経営の安定と農地が遊休化しないように対応していかなければならないと思っております。

一方、農地の面積が少ない農家、または形状が悪い農地においても、取り組みやすい露地野菜や園芸野菜など安定した所得の確保もできることから推進しているところでございます。

また、集落営農組織では、これまで米、麦、大豆を中心とした作物でありましたが、法人化に移行することになっておりますので、経営の安定のためにも他の作物の生産に向けた検討をお願いしているところでございます。

本市では、イチゴ、ナス、レタスなどの多くの野菜や果実が生産されています。現在、イチゴ、アスパラガスを新規に取り組む方もふえております。また、これまでブロッコリー、ツボミナ、ソラマメなども推進してきたところでございます。今後も本市の管内で生産されている野菜や果実の規模拡大や新規作物の調査研究など、JA、それから普及センター、農業試験場などの関係団体と連携して推進していかなければならないと思っております。

また、減反政策の見直しなどについての農政改革についてもしっかり対応し、農業の振興に取り組んでいかなければならないと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

いろいろな多くの作物をつくってありますが、本当に全国的にこれといった産地としてのそういった作物はございません。これから、全国的に柳川といえどどういう作物だと言えるような作物を立ち上げていかなければならないと思います。そして、麦、大豆、米、そういったやつの6次化の精神を利用した、そういった産業の育成も取り組んでいくことを強く希望しておきます。

次に、ノリの漁業団地は市内で2カ所稼働していますが、その業績はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

産業経済部長（古賀廣介君）

私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

中島の漁業団地が7棟31名、また、柳川漁協が1棟5名、ノリ共同加工施設が現在稼働しております。

加工場の実績でありますけれども、平成24年度時点で実績を申し上げますと、5棟21名でこま数が全部で663.6小間、生産枚数約4,100万枚、生産額につきましては424,260千円、平均単価でございますけれども、10.34円でありまして、有明海区全体の平均単価9.54円を0.8円上回っているということになります。

過去数年の実績を見てみますと、生産枚数で約1割、生産金額で申し上げますと約2割の増となっております。

また、生産コストにつきましても、燃料や電気で申し上げますと1枚当たり0.3円のコストが削減となっております。各漁家の養殖方法によって若干異なりますけれども、資材や諸経費を含めると1枚当たり0.5円以上のコストが削減できているというふうに思います。

これを標準漁家30小間、200万枚で計算いたしますと、生産額で約1,700千円程度、コスト削減で約1,000千円程度、合計の2,700千円程度の所得がこの協業化によって増額になるというふうな、ざっくりしたところでございますけれども、こういう計算になります。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。協業化によってかなりの経費削減ができておると思いますが、この協業化については、やはり集落内のノリ加工場の騒音や塩害の解決策のためにはぜひ必要な事業ではないかと思えます。

ノリ加工場の団地化が必要ですが、今後の計画はどのようになっておるのか、お尋ねします。

産業経済部長（古賀廣介君）

ただいまの今後の計画についてお答えをいたします。

まず、大和漁協が中島漁港の漁業団地に委託による共同加工施設の増設計画をしております。有明漁協や浜武漁協も平成27年以降に各4棟から5棟の団地化が計画をされております。

また、その他の漁協につきましても、団地化や協業化の必要性については十分理解をされておりまして、生産コストの削減、労働環境の改善、また、集落生活環境の改善の面からも十分理解をされておりますので、いろいろ協議をされているというふうに現在のところ私も理解をしております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ぜひ、漁業団地のより多くの造成に向けて頑張ってくださいと思います。

次に、クリークの維持管理についてですが、現在、柳川市はしゅんせつ残土の処理に困っています。柳川市長は当初、しゅんせつヘドロの再利用システムの確立を掲げておられましたが、今なお、見通しが立っているようには思えません。今後、どのようになさるのかをお尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

伊藤議員の質問のしゅんせつ土の再利用システムについて今後どのようにしていくかというところでございますが、このしゅんせつ土の再利用システムの確立につきましては、議員からの平成25年3月議会での一般質問に対してもお答えしておりますように、簡易かつ低コストの技術開発を待って導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

このしゅんせつ土の堆肥化や建設資材等への再利用に関する技術開発につきましては、現在、産学が連携するなど鋭意開発が進められているようでございますが、簡易かつ低コストの技術の開発には至っていないというのが現状のようでございます。

ですが、このように技術開発はなかなか進んでいないようでございますけれども、そもそもこのしゅんせつ土の発生を抑制することが大事であろうというふうに考えております。そういうことから、現在、水路において護岸が設置されていない土がむき出しの部分、こういう部分が水流等によって崩壊して堆積土が発生することがしゅんせつ土が出てくる大きな原因だというふうに思っております。

そういうことから、現在、国営水路につきましては、国のほうで農地防災事業を実施していただいています。また、県営水路につきましては、県のほうからクリーク防災事業でのり面の保護を実施していただいています。また、そのほか、これも県営の事業ですけれども、農村総合振興整備事業、これも護岸を設置する事業ですけれども、これを進めていただいています。

また、市が行っている事業といたしましては、農村環境整備事業、これを行って護岸を実施しているところです。

また、ちょっと言い忘れておりましたけれども、県営事業でございますけれども、農業用排水路整備事業というものを筑後下流域の7市1町の首長が県のほうに要望いたしまして、平成23年度から3カ年間の時限付きの事業創設でございましたけれども、そういう事業を創設していただいて、県営で今実施をしていただいているところでございます。

このように、しゅんせつ土そのものの発生を抑制する事業を今計画的に進めているところでございます。

しかしながら、このしゅんせつ土につきましては、現在、既にしゅんせつして仮置き場のため置いているしゅんせつ土もあるということでございます。そういうことから、本市の抱える喫緊の課題として考えておるところでございます。

当面の対策といたしましては、市が行う公共事業への再利用を推進しているところでござ

います。また、今後は国、県が行います公共事業への再利用も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

この公共事業への再利用の一つの例でございますけれども、一部コミュニティセンターの造成の際に地元の理解を得まして、再利用してきたところでございます。

最後に、このしゅんせつ土の処理を含みます水路の維持管理費の問題につきましては、柳川市を含む筑後南部クリーク地帯独自の共通の問題であるというふうに認識をしております。そういうことから、柳川市単独では解決できない問題であると思っております。

そういうことから、市長会等の機会に周辺市町と一体となって、水路の維持管理に対する交付税等の算入や助成制度の創設等の要望を継続して国、県に対して行っているところでございます。

この一例でございますけれども、先ほど申しましたように、しゅんせつ土を抑制するには土がむき出しの部分を整備するということが非常に効果的というふうに思っております。そういうことから、去る10月15日、先ほど申しました平成23年度から3カ年の期限つきで創設をしていただきました農業用排水路整備事業の事業期間の延長を県に対して柳川市を初めとする筑後川下流域7市1町で要望を行い、結果、事業期間を平成28年度まで3カ年延長していただくという成果がございました。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきます。

22番（伊藤法博君）

やはりクリークは柳川の財産でございますので、クリークには物を投げ込まないとか、生活雑排水は処理をしてから流すとかいろいろ工夫をして、そして、なるべく護岸ができるようにお願いをしながら、クリークが埋まるのを防ぐような手だてを今後もしていただきたいと思います。

しかし、今現在、かなりのクリークが埋まってしまっておるような状況でございますので、そういったやつに関しては、私はやはり早急に流れをよくするためにも掘り上げて、しゅんせつ残土を活用するような努力が必要じゃないかと思えます。

今現在、三橋・大和地区の11校区に11カ所のコミュニティセンターの建設が進んでいます。コミセンは、災害時の一時避難所としての機能を有していなければなりません。昨今の多発する集中豪雨や異常気象に対応しているとは思えません。やはりしゅんせつ残土を利用した2メートルから3メートル程度の高台を造成し、防災機能を高めたコミセンにすべきではなかったかなと私は思っているところでございます。

次に、商店街についてですが、日本全国の地方都市での市街の商店街の空洞化が激しく、柳川市の商店街においても同様な傾向にあります。多くの買い物客が郊外のスーパー等に流れています。さらに大型店舗のゆめタウンの進出も決まっているようです。

そうした中での商店街の振興活性化についての方向性、あるいはビジョンについてお尋ね

いたします。

商工振興課長（田中利光君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

市商工振興課では、各商店街の振興を図るために定期的に市内各商店街団体の理事長、それから会長などが集まっておきまして、それから、商工会議所、商工会職員も含めて市内の商店街の合同会議を開催しておるところでございます。

この会議の中でも、議員の御指摘のようにゆめタウンの出店につきましては、各商店街からも懸案事項として心配をされているような状況もっております。合同会議の中では、商店街は昔から買い物に来た市民の憩いの場であったほか、地域の祭り、イベントや防犯、防災等の自主活動の主体を担うなど地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を果たしてきていただいておりますが、それがなくなりつつあるとの意見も多く出ておるところでございます。

地域商店街とは地元へ愛される商店街でなければならないと考えますので、今後は地域商店街の各個店も地域の顧客ニーズに合った品ぞろえと対面販売ならではのコミュニティを生かしたきめ細やかなサービスがますます必要になってくると思います。

市内各商店街につきましては、それぞれの風土、独自性というものがございます。市といたしましても、各商店街の独自の魅力づくりを目指して、現在、各商店街の理事会や役員会に足を運んでおりまして、今後の課題を検討しておりますし、今年度6月議会で御承認いただいた柳川市未来に向けて頑張る商店街応援事業補助金の活用も含めまして、今後も商工会議所、商工会とも連携しながら活性化に努めてまいりたいというふうに考えています。

また、これまで市内全ての商店街や個人商店で使える共通のスタンプカードやシールがなかったため、今年度より各商店街から選出された委員さんと商工会議所、商工会、市職員によりまして委員会を発足いたしております。市内統一のスタンプまたはシール事業につきましても検討を開始している次第でございます。

このような課題に取り組みながら、各商店街の振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

22番（伊藤法博君）

商店街の振興については非常に難しい面があると思いますけれども、やはり御尽力をお願いしたいと思います。

次に、柳川の観光産業についての方向性、ビジョンについてお尋ねします。

柳川の観光は、北原白秋、川下り、ウナギのせいろ蒸しを中心とした短時間の通過型の観光地になってしまっています。宿泊を含めた長期間滞留型の観光にするにはどのような施策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

観光課長（乗富祐治君）

観光の振興についての伊藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、市長もおっしゃいましたように、まずは市民を挙げておもてなしの心日本一の機運を高め、挨拶運動や清掃運動、それから、美しいまちを保つ運動などに取り組みながら、何度も柳川を訪れていただくりピーター、柳川ファンを一人でもふやし、10年後には観光客150万人を目指したいと考えているところでございます。

現状でございますけれども、平成24年の本市の観光動態調査で発表しておりますとおり、観光客の入り込み客数117万4,000人に対しまして、宿泊客は約3.6%の4万2,000人でございます。伊藤議員おっしゃいますように、日帰り通過型のお客様が大半を占めているという状況となっております。

10年後に観光入り込み客数150万人を目指すにおきましては、北原白秋、川下り、ウナギのせいろ蒸し、さげもんめぐりといった本市を代表する観光資源、催しを大切にいたしまして、さらに磨きをかけていく必要があるというふうに考えております。

とりわけ議員御指摘の宿泊を含めた長時間滞留型の観光地ということについては、市といたしましても、外からのお客様、交流人口をふやして地域経済を活性化するということが重要であると考えております。

具体的な施策については、観光協会が主体となり実施されております夏場の灯り舟、つまり夜の川下りを楽しんでいただくものや、ことし春と秋に実施いたしました水郷柳川ゆるり旅の中でも柳川の果物、地酒を使ったホームカクテル講座や英語で楽しむ大人の宴、満月の夜の川下りなど夜しかできない体験プログラムを実施しております。

今後も関係団体や関係の皆様と連携して、滞在時間の延長、さらには宿泊につながるような施策の展開をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

本当に宿泊客が4万2,000人程度で非常に少ないということでございますので、当面は民泊とか、民宿とか、そういったほうにも力を入れながら、宿泊客の増大に向けて施策を打っていただきたいと思います。

次に、企業誘致について、その可能性並びに方向性についてお尋ねいたしますが、その点について。

商工振興課長（田中利光君）

伊藤議員の企業誘致についての御質問でございますので、お答えさせていただきます。

柳川市における道路等のインフラの整備は、有明海沿岸道路の整備、みやま柳川インターチェンジと国道443号線バイパスの連結など道路整備が進んでおりまして、交通の利便性が非常に高くなってきており、企業誘致につきましても、その可能性は高まっているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、現下の経済状況を見ますと、幾分景気は上向き傾向にあると思いますが、企業が積極的に設備投資する状況ではなく、現実的には企業誘致は厳しい状況にあらうかと思えます。

企業の誘致は、柳川市の産業基盤の充実、雇用の確保、定住化の促進、税収の確保など企業誘致による経済効果も期待されますので、企業誘致には知恵を絞りながら、県などとの関係機関と連携しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致の用地については、候補地をリストアップしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

次に、市民会館建設、庁舎統合についての方向性、ビジョンについてお尋ねいたします。

総務部長（大坪正明君）

市民会館建設、庁舎統合についての御質問でございますけれども、これまで庁舎統合につきましては全員協議会で御協議をいただいておりますけれども、合併特例債がその活用期限について5年間延長されましたので、それに伴いまして、現在の市民会館が非常に老朽化をし、また、バリアフリーや駐車場の問題、そういった課題の多い市民会館でございますので、こちらのほうを先行して整備しようということで、現在、外部の有識者をアドバイザーに委嘱いたしまして、建設場所の選定等も含めて基本構想を年度内に策定できるように協議を行っているところでございます。

このアドバイザー会議につきましては、8月から毎月1回のペースで開催をいたしております。来年の3月までには市民会館の建設場所等も含めて決めることができるように、そういったスケジュールで進めております。

そういった中で、議会にも報告をし、また協議をしながら、市民会館について一定の方向性を出していきたい、そして、その方向性がある程度出た段階で庁舎統合についても並行して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

一応市民会館の方向性が出た上で、また庁舎統合については改めて方向性を持っていくということでございます。

クリーンセンター、葬斎場については、みやま市と合同でクリーンセンターについては柳川市のほうにつくるし、葬斎場についてはみやま市のほうにつくるということで合意ができておりますし、市民会館の建設、庁舎統合等、今後いろいろと大きな事業が続くわけでございます。

以上の方向性、ビジョンを踏まえた上で今後の行財政改革についてお尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

じゃあ、私のほうからお答えいたします。

本市では、これまでも人件費を含めた経常経費の削減や事務事業の見直しなど行財政改革に取り組んでまいりました。

一方、本市の抱える課題とその課題解決のための方向性及びビジョンは、先ほども各課より述べられたとおりだと思います。

今後ともこれまで同様、最少の経費で最大の効果を上げるべく行財政改革に取り組むのはもちろんのこと、本市の抱える課題解決のため、事業の必要性を見きわめ、これに必要な予算措置を講じながら財政運営を行っていく所存でございます。

したがって、本年度中期財政計画を見直し、今後予定される大型事業に備えた計画を策定し、収支のバランスをとりながら健全な財政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ことしじゅうに中期財政計画を策定するというところでございますので、それを拝見させていただきたいと思います。

福岡県下26市、政令都市を除く住民1人当たりの地方債残高と基金残高額の順位は26市中21位で、現時点で福岡県下でも財政状況はよくありません。しかし、このことはインフラ整備に多額の資金を投入してきたあかしでもあります。問題は、投入した資金でできたインプット、投入してきたことを活用して、そこからにぎわい、思い、熱意、活力、すなわちアウトプット、取り出しをいかに引き出すかということじゃないかと思います。

どうか投入したそういう投資に対して十二分の効果を発揮していただくような施策を打っていただきたいと思います。

次に、公共交通体系についてお尋ねいたします。

ことしの総務委員会の行政視察は、石川県加賀市の市内交通体系の再構築についてでした。加賀市の乗り合いタクシーは完全なドア・ツー・ドアではなく、また、運行回数も少なく、料金も1回500円と割高で、近隣の八女市の予約型タクシー、ふるさとタクシーに比べると見劣りするものでした。八女市のふるさとタクシーを参考にお尋ねをしたいと思います。

八女市では、平成22年1月に旧八女市と上陽の一部で3台による運行を開始し、平成22年の12月より合併した新八女市全域に運行を広げて現在に至っています。新八女市は山間地が多く、面積は柳川市の7倍ほどあり、11エリアで10人乗りの車両を用いて13台で運行されています。

八女市のふるさとタクシーは完全なドア・ツー・ドアで、自宅から目的地まで、出先から自宅までと運んでくれます。料金は1回300円で、運行は朝8時から11時までの4便、午後

は1時から4時までの4便で、1日8便運行されています。利用するには事前登録が必要で、必ず利用30分前に予約センターに電話で予約する必要があります。受付時間は7時30分から午後4時30分までだそうです。

そうした中で、柳川市の参考になるのは八女エリアではないかと思います。八女エリアは、旧八女市と立花町の光友校区と北山校区を範囲とする平たんな地域で、人口は4万2,000人程度、面積は70平方キロで柳川市と面積は大差なく、人口は柳川市が1.69倍、柳川市は7万1,000人ですので1.69倍です。このエリアで3台の車両が運行しています。利用客は平成24年度で2万6,845人になっています。

この人数を柳川市の人口にあわせると4万5,368人ほどになるものと思われます。柳川市のコミュニティバスの平成24年度の利用者数は1万8,123人ですので、2.5倍の利用者数になるとと思われます。

八女市の場合は、利用料金300円の半分、150円は車両経費に充て、残りの150円は業者の頑張り分だそうです。

コミュニティバスから八女市のようなドア・ツー・ドアのふるさとタクシーのようになると、お年寄りや運転できない多くの交通弱者にとって利便性の高い移動手段になり、商店街での買い物や病院、銀行、官公庁への移動が容易になり、親戚、友人との交流も盛んになり、地域の活性化にも大いに役立つものと思われます。

ところが、残念なことに今議会の補正予算書に26年度から28年度までの3カ年のコミュニティバスの運行業務委託料の債務負担行為が出されています。エアバス、すなわち空気を運んでいるバスとやゆされて、交通弱者に不親切で利便性の悪い現在のコミュニティバスをあと3年も存続させるようなことを当然のように提案してくる神経には、私はあきれられるばかりだと思っています。

しかも、その財源は全部一般財源になっています。八女市では、デマンドバス維持管理費として地域交通確保維持改善事業補助金、すなわち地域フィーダー系統確保維持国庫補助金を年間20,000千円ほどもらっているようです。また、デマンドバス初期導入経費として14,955千円、地域活性化経済危機臨時対策交付金5,040千円をもらっています。

また、広川町ではことしの10月より運行を開始しています。導入に当たって臨時雇用対策交付金より93,000千円の補助金を受けているようです。柳川市はそのような補助金はもらえないのでしょうか、よろしく願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

企画課よりお答えします。

合併後の懸案でありました公共交通の地域間格差を是正するために、これまでバス、タクシーの交通事業者、道路管理者、警察署や市内の各種団体で構成します柳川市地域公共交通会議におきまして利用者アンケート等を行うとともに、先進事例も参考にしながら検討を重

ね、柳川市地域公共交通体系整備計画及び柳川市公共交通総合連携計画を策定いたしまして、平成23年11月より大和・三橋地域にコミュニティバスの運行を開始したところでございます。

伊藤議員からは、これまで数回の御質問をいただいておりますが、デマンド交通システムにつきましましては、初期投資、運営経費など市の財政負担の面やメリット、デメリット等、総合的にコミュニティバスとの比較検討をこれまで行ってまいりました。

メリットとしましては、伊藤議員が言われるとおり、ドア・ツー・ドアを採用すればタクシーと同様に利便性はある程度向上します。しかし、デメリットとしましては、事前の利用者登録と実際に利用する際の予約に対して高齢者の抵抗感があったり、また、相乗りする人によっては大きく迂回しなければならない場合もあつたりして、決まった時間に運行するコミュニティバスと比べて待ち時間や到着時間が大きく変動することもございますので、時間に余裕を持った利用が必要になります。

このほか、大きな問題としましては、民業圧迫でタクシー業者が廃業に追い込まれるケースなどが危惧をされます。

一方、本市のコミュニティバスは路線バスの通っていない地域を巡回し、目的地であるショッピングセンターや病院などを結ぶルートバス3台で定巡をしており、高齢者を中心に御利用をいただいております。

コミュニティバスの利用者が少ないということでございますが、旧柳川ルートは平成16年度から運行を開始して10年目になり、昭代線においては、時々ではありますが、満車になることもございます。

大和・三橋ルートについては、開始から間もないこともありまして、現在のところ、旧柳川ルートの3分の1程度の利用にとどまっておりますが、徐々に増加しているところであります。

市の財政負担についてですが、初期投資につきましましては、平成16年と平成23年にそれぞれバス2台、計4台を蒲池出身で山形ビル創業者の與田様より御寄贈いただいておりますので、これ以外にバス停の設置費用等でこれまで5,000千円程度かかっております。

維持経費につきましましては、平成24年度実績で申し上げますと、運行経費11,138千円に対しまして収入は利用者からの運賃収入1,774千円、広告収入242千円、国からの地域公共交通確保維持改善事業補助金1,142千円、県からの生活交通確保対策補助金430千円となっており、経費から収入を差し引いた7,550千円が実質の市の財政負担ということになっております。

なお、八女市などで適用を受ける過疎債などの有利な財源は本市にはありませんが、可能な限り、国、県の補助金等を活用して財政負担の軽減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

さらに、利用者がふえることで市の財政負担は軽くなりますので、今後も引き続き行政区や利用者の御要望をお聞きしながら、ルートやバス停等の追加など見直しを行うことで利用

者の増を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

八女市が導入したところは、そういうコンピューターなんかは自分のところで四、五千万円ぐらいかかって自前で設置したそうですけれども、今回、10月から開始した広川町では、クラウド方式で主コンピューターはそういう業者にあって、それを活用するというので、5年間のリースで11,200千円、1年にすれば2,240千円ぐらいの経費でそういった導入ができるというようなことですので、八女市が導入したときから比べるとそういうソフト面での改良も進んでおるし、価格も3分の1から4分の1ぐらいの価格で導入できるようになっておるということですのでございます。

八女市の場合は、職員さんを正社員として雇用するというので、非常に賃金が、これは商工会議所との関係で退職者を引き受けなければいけなかったという理由で正職員として採用しなければならなかったようですが、広川の場合は臨時職で時給800円できるということですので、非常にそういった面でも経費が安くなっておるし、設置当時、9,300千円のそういった臨時雇用対策交付金のほうからお金もいただいております。

そして、運用経費については、八女市は大体20,000千円ぐらい毎年運用経費として地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金からもらっておるようでございますが、広川町も、これは実績に基づいて交付金があるということですので、1年経過した後にその交付金が算定されて、幾ら来るかはわかりませんが、八女市の場合だったら20,000千円ぐらいの交付金があっただけというふうなことでございます。

ですから、柳川の場合、大体年間13,700千円ぐらいの一般財源からの債務負担行為をするようでございますので、恐らくそれと同等ぐらいの予算で運営できるんじゃないかなと私は思っております。

現在のコミュニティバスは、地域によっては週6回運行しているところもあれば週3回、中には週2日の運行と地域によって不公平感があります。また、運行回数も1日5便、4便、3便とそれぞれ違いがあります。また、利用されている利用者は、バス停までの距離によって利便性に格差があるのが問題ではないかと思えます。

全ての利用者にとって公平性が保たれて、そして、利便性が高く、交通弱者にも優しいデマンドバスに移行することに着手すべきだと思いますが、その点、市長の考えをお尋ねしたいと思えます。

市長（金子健次君）

今回、広川町の実態も示して柳川市にも適用できるんじゃないかということでおっしゃいました。いろんな形で、今、桜島課長が答弁したような形で鋭意検討していかなければならないというふうに思っております。

補助金がどのくらいデマンドについても続いていくのかということ、特に八女市におきましては、市長から聞くところによりますと、過疎債等が本市には適用になりませんが、その分十分活用してあるということ等もありますし、いろんな形で鋭意検討しながら、きょうは意見としてお伺いしておきたいというふうに思います。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。

今月6日、国民の多くが反対する特定秘密保護法が成立しました。この法律が本当に国民の利益にかなうのか疑問視する声が多いようです。私たち議員も市民の代表として、この柳川市議会に身を置く、籍を置く身として、何が市民の利益にかなうのか、見きわめながら職責を果たしていきたいものです。

それでは、議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の入居状況についてお尋ねします。

現在、市営住宅の戸数は570戸と聞いておりますが、そのうち年間何戸ぐらい退去され、何戸ぐらい新たに入居されていますか。

また、その中で、本人の都合で退去される場合は別として、入居資格等に合わなくなったりと強制的というか、市のほうからお願いして退去していただくこともあると思いますが、その理由とそれぞれの件数について教えてください。

あとの質問については、自席より行いますのでよろしく願いをいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

柳川市の市営住宅で年間どれぐらいの入退去者数があるのか。また、市のほうから退去を促す例と理由と件数をという質問でございますけれども、まず、年間の退去者数について、過去5年間の実績を申し上げたいと思います。

平成20年度で13件、21年度は17件、平成22年度で22件、平成23年度は24件、平成24年度で

18件、平成25年度はまだ12月の時点でございますけれども現在13件となっております。このほかに、中山団地の建てかえによります募集が22年度末に25件っております。

次に、市から退去を促した理由及び件数でございますけれども、まず、住宅使用料の滞納による明け渡しは23年度末に1件っております。また、22年度に入居者が暴力団であったため退去をした例が1件ございます。そのほかに、入居条件を特定した住宅において入居要件がなくなった場合があります。これは、車椅子乗用世帯向け住宅や母子世帯向け住宅の場合でございます。それぞれ過去5年間で、車椅子乗用世帯向け住宅の場合で3件、それと母子世帯向け住宅の場合で4件ございます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

実際の退去者についてはわかりましたが、そのほかに、入居資格等に合わなくなるものとしてはどのような場合があるのか、それをちょっと教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

今申し上げましたほかに、入居資格に合わなくなった例がどのようなものがあるかということでございますけれども、最近の2年間、政令に定める以上の収入がある高額所得者で、かつ5年以上入居している場合があります。これは、政令で定める基準以上の年収があった場合、それが2年続いた場合、この場合は退去をお願いしなければならないということになっておりますけれども、このような方は現在いらっしゃいません。

そのほかに、入居名義人が死亡、または退去した場合に、同居人が入居の承継をする資格がない場合があります。

大体以上でございます。

4番（白谷義隆君）

まず、今の答弁でちょっと具体的にわからないんですが、入居名義者が退去、死亡されて同居人が入居資格に合わなくなったという話がありましたが、もう少し具体的にどういう場合を指すのか教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

今申し上げました入居名義人が死亡、または退去した場合に、同居人が入居の承継をする資格がないということでございますけれども、この例は平成17年12月26日に国の通達があります。この通達によりまして承継の資格というのが明確にされております。その国の通達によりますと、名義人が死亡、または退去した場合に承継できる資格がある者は、配偶者、高齢者、障害者の3つになっております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほど入居資格が合わないという中で、実際は寡婦とか障害住宅に入って資格が合わない

という説明がありました。そのほかにも、住宅管理条例を見れば、市税を滞納していないことが入居資格になっているようなんですね。それと、母子家庭については退去はされているということはわかりましたが、そういうふうには市税を滞納していないこと、それと、所得が低い、一定2年間あるけど2年間続けば退去事由になるという話でした。それと、先ほど入居者が退去、死亡したときは合わないということでしたが、そうしたときに実際にそういうことに該当していないのかどうか、そのことについては毎回調べてあるのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

もちろん入居者さんが死亡とか退去された場合には、ちゃんと承継をしていただくようにしておりますし、その資格がなくなった場合は、先ほど申し上げましたように何例かございますし、この場合に条例の中で、複数の家族がいる場合とか、それとか老人とか障害者に対しては単身の入居が可能という例もございます。しかし、例えば夫婦で入居されて片方が死亡されたら。その場合に、単身になるかと思えます。でも、一度入居されたものに対しては、その場合は、たとえ60歳前であってもその入居資格がなくなるということはないという国の判断が示されておりますので、それにのっとった取り扱いをしております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、60歳未満でも入居資格がなくなることはないというのは、それは最初説明された配偶者の話なんでしょう。ですから、私が今お聞きしているのは、例えば所得が2年以上、ある一定額超せば退去事由になるということじゃないですか。それと、管理条例では、入居資格として市税の滞納がないことが上げられるじゃないですか。それと、さっき言ったように、入居者が死亡したとき、転出したとき、その場合に、例えば配偶者とか高齢者はいいいということでしたから、そういったのを除いて、ただそういう状況になっているかどうかということの必ず毎年確認をされていますかと言っておるんですよ。ですから、例えば入居資格に滞納がないということですから、だとすれば、滞納があったときは退去事由になるわけでしょう。入居するときは滞納がないということですからね。そいけん、入居してから滞納が生じれば、それは当然退去事由になるんだろうと私は思うんですけどね。所得も同じですけど、そういうふうには毎年一定時期にそういった調査をされているのかどうか、そこをちょっとお聞きしているんですよ。

建設課長（中村敬二郎君）

今、議員がおっしゃられた、まず、収入については毎年調査をいたしておりますし、滞納についても調査はちゃんといたしております。その中で、まず、いきなり滞納が、条例によりますと3カ月以上の滞納があれば退去を促すことができるということになっておりますけれども、まず、納付指導のほうをやっております。電話したり、文書で通知したり、あると

きは訪問という格好もございますし、今現在はそういうことで払っていただけないような方には、もちろん保証人さんのほうにも通知はいたしております。その中でも、納付指導によりまして納付誓約、約束して定期的に納めていただいております滞納者の方も多数いらっしゃいます。中にはいろいろ問題になっておりますけれども、まだ払っていらっしゃらない方もいらっしゃいますので、そういう方については、全協の中でも説明申し上げたと思っておりますけれども、今回、法的手段に訴えるということで取り扱っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

4番（白谷義隆君）

さっき課長は家賃の滞納のことを言ってあるんでしょうけど、そのことについてはまた後ほどお尋ねをしたいと思います。ただ、私がお先ほどから繰り返しますけど、そういうふうに入居資格に合わなくなったり退去事由に該当するかどうかの確認をされているかということなんです。ですから、ある程度わかりましたけど、ただ、入居者が退去したり死亡したときに配偶者とか高齢者が残っていれば継承できるということでしたけど、ただ、入居者が亡くなったとき、転出されたときに、残った家族構成を見ながら、いや、これはもう退去していただかなきゃできませんよとか、そういった把握というか、そういった対応をどうしてあるかを聞いているわけで、何かそのことについて回答があったなら申しわけありませんけど、なんか聞き取れなかったからですね。そういう調査を一定時期にされているのかどうかというのを聞いているんですよ、いいですか。

建設部長（野田 彰君）

各世帯のそういう退去時とか通年調査をしているかということで、先ほど建設課長が申し上げましたように、収入について、これは毎年しております。（「それはわかった」と呼ぶ者あり）あと退去するとき、その家族構成を見て、この家庭は継承できるのかどうかを見て、該当者がいればそのまま名義変更、もしそういう方がいなかったら退去の手続きをとっているということで調査はしております。

4番（白谷義隆君）

調査はしてあるということですね。はい、それはそれででございます。

ただ、さっき言われたかどうかわかりませんが、ちょっと管理条例を見て思ったんですが、入居資格の中に、高齢者とか障害者は別としても、単身でないこととということがありますよね。入居資格の中に単身者でないということ、それがちょっと気にかかったんですが、いつだったか、どなたかの質問で、単身者がどれくらい入居してあるかという質問があったことがあるんですね。そのときにたしか回答では、3分の1くらいの方が単身だというふうな答弁があったと思います。そうすると、入居資格の中に高齢者とか障害者は除いて単身者はできませんよちあるじゃないですか。そうすると、いつかの質問であった3分の1が単身者ですよというときに、果たして、その3分の1の人が全て高齢者か、身体に障害をしてあ

る方なのか、そこら辺がちょっと疑問に思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

建設部長（野田 彰君）

今現在で3人に1人が単身者というのはちょっと私はわかりませんが、1人世帯で入居してある方で現在の運用で違法で入ってある方はございません。もう全てクリアして、例えば60歳以上とか、名義人が死亡されて配偶者が60歳未満とか、そういうことで、現在はそういう方はいらっしゃいません。

4番（白谷義隆君）

要するに、今調査もされているし、確かに3分の1程度が単身者ということは答弁でなされているんですよ。ですから、かなり多いじゃないですか、3分の1。それが、その人が全て高齢者なのか障害者なのかというのはちょっと私疑問に思ったので、もしそういうことであれば、それはそれでわかりました。ただ、先ほどちょっと課長のほうが家賃の滞納について言われましたけど、今まで家賃の滞納については何人かの議員が何回となく質問をされて、また、さっき言われましたように全協でも説明はありましたが、少しだけ、ここで改めて言うのもどうかと思いますけどね。ただ、やはりちょっとどうかなということでありまして、先ほど言いましたように、今まで滞納について議会からも再三再四質問があっておりまして、全協で明け渡し請求を今回1件されたということですけど、期間は10年8カ月で滞納額が2,300千円の方が1件ということですけど、ただ、2,300千円ですね、こんな高額になるまで果たして放っておいて、普通の人なら2,300千円とか簡単にはもちろん払っていたかなければできませんけど、簡単に払える金額じゃないと思うんですよ。ここまで放っておいたということに対して、もちろん入居者の責任が全部ですけどね。ただ、当然入らなければ退去はされるかもしれない。それでも、収入としてなかなかできなかったときに、結局2,300千円、市はまず全部損をするわけですから、そのことについては、やはり市長の責任も当然全くないとは言えないと思うんですよ。そこについて、今は、全協の説明の中でも今後は明け渡し請求をしていこうということにはなったんですけど、ここの場でもう少し具体的に、どういうふうに対応していこうと考えてられるか。10年8カ月もなって、2,300千円もなってから明け渡し請求というても、明け渡しはできるかもしれませんが、肝心の家賃の収入はどうなるのかという問題が出てきますので、今後の対応としてどういうふうに対応しているのか、この場でもう一度お聞かせください。

建設部長（野田 彰君）

10年間もほったらかして職務怠慢ということ、当然こちらのほうも反省はしているわけがございます。家賃に限らず、税金、水道、いろんな収入があります。そういうことで、いろんなそういう収入が、滞納がふえましたので、副市長をトップに収納対策委員会、そういうのができまして横の連携は今とっているところです。

家賃に関して今後どうしていくのかということをお聞かせすると、まずは、現在やってい

るのが、現年分はまず滞納しないと、現年分をぜひ納めてくださいと。滞納している分について、一気に納める力といたしますか、それはありませんので、分割納付で可能な限り今現在納めていただいております。どうしてもこちらから請求をして催告をして納めない場合は、もう法的措置しかありません。それを今回2件してあるわけですけど、1件については明け渡しをされて家賃も分割納付されております。それがベストですけど、今後、悪質滞納者で、明け渡しはしたけど家賃は入らないと、それについても厳しく法的に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今後もう少し厳しくしていただきたいなと。確かに悪質 必ずこの話の出てくるとき、悪質かどうかというのが私たちが聞いていてなかなかちょっと理解ができないんですね。管理条例では3カ月滞納すれば明け渡し請求になるということですからね。もちろん、なら3カ月たったからすぐしなさいよというのは、それはいろいろ問題だと思うんですよ。ただ、悪質な方については、そういうふうに明け渡し請求のことをですね、いろいろ法的手段に訴えていきたいというような説明ですけどね。ただ、1年ぐらいならともかく、3年も5年も滞納したときに、果たして何をもって悪質じゃないと言われようとしているのかよく理解できないんですよ。確かに一時的に病気になったとか、あるいは失業をしたとか、それはあると思うんですよ、それは幾分仕方のないことだろうと。ところが、3年も5年も滞納が続いていくときに、果たして、もう3年も5年も続けば、病気をしたり失業したりすれば、あるいは生活ができなければ生活保護とかという話になるんでしょうけど、これは個人のことですからなかなか生活保護をもらいなさいという話にもならないんですけど、3年とか5年とかになれば、これは単純に悪質とは言えないんですか。私はすぐ、いつも悪質の形の前提がつきますから、3年も5年も滞納した人は、果たしてそれは 悪質だと私は思うんですけど、そこら辺の考えなり意見をちょっとお聞かせください。

建設部長（野田 彰君）

悪質の定義、非常に難しいわけでございますけど、こちらから滞納者に対して、催告、催促、いろんな手段でお願いをしております。全く応じない方は、もう私は悪質と思います。ただし、現在は滞納者でも、もうずっと3年も滞納されてあった方が現年分を納めていらっしゃる方も多数いらっしゃいます。そういう方まで含めて悪質というのかというのは、ちょっと私はそこまでは広げないで、全く市に対して反応がない方、こちらから何遍言っても何もされない方、そういう方は私は悪質と。年数もありませんけど、まずは市に対して全く納付する意思がない、対応する意思がない、そういう方は私は特に悪質な方と。3年も5年も滞納してある方も当然悪質とは思いますが、こちらからお願いすると現在は納めてもらっている方も多数いらっしゃいます。そういう方まで悪質に入れるかどうかはちょっと検討す

るというか、考える余地があると思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ちょっと繰り返しになりますけど、私は3年も5年も滞納されているという話をしているわけで、今の部長の話は3年滞納されているけど今は納めてありますという話じゃないですか。私は3年、5年、要するに滞納を続けている人の話を言っているわけで、現在納めてある方は、たとえ3年あっても、いや、もうこれからは納めようとしてあるわけですから、そのことを言っているわけじゃなくて、3年も5年も滞納が続く、そのことについては全くしなければ、やはり私は悪質だと思うんですよ。ですから、悪質な方については明け渡し請求をすると言われましたけど、その結果が先ほどの10年、2,300千円にならないと退去の明け渡し請求の裁判が起こせないし、それはおかしいんじゃないですかち言っているんですよ。そのことはもう少し、3年ぐらいでもうこの方は納められないなど、話をしても、いや分割にも応じてもらえない、例えば現年度分でも応じてもらえないとなれば、それはやはり先ほども言いましたけど、滞納額が何百万円ちなる前にやはり法的手段をとっていかないと、結局最終的には滞納額が残ってしまうということになりませんかという話をしているわけですね。ですから、そこら辺について、悪質の定義がどうだって、そういうことは、もう3年も5年も応じてもらえないのは悪質じゃないですかと。そのことについては、やはり早目に明け渡し訴訟に踏み切るとか、そういうふうに私はすべきだろうということを言っているわけですね。

ただ、先ほどの、実は、明け渡し請求の件ですけど、明け渡し請求のときに審議会から答申をいただいたという話でしたよね。そのときの説明によれば、1年以上納付していない方を審問したと。そして、三十数名から納付計画書が出されたが、そのうち、それでも数名残ったんでしょうけど、その中から2名、審議会のほうから答申をいただきましたという説明があったんですね。ちょっと私が見えないのは、管理条例では3カ月滞納すれば明け渡し請求ができると書いてあるんですね。ですから、明け渡し請求をするときに審議会に諮られたんですけど、審議会にまず諮る必要があるのかどうなのか、それがちょっと1点わからないんですね。

それと、数名の方が残ったと。そのうち2名の方について答申をいただいたと。なら、数名のうちの2名を除いた何人かですね、その方について、明け渡し請求の裁判の答申をいただかなかったということになるんじゃないですか。それはなぜなのか、ちょっと2点お答えください。

建設部長（野田 彰君）

まず1点目の住宅の明け渡し請求をする場合に審議会に諮る必要があるのかということでございます。法的には諮る必要はありませんけど、市営住宅の関係で何か問題があるときとか、

いろんな場合があると思います。今回、初めての法的手段をとる案件でしたので、中身、滞納状況を含めて審議会に諮ったわけでございます。そのときに2名答申いただきましたけど、数名の方がいらっしゃいます。その方については、この2名をまず先行して、そして、計画的に後の方については、まずやってみて、どういう反響といたしますか、まずやってみようということで2名始めたわけでございます。後についても計画的に法的手段で行っていきいたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

明け渡し請求訴訟については審議会の答申は必要ないということでしたけど、今後の問題として、先ほど私、3年から5年なければやはり明け渡し請求をすべきじゃないかという話をしたんですけど、明け渡し請求をしようとするとき、訴訟を起こそうとするときに審議会に、では今後も諮られるのか、いや、今後はもうそのまま行くと言われるのか、どちらですか。

建設部長（野田 彰君）

ちょっと質問の通告がなかった件で急に私も回答できないわけですけど、第1回目の審議会に諮っておりますので、今後かけるのかどうかについて、ちょっと内輪で検討させていただきたいと思います。

4番（白谷義隆君）

法的には諮る必要がないと今言われたわけですから、ですからちょっとお聞きしているわけですね。物事をスムーズに進めるためには、やはり一回、審議会等にも話をしながら、今後はもうそのまま行きますよとか、そっちの執行のほうの意思を固められて、いちいち法で必要ないちなっとるのを審議会にわざわざしなくても、そのために管理条例はあるわけですからね。ですから、やはり市営住宅に入りたい、あるいは本当に住居に困ってある方もおられるわけですからね。ですから、もう少しちゃんとした対応をお願いして、市営住宅の入居状況については終わります。

次に、新築賃貸住宅の固定資産税の減免についてお尋ねをいたします。

本市の人口は合併時の約7万6,100人から毎年500人から800人減少をし、先月末で7万299人と、合併時より約5,800人減少をしています。平成19年2月に策定された第1次柳川市総合計画で設定した平成28年の目標人口7万1,000人を既に割り込んでいます。そうした中で、人口流出を抑え、人口の増加を図ることは喫緊の課題となっております。

そこで、人口増加施策の一環として、企業誘致ならぬ賃貸住宅の誘致に取り組んだらどうでしょうか。そのための優遇措置として新たに建設する賃貸住宅の固定資産税を3年から5年の範囲で減免したらと思っております。もちろん減免期間が過ぎれば、固定資産税としての歳入も確保でき人口の増加も期待できると思いますが、市長の考えをお聞かせください。

企画課長（椋島謙治君）

白谷議員の新築賃貸住宅の固定資産税を減免したらどうかという御質問だと思います。企画課のほうで定住支援事業を実施しておりますので、私のほうから現在の状況を含めてお答えをさせていただきます。

人口減に歯どめをかけ定住に結びつけるには、まずは子育て、教育、医療、生活環境、安全・安心などの総合的で魅力的な定住環境づくりをいかに進めていくかが大事であると思います。こういった環境整備を進めるとともに、昨年度は定住移住者の受け入れに向けた仕組みづくりとPRのために、企画課内に定住サポートセンターを設置し、総合的な相談窓口としてワンストップサービスを開始したところでございます。

また、空き家バンク制度の創設や呼び水としてのマイホーム取得支援事業や新築世帯家賃支援事業などもあわせて始めております。本年11月末現在でマイホーム取得支援事業では35件の申請がっております。128人の転入者がっております。

また、新婚世帯家賃支援事業では78件の申請で67人の転入がっており、合計しますと195人の方が柳川市に転入されておる状況でございます。

今年度は、これをさらに進めるために、総務省の制度であります地域おこし協力隊を活用いたしまして、柳川での生活や就労を実体験させることで、よそ者視点による地域の産業や資源を生かした仕事づくりを開発させて、就業化と定住化の両面を目指して、第1段として、10月からは観光課のほうにフィルムコミッション担当の隊員を設置しまして、現在精力的に活動を開始しているところでございます。

さらに、昨年寄附をいただきました、あめんぼセンター横の空き家の改修につきましては近々着工を予定しておりますが、完成後は居住希望者に柳川暮らしを実体験していただくことで定住施策の方向性を導き出し、定住促進を図りたいというふうに考えているところでございます。

議員より、人口増加策の一環として、新築賃貸住宅の固定資産税を減免することで賃貸住宅の誘致をしたらという御提案でございますが、新築の場合には、現在、面積要件等がございますが、3年から5年間の固定資産税額が2分の1になるという、減額されるという負担軽減措置がございます。

また、現在のマイホーム取得支援事業、それに新婚世帯家賃支援事業など定住支援事業を開始しておりまして、2年目になっております。この分も成果が順調に上がってきておりますので、当面は現在の支援事業を続けていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今進めてある施策については、過去にいろいろ説明は受けておりますので、もちろん承知はいたしております。ただ、あくまで提案ですから余り言うのもどうかと思うんですけど、ただ、人口をふやしていくということは、これはもう柳川市の問題だけではないわけですね。

この人口増加対策、定住促進という言葉が使われましたけど、これはもう私はまさに地域間競争の最たるものだろうと。日本の総人口そのものが減っている中ですからね。そうした中で、地方の人口は今後ますます減少していくということは当然予想されるわけですから、そうした中で、どうやって柳川市のポテンシャルを有効に活用していくかということが今後施策を進めていく上で大事なことだろうと。

ですから、今してある施策は、それはそれで成果も上がっているということですけど、私はやはりこれは二重、三重に施策を進めていかないと、今しているやつが何とか成果が上がっているからと言われても、結局は、期間は3年ですか、3年すれば、それでも幾らかは保てるんでしょうけど、結局はどこかでは衰退していくということもあるわけですから、やはり次から次へ施策を出すことは、私は別に悪いことではないと思うんですよ。賃貸住宅を誘致しながら減免を図るというのは、確かに減免するわけですから、本来入るべき固定資産税が入らないということは当然あるでしょうね、それは何でも同じですからね。ただ、そういう中で、やはり別に市が費用を何か新たに出すわけじゃないじゃないですか。そうすると、賃貸住宅になれば、事業者が入居者を募集するわけですから、やはり事業者も賃貸住宅を建てれば入居者を募らんといかんわけですから、そしたら、後は事業者がやってくれると私は思うんですよ。そうすると、やっぱり人口増も期待できるし、先ほども言いましたけど、固定資産税も減免期間を過ぎれば期待できるわけですから、そうすると、入ってきた人は簡単には出ていかんわけですから、そこのところを私はもう少し考えてもいいんじゃないかなと思いますけどね。

先ほども言いましたけど、やっぱり柳川市はポテンシャルとして、福岡都市圏まで電車で40分ぐらいじゃないですか。先ほども交通の利便性がありましたけど、広域道路網では有明沿岸道路、九州自動車道、そして443号、ある程度広域道路網の中心的な場所にあるわけですね。ですから、通勤の人たちにとっては悪い場所じゃないと思うんですよ。当市から福岡都市圏とか、あるいはそのほかに通勤される方を対象に、私は住宅の需要はあるというふうに思っているわけですよ。ですからこういう提案をしているわけですね。市の答弁は余り必要ないだろうということですので、それを私が、いや、素人は執行部じゃないから言えませんけどね。ただ、私はもう少し考える余地はあるんじゃないかなと。先ほども言いましたけど、今やっている施策がいいから、何とかあるから、あとはその後に考えますと言われても、私は地域間競争には負けてしまうと思いますよ。私はそうした危機感を持っておりますけどね。市として、それは大丈夫だろうというふうに思えば、それはそれで仕方のないことですね。答弁がそういうことですので、あくまで提案ですから、私のほうがあしろうしろとも言えないんですから。市長、何かありましたら。

市長（金子健次君）

答弁のほうは梶島課長がお答えいたしましたけど、今の事業を継続していくということで

す。一番大きな問題というのは、今、柳川市の不動産業者、賃貸業者が新しくそれぞれ建てていった場合に、全部移転をされると、空き家になっていると。空き家についての固定資産税の減免をしてもらいたいという要求があちこちから出ているんですね。空き家についてのやつは収益性がないから、固定資産税をもう少し減免してもらいたいということが出てきておりますので、需要供給のバランスからいって、非常にそれはいいアイデアと思いますけど、いい企画だと思いますけれども、人口増、確かに市町村間の人口は、少子・高齢化の中では、実際においてもう奪い合いになっているんですね。いい目玉の施策をしないといけないし、いろんな形でそれぞれの町が、また市が、通勤のときの助成をすとか、駐車場、いろんなやつを助成をすとか、いろんな形で計画してありますけど、柳川市としても、今やっているそのままを継続しながら、そういう問題が不動産業者の中に空き家がふえているから何とかしてもらいたいということも、逆な面ですらおられる中において、新しく誘致をする、新築を建てていくという中においては非常に厳しいなというふうに思っております。

もう1つが、立花通りに今11階建てですかね、そしてまた西鉄の東のほうに13階建てのマンションが。一応、手前のほうの立花通りは、まだ建設中でありまして完売いたしました。それと、13階建ての建物についても、売れ行きというか、予約が入ってきておるといふふうにお聞きしております。それはやっぱりよそから入ってくる方はいらっしゃると思うけれども、何とか持ち家を持ちたい分の中にそういう柳川の景観も考えて、上のほうからずっと埋まっていくそうですけれども、そういうことを考えてやっておられるということに対して、そういう高層マンションとかなんかの分譲住宅についても、いろんな形で減免していくということについてはなかなか厳しい面があると思っております。一番大きな考え方は、不動産業者の中で空き家対策について何とか救済措置をしてほしいということは今声として上がってきておりますので、そのことを白谷議員もわかっていただくという意味で手を挙げたわけでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

いろんな問題はあるんでしょうけど、私はそういうふうな対策をとられたらどうかと思っております。それこそ柳川のよさをよそにアピールして、市長がよく言われますけど、トップセールスとして、そういった居住のよさもやっぱりセールスをしていく必要はあるんじゃないかなと私は思いますけどね。これで、賃貸住宅の固定資産税減免についての質問を終わります。

余り時間もありませんが、次も提案ですが、公用車への広告についてお尋ねいたします。

本市の財政状況は、歳入の大部分を地方交付税や国からの交付金に依存し、市の独自財源である市税や手数料などの自主税金に乏しく脆弱な財政基盤となっております。こうした中で、新たな自主財源をどう確保していくのか、焦眉の急となっております。

そこで提案ですが、新たな自主財源確保の手段として、市の公用車への有料広告の掲載を検討してはいかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

財政課長（島添守男君）

じゃ、私のほうからお答えいたします。

公用車のほうに民間企業などの広告を有料掲載する取り組みというのが、自主財源の確保と、それから地域経済の活性化を目的に行われておりまして、近隣では大牟田市とか、あるいは久留米市が取り組まれております。

現在、本市においては公用車への広告は行っておりませんが、3台のコミュニティバス及びその停留所標示板への広告掲載を行っております。これらの平成24年度の広告料収入は年額で242,500円、平成25年度が12月1日現在で19件の広告により220,500円の収入が見込まれております。

公用車への広告掲載については、自主財源の確保のみならず、地元企業の宣伝にも多少なりとも貢献できるというふうに考えております。今後、先進自治体の事例や課題などを検証し、広告掲載要綱等の整備を初め、諸条件を検討した上で、導入可能な車両があれば取り組みを実施したいと、このように考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

これも提案ですから、私のほうがどうこうというのもどうでしょう、いろいろ問題はあるんでしょうけど、とりあえず検討をしていただきたい。先ほども言いましたけど、幾らかでも自主財源につながればいいと思いますし、頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。23番、日本共産党、梅崎です。

まず 1 点目ですけれども、いじめ防止対策推進法といじめの実態についてであります。

昨年、男子中学生のいじめ自殺事件が報道されたことにより、社会的に大きな注目が集まりました。自殺した子供に対するいじめの深刻さ、特に、いじめを自殺の原因とはとらず事

実関係を明らかにしない学校、教育委員会などの隠蔽体質、教育行政への不信が高まりました。今回のいじめ防止対策推進法、法整備については経済再生と並んで教育再生を内閣の重要課題として掲げております。今回成立しましたこのいじめ防止対策推進法には、子供のいじめを禁止し、厳罰で取り締まる仕組みになっております。市民道徳の教育、それ自体は必要だと思いますけれども、学校におけるいじめの防止の第1に、道徳心を培い全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図らなければならないなど、このような問題点があるんじゃないかと思っております。

そこで1番目は、このいじめ防止対策推進法に基づきましてどのような対策をとっておられるのか、2点目が市内の小・中学校においてのいじめの実態はどうなっているのか、以上2点をお尋ねいたします。

2点目が介護保険口座振替についてであります。

柳川市は介護保険広域連合に加入してことし13年を迎えておりますけれども、広域連合は最初は72市町村で発足しましたけれども、市町村合併などで33市町村になり、半以下になっております。最初は、大きければ大きいほどよいというスケールメリットで安い保険料でしたけれども、現在の近隣市の関係と比べまして保険料がどのようになっているのか、お尋ねいたします。2点目がこの介護保険料の口座引き落としがあると申しますが、何割くらいの方がおられるのか、以上2点お尋ねいたします。

3点目が国保広域化支援についてであります。

社会保障は自助が基本という、この自民党安倍政権のもとで税と社会保障の一体改革が加速され、社会保障の解体が進行していると思われまます。既に年金の切り下げ、生活保護の基準引き下げ、生活保護法の改悪案が検討されました。介護保険法の改正が提出され、軽度者を要支援の保険給付の対象から外す案が検討されております。医療の分野では、TPP参加問題とあわせ、混合診療の解禁、給付費の一層の抑制などが検討され、国民皆保険制度が一層空洞化、崩壊する可能性が生じています。国保は、全国的にこの10年来、滞納世帯、資格証明書並びに短期保険証の発行数がふえております。国保の深刻な実態を改善するのではなく、広域化が着々と進んでいると言われております。国保は社会保障及び国民保健の向上に寄与するものとされ、国の運営責任を明確にした制度であります。

そこで1点目としまして、全市町村に対して広域化支援の意見を聞いたと申しますが、どのような意見をされたのか、本市として広域化にどのような対策をとって取り組みをしておられるのか、お尋ねいたします。

4点目ですけれども、市民要望の1点目としまして、今回、今、公民館が改修中でございます。昭代の公民館は改修工事も終わり、見違えるようにきれいになっておりますし、エレベーターが設置され、お年寄りの方には大変好評であります。昭代地区の皆さんもこの公民館改修中はあちこちの公民館に出かけねばならなかったのが不便だったということです。

そこで、公民館の改修工事は平均どれだけの期間が必要なのか、また最終完成はいつなのか、お尋ねいたします。

それと、市民会館には会議室は何部屋ありますか。

以上、お尋ねしまして第1回目の質問とさせていただきます。

学校教育課長（松藤敏彦君）

梅崎議員のいじめ対策防止推進法に基づいてどのような対策をとっておられるのかとの質問にお答えをいたします。

いじめ防止対策推進法が平成25年6月に公布され、同9月に施行されました。法では、国のいじめ基本方針を参考に地方公共団体が地方いじめ基本方針を定めるよう努めることや、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしています。また、教育委員会はいじめ防止等の対策を効果的に行うため、必要があるときは教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるようになっていきます。さらに、学校はいじめ防止基本方針、または地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとしています。また学校は、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとしております。

そういったことから、国の基本方針が去る10月に策定をされ、福岡県においても現在基本方針を策定されていると聞いています。柳川市でも国、県の方針に基づき方針を策定する必要があると考えておりますので、今後、市長部局と話を進めていく予定でございます。

また、学校は基本方針を策定する必要がありますので、11月5日の市内小・中学校校長会におきまして、いじめ防止対策推進法について説明をし、さらに12月2日の市内小・中学校校長会におきまして、学校基本方針を今年度末の3月までに策定するように指示をいたしました。

続いて、2点目の市内の小・中学校においていじめの実態はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

いじめは決して許されるものではなく、しない、させない、許さない、なくす取り組みを進めておりますが、残念ながら市内の小・中学校において本年度も10月末現在で小学校で5件発生し、そのうち4件が解消し、残り1件が継続見守り中でございます。中学校については、11件発生し、そのうち9件が解消し、残り2件が継続見守り中となっております。

以上です。

福祉課長（稲又義輝君）

2点目の介護保険につきましてお答えをいたします。

まず、1点目の介護保険料についてお答えいたします。

手元に近隣4市、大牟田、筑後、大川、みやま市の調査結果がございますので、低い順に申し上げたいというふうに思います。また、基準額月額保険料もあわせて申し上げます。

まず、一番低いのが大川市でございますして4,500円でございます。次に、筑後市が4,860円でございます。次が柳川市で4,872円、これは広域連合のBグループの額でございます。それから、次がみやま市で5,281円、次に大牟田市で5,480円となっております。以上、近隣の5市のうちでは柳川市は中間に位置しているというふうなことでございます。

次に、2点目の介護保険料の口座振替の割合についてお答えいたします。

介護保険料の納付方法につきましては、議員御承知のとおり年金から天引きをする特別徴収と納付書や口座振替で納付する普通徴収がございます。この普通徴収のうち約7割の方が口座振替となっております。

以上です。

健康づくり課長（高巢雄三君）

1点目の広域化支援の関係でございますけれども、福岡県が平成22年12月に策定した市町村国保広域化等支援方針の改定に当たり市としてどのような意見を出しているかとの質問でございますが、まず、その支援方針に定められている3項目について御説明申し上げます。

1点目の事業運営の広域化の項目では、事務の共通化、収納率向上対策の取り組み等について定められております。

2点目の財政運営の広域化の項目では、現在1件当たり300千円を超える医療費について各市町村からの拠出金で賄う保険財政共同安定化事業が実施されておりますが、平成24年度の国民健康保険法の改正により、平成27年度から全ての医療費が対象になるため、その円滑な実施のための準備等について定められております。

3点目の県内の標準設定の項目では、収納率の目標や標準的な保険料、保険税の算定方式等について定められております。これらの事項について県から市としての意見を求められましたので、本市の国保の財政運営に直接影響する保険財政共同安定化事業の対象範囲の拡大に関し、昨年9月に意見書を提出しております。その内容でございますが、300千円を超える医療費を対象とする現行制度では、市が支払う拠出金よりも市が受け取る交付金が多い交付超過の状態にあります。しかしながら、医療費全額を対象とする場合、逆に拠出金が多くなることも考えられますので、そのことで生じる財政的な損失を全額県調整交付金で措置するよう求めているところでございます。

また、広域化に対する取り組みといたしましては、国保連合会支部単位での市町村代表者、国保連合会及び県で構成する福岡縣市町村国保広域化等連絡会議において事業運営や財政の広域化等について意見交換を行っており、本年度はこれまでに2回の会議が開かれております。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

公民館の改修工事は平均どれぐらいの期間が必要かと。それから、現在改修をしております。

す柳川、城内、矢留公民館の改修はいつまでぐらいかという御質問であったかと思えます。

公民館の改修期間につきましては、その公民館施設の傷みぐあい、それからエレベーター等の設置をするのかしないのか等の条件で違っておりますけど、おおむね6カ月ほどだと考えております。その前後に事務所の移転や備品の搬入等の準備がありますので、公民館が利用できない期間につきましては7カ月前後になるのではと考えておるところです。本年度の改修につきましては、3月中旬から下旬には終了するのではないかとということで予定をしているところでございます。これは備品の搬入も含めて3月の中旬から下旬と考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、市民会館には会議室は何部屋ありますかということですが、市民会館には第1会議室から第5会議室まで5つの会議室がありますので、よろしくお願ひします。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、1番目から順次質問をさせていただきます。

まず、第1点目の市内の小・中学校におけるいじめとしまして、小学校で5件、解決したのが4件であり、そのうち1件が解決していないと。また、中学校が11件、解決したのが9件ということですが、私が知りたいのはいじめの実態ですね、どのようないじめが起きているのか。悪質な もう一回質問し直しますけれども、このいじめの問題は今、小学校、中学校、件数については御報告をされました。しかし、そのいじめの内容がどのような内容なのか、そのいじめの実態について私は知りたいんですけれども。

学校教育課長（松藤敏彦君）

詳しく、いじめの対応はどのようなふうなものがあるかということでございます。小学校については冷やかしゃ、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、これが一番多いでございます。それに次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、または蹴られたりする、こういったものが主なものでございます。中学校につきましては、先ほど上げました2つのほかに、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりされたりするというようなものが加わってまいります。そのほか金品をたかられるといったこともあります。そのほか小さいこともありますが、大体主なものとしてはそういったものが上げられます。

23番（梅崎和弘君）

このいじめ防止対策推進法に基づいてどのような対策をとっておられるのかという質問に対しましては、法律の内容に基づいて行っていかなければならないという答弁ですが、具体的にはまだできていないということでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

いじめの対応については、福岡県いじめ総合対策及び福岡県がつくっておりますいじめの早期発見、早期対応の手引、それと柳川市で策定をしております柳川市いじめ問題総合対策

に基づいて、これまでも実施をしてまいりました。ただ、今回いじめ防止対策推進法が制定をされたということで、先ほど申し上げたようなことを今後行っていきたいというふうに思っております。

23番（梅崎和弘君）

ということは、先ほど言いましたように、まだ具体的にはできていないということでしょう。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど言いましたように、方針等については今後策定をする必要があるというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

いじめは大人にはわからないように進んでいると。しかし、大人にわかったときはもう大分深刻な問題があるというふうなことをよく言われるんですけども、このようなことに対してどのように対応されるのか、具体的な案があったらお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

いじめについては先ほども言いましたように、これまでもいろんな対策、また手引等が出ております。そういった中で、早期発見の方法ですけれども、教師の視点からする分につきましては、いじめの早期発見のチェックポイント、または具体的ポイントということを示されておりますので、そういったものの活用、それと児童・生徒からの早期発見の取り組みとしては、いじめのアンケート、それと学校生活アンケート、こういったものを毎月1回は最低するようにして早期発見の取り組みをしております。また、全生徒を対象とした面談、そのほかに相談ポストを設置しております。そのほかに保護者からの早期発見の視点ということで、家庭用のリーフレットを配付しております。そのほかに家庭用のチェックリストというのも配付をいたしております。こういったことで早期発見の取り組みを実施しております。

23番（梅崎和弘君）

教師側の早期発見が大事だということですが、やはりいじめ対策を進めるには学校の先生方が果たす役割が重要だと言われております。しかし、子供の命優先で取り組みを進める上で、子供と向き合う時間が確保できないと、このようにと言われておりますけれども、この現状を改善することは急務であると思っておりますけれども、学校の先生が子供と向き合う時間が十分にとれているとお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほど議員御案内のとおり、いじめ防止や対策で学校の教員が果たす役割は非常に重要でございます。学校ではいじめの対応について担任などの個人任せにせず組織的な対応を行っております。また、子供と向き合う時間の確保についてですけれども、行事や会議の精選、

公務のICT化による事務の効率化、公務文書を適正化し組織的体制を整えるなどしまして公務の効率化を図り、少しでも子供と向き合う時間の確保を現在工夫しております。

23番（梅崎和弘君）

やはり先生たちが子供と向き合う時間は十分必要だと思いますので、先ほどの御答弁のように対策をとっていただきたいと思います。

それから、この法律は複数の教職員、心理、それから福祉などに関する専門的な知識を有する者、その他の関係者から構成されるいじめ防止などのための組織を置くものとしてされておりましてけれども、このように学校にいじめ対策の組織を設けることになっておりましてけれども、現実はどうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

学校ではこれまでも校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任等で組織するいじめ問題対策委員会を組織し、定期的に会合を行うなどの取り組みを実施してきています。今回の法律では心理、福祉などに関する専門的なもの、その他の関係者で構成するとなっておりますので、学校に配置しております臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを加えることで対応をしたいというふうに考えています。

23番（梅崎和弘君）

この法律の重大な問題の中心としまして、児童などはいじめを行ってはならないと、この法律でいじめ禁止の命令をしております。さらに法律は警察との連携を殊さらに強調しており、何でもすぐに警察となれば、学校は子供からの信頼を失って、いじめ解決の力をかえって失ってしまうことになるのではないかと、このように思いますけれども、教育長としましてはこのことについてどのように思われますか、お尋ねいたします。

教育長（黒田一治君）

お答えしたいと思います。

議員の御質問、厳罰化という表現をされましたけれども、確かに法律で明確に子供はいじめを行ってはならないと、こういった規定がございます。こういったことを指しておられるかもわかりませんが、いじめは絶対にしたらいけない、そういうことだと思っております。したがって、厳罰ということではないというように思っておりますし、また警察というお話もございました。例えば、いじめが犯罪に当たる、こういった場合も想定されます。こういったときに警察と連携し、そういう表現になっていると、そういうぐあいに認識をいたしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。この1点目につきましては、これで一応終わらせ

ていただきます。

2点目の介護保険口座振替についての件ですけれども、一つの例をちょっと、例というか相談の内容を御紹介いたしますけれども、73歳の御婦人が平成17年から24年まで介護保険料を年金から引き落とされておりました。しかし、平成25年から年金からの引き落としができなくなったわけです。それで今回、当局より引き落とされた通帳、この通帳が生命保険料と介護保険料の2種類を引き落とすことのできるものです。今回、介護保険料が生命保険料より先に引き落とされたために、毎月払っていた生命保険料が残高不足になったと。その人は今までどおり通帳の残高は十分あると、生命保険料は口座引き落としにもうなっているんじゃないかと思っていたということです。ところが、ことしの9月、生命保険会社より契約失効のはがきが届いたので、急いで生命保険会社と交渉して金を振り込んだけれども、だめだったということです。つまり私が言いたいのは、毎月生命保険料を払って約1,670千円を失う結果になったということで非常に嘆き悲しんでおられました。いわゆるこの御婦人の言うことは、早目に介護保険料を通帳から引きますよということであれば、その金をまた入れて、生命保険料の分の金を入れるつもりだったけれども、それがなかったというふうなことでした。これは通帳の残高を確認しなかった方が悪いとは思いますが、やはり高齢者の方は忘れておられる方もおられると思うわけですね。このような口座引き落としの場合、通常残高が足りない場合、どのような対応をしておられるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（稲又義輝君）

通帳の残高不足の場合の対応についてお答えをいたします。

本市におきましては、福岡県介護保険広域連合に加盟をいたしております。介護保険事業を実施しておりますけれども、通帳の残高不足によりまして口座振替ができなかった方に対しては、同連合において納付書とあわせて振替不能通知書が振替日の翌月の10日ごろに送付され、納付の御案内がなされているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この御婦人の方は1,670千円失ったということで非常に悲しんでおられたわけでございます。やはりこういうことのないようにですね、今のような対策でいいんじゃないかと思えますけれども、どういうことが起こるかわかりませんが、こういうことがないような対応をぜひしていただきたいと思えます。

それから、3点目の国保広域化支援の取り組みですけれども、今から広域化に進んでいくわけですが、そうしていく場合、本市の国保の財政状況、または国が設定した収納率に達しない市町村国保は達していない程度に応じて国の普通調整交付金が減額されるということですから、本市の場合どうなっていますか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市の国保財政の状況について、平成24年度決算に基づきお答えいたします。

まず決算額でございますが、歳入が9,576,014千円、歳出が9,470,738千円となっております。この結果、歳入歳出差し引き額は105,276千円の黒字となっており、単年度実質収支額につきましても96,284千円の黒字となっているところでございます。ただし、この黒字は臨時的な収入であります医療費減少分の特別調整交付金が13,896千円交付されたことが大きな要因でありまして、決して財政状況が好転した結果ではないということに留意しておく必要があるかと考えております。

なお、参考までに実質単年度収支の状況をさかのぼって見てみますと、平成23年度は29,550千円の赤字、平成22年度は108,179千円の赤字であるなど厳しい状況が続いております。

それから、次の国保税の収納率が低い場合の普通調整交付金の減額についての御質問にお答えいたします。

本市が該当する被保険者数1万人以上5万人未満の場合、基準となる収納率は91%と設定されております。本市の収納率は平成24年度において94%であるなど、毎年基準を上回っておりますので、このことによる普通調整交付金の減額はされておられません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

本市の国保の財政状況としましては、見かけ上は約1億円ぐらいの黒字があるけれども、これはあくまでも臨時的なものであって、本当の黒字じゃないというふうな財政状況という御説明でございます。

じゃ、続きまして、この滞納世帯数ですね、それから資格証明書、または短期保険証の発行数はどうなっておりますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

滞納世帯数につきましては、平成25年10月31日現在の世帯数をお答えいたします。

まず、国民健康保険税の滞納世帯数は674世帯となっております。また、資格証明書は70世帯、短期保険証は604世帯に対し交付いたしております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、滞納世帯数が674世帯ということですが、この滞納世帯に対する対応はどうされているのか、お尋ねいたします。

私、滞納者の方と一緒に同行しまして、収税担当の皆さんには本当に親身になって対応していただきました。滞納者の方も喜んでおられたわけでございます。やはり生活や営業が苦しくなり国保料が払えない人に対しては、生活実態を把握し、分割納入や国保料減免の措置をとるのが自治体の本来の仕事であると思います。

そこで、減免措置はどうなっているのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

滞納世帯に対する対応は今、梅崎議員言われたとおりでございますので、次の国保税の減免措置はどうなっているかということでございますが、国保税の減免措置については、まず所得が少ない世帯に対して国保税の軽減措置がございます。本年度の軽減対象世帯は、7割軽減が3,337世帯、5割軽減が852世帯、2割軽減が1,405世帯、合計で5,594世帯となっており、全体に占める割合は52.5%となっております。また、失業者に対する国保税の軽減制度がございます。内容としましては、65歳未満の非自発的失業者について、失業時からその翌年度末までの間、給与所得を本来の30%として国保税を算定するものでございます。この制度による本年度の軽減適用世帯は89世帯となっております。そのほか災害により住宅等に被害を受けた場合の減免制度等がございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

ちょっと確認しますけれども、減免措置の対応世帯は5,590世帯ぐらいということではないですかね。減免措置を受けている方の世帯数5,594世帯。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国民健康保険税の減免制度は2通りございます。法定と条例減免ということですね。そういったことで、低所得者に対する軽減制度というのは国民健康保険税の賦課決定時に一定の所得が低い方については7割、5割、2割軽減というものを図っております。それ以外については災害とか、そういった分での減免がございます。大体1万世帯のうち5,594世帯がこういった軽減を受けてあるということでございます。

23番（梅崎和弘君）

はい、ありがとうございました。

次ですけれども、所得が2,500千円で4人家族で国保料が440千円のところがありますけれども、柳川市の場合は幾らぐらいになりますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市におきましては、所得が2,500千円の4人家族の場合、国保税が幾らになるかとの質問でございますが、御承知のとおり加入者の年齢により国保税が異なってまいります。このため一概には申し上げられませんが、例を挙げますと、40代の御夫婦と未成年の子供2人で、固定資産税が50千円課税されている場合の国保税は医療分、後期高齢者支援分、介護保険分の合計で455,100円となります。また、30代の御夫婦と未成年の子供2人で、固定資産税が50千円課税されている場合の国保税は、介護保険分がありませんので、医療分、後期高齢者支援分の合計で388,900円となります。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

柳川市の場合、加入者の年齢40代と子供2人、455,100円ですかね、これについてこの金額が高いと思われるのか、普通と思われるのか、市長、ここら辺の認識はどげんですか。柳川市は国保税は高かやっかと言われるばってんが、市長のちょっと思いといたしますか、考えといたしますか。

市長（金子健次君）

高いか低いかということで私の見解をということでございますけれども、全体的に本市の国民健康保険というのは高いなという感じはいたしますけれども、その分は医療費の分を鑑みて税率が決定をされておりますので、今後安くなるように努力をしてみなければならぬというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

国保がスタートしたころの世帯主の多数派は農林水産業と自営業であったわけでございます。現在では非正規労働者、年金生活者などの無職者が国保世帯主の7割以上を占めるようになっております。1990年度、国保加入世帯の平均所得は年2,400千円だったのが2010年度は1,480千円にまで落ち込んでおります。自営業者や農家の経営難とともに雇用破壊で低賃金の非正規労働者が大量に国保に流入したことで、低所得の高齢者が国保加入者の多数を占めるようになったことが大きな要因だと言われております。

そこで、本市の場合、これは難しいんだろうとは思いますが、どのような構成になっているのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国保加入者における職種別の構成割合はどうなっているかとの質問でございますが、県内の状況を申し上げますと、福岡県市町村国保広域化等支援方針におきまして、平成22年度における県内の市町村国保に加入する世帯の世帯主の職業の状況が明らかにされております。農林水産業が2.2%、自営業が18.4%、従業員5人未満の小規模事業所の従業員やパート、アルバイトの労働者等が32.4%、無職が45.6%、その他が1.3%となっております。議員御指摘のとおり無職及び非正規労働者の割合が高くなっております。

なお、本市における状況は把握できておりませんが、農林水産業の割合が高いと考えられるほかは、県と同様の傾向にあるのではないかと考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

資格証明書の発行をやめる自治体がふえているとお聞きしましたけれども、ここら辺についてどのようにお考えでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

資格証明書の件でございますが、福岡県医療保険課に尋ねたところ、平成24年度及び平成

25年度の調査で、県内60市町村のうち14の町村において資格証明書の交付実績がないという結果を得ました。本市におきましては、多数の市町村と同様に資格証明書を交付しておりますけれども、これは納税相談の機会を確保し、自主納付を促すことにより滞納を少しでもなくすることが国保運営の安定化につながるとの考えからでございます。

なお、従来から、納税が困難な世帯などの場合には随時それぞれの事情をお尋ねしながら必要に応じて資格証明書ではなく短期被保険者証を交付いたしております。また、今後につきましても同様の取り扱いをしていく予定ではございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

国保は平成29年度から市町村単位から県単位に移行される予定ですが、広域になればいいというものではないと思います。先ほども言いましたけれども、介護保険の広域連合ですね、最初は大きければ大きいほどよいということでしたけれども、今はそういうことではないような状態じゃないかなというふうに思っております。いわゆる今回の広域化構想についてもまだ十分検討する必要があると思うんですけれども、こちら辺についての市長のお考え、再度お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

市町村国保の広域化について市長の見解をということでのお尋ねと思います。

まず、国の動きでございますけど、先日閉会をいたしました臨時国会におきまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法が12月5日に可決成立をいたしました。この法律におきましては、社会保障制度改革の全体像及び進め方などが定められております。その中で、国保の運営については財政運営等を都道府県が担うことを基本に必要な方策をとるとの定めがなされているところでございます。

また、福岡県が策定しております市町村国保広域化等支援方針におきましては、市町村国保の広域化のための具体的な取り組みが定められております。これは国保運営の福岡県への移行に向けた条件整備であると認識をいたしているところでございます。

国保の広域化につきましては、市長会といたしましても持続可能な制度として都道府県を保険者とするなど盛り込んだ決議を本年11月14日に出しているところであります。本市といたしましても国保の構造的な問題の解決のために国、県の動きに合わせてまいりたいと考えております。

なお、現時点では国保の都道府県化につきましては、その時期が未定であるなど不確定な部分もございます。このため、国保の広域化が現行制度の課題を解消し、公平でわかりやすく幅広い国民の納得と信頼が得られる制度になることを期待して、その動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。今現在、福岡県の医療保険課の課長が石橋副市長の前任者であります刈茅副市長が担当の課長でございます。そういう意味では、この情報につい

でも私たちのほうはなるべくそういうことで早く情報が得られるような立場に立ちますので、いろんな形で帰りはいつも寄ってきて、大変忙しいようでございますけど、取り組みをされているようでございます。

る申し上げましたように、国保の広域化の取り組みが進んでまいります、当面は現行制度が続くわけでございまして、したがって、その間は本市といたしましても国保の保険者としての責任におきまして円滑で安定した運営に努めていく所存でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。それでは、国保広域化支援についての質問を終わらせていただきます。

市民要望としましての質問ですけれども、今、市民会館には5つの会議室があるということでしたけれども、この公民館の改修は約7カ月前後かかるという御答弁ですけれども、この改修期間中は市民会館の会議室を使用できないのかということにつきましてはどのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

市民会館の会議室でございますけれども、市民会館の会議室の御利用につきましては、年末年始12月29日から1月3日、この期間を除いては午前9時から午後10時まで市民会館の開館中についてはいつでも御利用ができるというふうなことでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

利用はできるけれどもや、お金が要るとでしょう、使用料。いわゆる料金が発生することですけれども、幾らぐらいの使用料になるのか、各会議室。それと、改修期間中だけでも公民館と同じような条件で利用できないか。ここは市長の腹一つでできるんじゃないかと思っておりますけれども、こちら辺についてはどうでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

私のほうからお答えをしたいと思います。

市民会館の会議室利用料につきましては、午前9時から正午までの午前、それから、お昼の13時から17時までの午後、そして、18時から22時までの夜の3分割の料金体系となっております。例を挙げますと、定員12名の一番小さい会議室であります第4会議室、これが午前でしたならば900円、午後でしたならば1,200円、夜でしたならば1,500円ということで料金がなっております。また、一番大きい、多目的に使える定員が150名の第1会議室、これについては午前が3,100円、午後が4,200円、そして、夜が5,200円ということになっております。このほか定員60人の第2会議室、それから和室であります定員50人の第3会議室、それから定員24人の第5会議室ということでありまして、この分については部屋の大

きさに応じて料金設定がなされているところでございます。

それで、使用料の減免についてでございますけれども、サークル活動等を行う社会教育団体として登録をされた団体につきましては、公民館の場合が全額免除されるということに対しまして、市民会館の場合は条例規則に基づいて半額減免ということになっております。半額減免ということで、公民館のように無料で使用することはできないということです。これは社会教育施設としての公民館と、そうでない市民会館との設置目的、この分の違いによるものであると思います。その分では半額減免ということですので、どうか御理解をいただきたいということでございます。

それから、城内、柳川、矢留公民館の改修期間は来年3月まででございますので、4月には開館をすることになります。3月の中旬から下旬までに終わって4月には開館するということになりますので、その間につきましては、平成24年に改修をいたしました東宮永、両開、昭代、蒲池公民館、それからまたほかの施設もでございますので、そういった施設をどうか御利用いただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

半額減免は改修期間じゃなくて一年中ということですか。

生涯学習課長（石橋正次君）

その分については1年間を通して利用するときに申請をしていれば半額減免になるということでございます。

23番（梅崎和弘君）

公民館改修期間中、どうしても市民会館をほかの公民館と同じような料金でぜひしてほしいと多くの方から相談を受けたんですけれども、これだめですか。何とかできませんか。

生涯学習課長（石橋正次君）

条例規則等でも定めてありますし、昨年にも両開、東宮永、昭代、蒲池、この4館も改修をしたわけでございます。利用者の皆様には大変御苦勞をかけていたわけでございますけれども、この4館についてもかわりの施設を御利用いただいたといった経過もございまして、おかげで工事を無事完了することもできたということでございます。

あと3カ月程度でございますので、市民の皆様には御不便をかけると思いますが、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時8分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、17番古賀澄雄議員の発言を許します。

17番（古賀澄雄君）（登壇）

17番、公明党、古賀澄雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

今回は、庁舎統合についてお伺いをいたします。

これまで庁舎統合への一般質問がありましたが、その中で執行部答弁を少しここでお話をさせていただきたいと思います。

平成21年12月議会において私は、統合への調査機関を設置してはいかがかと、こういう質問をしたわけでございます。答弁では、これは市長の答弁ですけれども、市民が一つになるために、将来的には庁舎建設を私は必要と思っておりますが、平成27年3月20日まで、要するに合併特例債が適用できるのはその時期まででございます。私の公約の中に総合運動公園とか、そういう大型事業もありまして、ぜひ総合運動公園につきましては合併特例債を活用していきたいということを経験すると、なかなか厳しい面がある。事業の選択も考えていかなければならないと思っております。あわせて、将来的には合併の問題が控えてきます。広域的な合併問題を含めて、その時期的にタイミングとか、その合併問題についても、また、いろんな意見を聞かなければなりませんけれども、10年以内に建設をするということについては私は考えておりません。また、研究機関を設けることにはやぶさかでないということでありますと。

また、平成22年6月議会で、元議員の佐々木創主議員の質問に対して、昨年12月議会で古賀議員から庁舎統合の検討をすべきではないかと提案をいただきましたけれども、そのときは消極的な答弁をしておったかと思っております。しかしながら、今後ますます厳しくなると予想される財政状況から考えて、この庁舎一元化は、人件費や各庁舎の維持管理費など、経費節減を図る上で効果的な手段の一つであると考えております。しかしながら、庁舎一元化は、庁舎の位置をどこにするのか、また庁舎を新築とするのか、既存庁舎を活用して改築なり別館をつくるなり、こういった形でやるのか、その場合、支所をどうするのか、いろんな問題がございます。住民の利便性や財政面など多方面から慎重に検討し、住民の皆さん、あるいは議会の御理解を得る必要があると考えていますとあります。

さらに、同年9月議会で私の質問に対し、特に27年度以降、合併優遇措置が切れる段階から非常に財政的に厳しくなることが予想されています。合併特例債の活用期限が平成26年までとなっておりますので、10年後、将来的に統合を考えようと思っても、これは非常に厳しくなるということがございます。できるだけ早く調査検討機関を立ち上げたいと考えていますと。

その後、同10年10月には、私たち定数24人での市議会改選があり、その翌年の23年7月と9月に執行部より、庁舎のあり方について全員協議会で調査資料をいただき、説明を受けたところでございます。その調査表には、庁舎統合の必要性について、行財政改革の推進の一翼を担うもので、今後厳しさを増す市の財政状況や行政運営の効率化の観点からも必要性は高いと結んでございます。それから今日まで2年と3カ月、進捗は見ておりません。

そこで質問ですが、まず答弁にあります、特に27年度以降、合併の優遇措置が切れる段階から非常に財政的に厳しくなると予想されていますとありますように、今後ますます厳しくなると予想される財政状況について説明をいただければと思います。

以上、壇上での質問は終わりますが、あとは自席でお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

ただいま古賀議員のほうから、これまでの議会での一般質問の経緯等についてお話をいただきました。21年の12月に古賀議員のほうからこの合併問題について初めて一般質問がございました。合併後初めてあったわけでございます。そのときには先ほど議員おっしゃいましたように、執行部としても、まだそこに手を出し切らないような状況でございました。しかし、その質問をきっかけに統合問題というのは執行部としても真剣に考えなければいけない問題だということで、それからこの庁舎の統合問題がスタートしたと言っても過言ではなからうというふうに思っております。

先ほどお話をいただいた中で、財政の問題についての御質問でございます。これについては、まず合併に伴う優遇措置の一番大きなものは普通交付税の合併算定がえでございます。これは皆さん御承知のとおり、合併年度の平成16年と、これに続く平成26年度までの10カ年については、旧1市2町が存在すると仮定して算定すると。別々に算定して合算するというようなことでございます。その後5年間については段階的に縮小して、16年目に当たる32年度からは一本算定になると。合併した一つの市としての算定をするということで、金額としては臨時財政対策まで含めまして約14億円がその5年間で段階的に減額をされるというふうな状況になります。こういったことで、非常にそれまでにいろんな新市の一体的な事業というのはしていかなければなりませんし、その後についてはしっかりと収入に合った財政の運営をしなければならないということでございます。

もう一つ、合併の優遇措置として合併特例債がございますけれども、これも新市の一体的な発展のために必要な事業を行うということで、まさに庁舎統合というのはその典型的なものでございます。こういったものに活用できる合併特例債が31年度までに5年間延びて、合併後15年間活用できるということになりましたので、31年度まで活用できるということで、これも充当率が95%で、70%が交付税で戻ってくるというような大変有利なものでございます。これも31年度までですので、その後は非常に優遇措置がなくなりますので、財政的にも

縮小せざるを得ないと。収入に合った事業をやっていかなければならないというような状況になるということでございます。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

答弁ありがとうございました。

次からの質問は一问一答でお願いをしたいと思います。

先ほどお尋ねをいたしましたこの優遇措置の件でございますけれども、柳川市としては14億円が措置されているということでございます。5年間をかけて段階的に、32年度には現在14億円がゼロということの説明だと思えます。そうなってくると、今現在の財政を維持するには、この14億円というものの重みというのは大変なものがあるんではなかろうかということで、大変厳しくなる状況を答弁に上げてあるんじゃないかと、こういうふうに思います。

市長、九州市長会があったと思えますけれども、この対応議案というか、そういうのが出されたというような新聞記事を見たわけですが、市長は、この14億円の重みと申しますか、これがなくなるということについてはどういうお気持ちなのか、ちょっと所見をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

九州市長会は天草市で行われまして、最後の段階で決議が行われました。それは、合併市町村が優遇措置を受けているのに10年後、今後、一年一年で、15年で完全になくなるというようなことで、合併の自治体のいろんな形の意見を統一して決議をしようとしたんですけれども、逆に合併をしていない市長たちが、甘えるなど、いつまでもというような形で猛反対がありまして、それが継続になったということで、私も先日の初回の冒頭の報告の中に、そのことは後でまた訂正されて包含したような形の決議でされました。確かに私たちのまちのほうは全体の一般会計の予算の大体5%になりますかね。ある町においては30%か40%、40億円ぐらい大変なことになって、その後どうしていいかわからないというようなことでございまして、そのことが総務省のほうに要望等もありまして、国のほうは一定支所の数とか、消防署とか、そういうことによって一定緩和措置を続けていこうじゃないかということで、本市の場合それが該当するのかもしれないかと今のところまだ見えておりませんが、そういうことの一定の考慮はされるというふうに伺って、新聞記事の中にももう既に出ていますので、そういう意味では若干期待をしたいと思います。そういうふうなことで非常に厳しい見方もしております。

それは、3,300の市町村が1,700になりましたので、それに対する合併市町村はどこでも頭が痛いところでございます。八女市や、そういうところには、よそのことを言っただけじゃありませんけど、過疎債とかいろんなことがありますけど、本市の場合はそういう合併特例債、そしてまた一本化算定という形になりますけど、15年後に、そのことを、その期間において柳

川市は1市2町合併したんだから、その期間をうまいところ使って、その後が大変だと思うんですけども、それは議会のほうに137億円以外の分についてはあとを使わせていただきたいと、274億円の全部使わせてもらいたいということで議会のほうも御了解いただきまして、その30%の負担については基金として積み立てていきますということで了解いただきました。そのことについても、いろんな、今回の庁舎統合につきましても、今現在やっております市民文化会館の場所選定等が大体2月末には議会のほうに御説明をして、その後一緒に並行して庁舎統合問題についても話を議会のほうに相談したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

余り先走った答弁がありましたけれども、この14億円については頭の痛いところというお話ですけども、その頭の痛いところぐらいでおさまればいいんですけども、大変な14億円ではなかろうかと、こういう気持ちがいいたします。

この優遇措置の期限切れということで国の対策があるということで、先ほど市長のほうも、激変緩和策というふうなことで新聞にも来年度から導入しますと、こういったこともちょっと読みましたけれども、これは具体的にどういう施策なんですか。

総務部長（大坪正明君）

この激変緩和措置については私どもも国に要望して、合併したところが10年、15年で本当に一つの自治体としてなるというのはなかなか難しい面がございます。私ども合併したときには、サービスは高いほうに負担は低いほうにということで調整して合併したということで、かなり一つの自治体としては、何と申しますか、少し膨れ上がっているような面があるというふうに思います。そういった中で、10年、15年でなかなかそれが昔から一つだったような市町村と同じようにはできませんよということで、例えば、支所についてもやはり旧市町村ごとに置かなければならなかったり、いろんな面でまだまだいろんな施設についてもそれぞれ持っているというようなところもございます。そういったことで国に要望して、国のほうもそういう状況がわかって一定の緩和措置をしようということで今検討をされておるようです。その中身については、先ほど市長が言われたように、支所の数とかそういったことで新聞には載っておりますけれども、具体的な中身はまだおりてきておりません。それで、どういうのが該当するのか、どれくらい柳川市が恩恵を受けるのか、そういったことについてはまだわからない状況ですので、よろしく願いいたします。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

私も新聞を見よってちょっとなかなかわからんところでもございましたけれども、現在は支所数に応じた優遇措置というのは柳川市は受けてありますか。

総務部長（大坪正明君）

これは地方交付税の合併算定がえということで、先ほど言いましたように、旧柳川市、三橋町、大和町それぞれが一つの自治体として存在していたときの算定の方法で、それぞれで交付税を算定してそれを足すということで今もらっております。その分が本当に一つの、新柳川市で1つで算定したときよりも13億幾らか多いと。ばらばらにしていますから、それぞれ庁舎があってそれぞれいろんなものを施設を持っているというところで算定をしたところで今もらっていますので、その分が今、優遇措置として13億幾らか多くもらっているということです。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

今現在は激変緩和策として予定されている支所数に応じての措置は柳川市には該当していないと、こういうことで、いわゆる14億円だけが現在の優遇措置として柳川市は恩恵を受けていると、こういうことだと思います。

次に、合併特例債のことも先ほど市長のほうから若干お話がございましたけれども、できればこれまでの活用状況と今後の活用について少し詳しくわかればお願いしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

合併特例債の活用状況でございますけれども、本市の合併特例債の発行可能額というのが御承知のように274億円でございます。このうち平成24年度末で102億円を活用しております。25年度以降は172億円が残っているというような状況でございます。

今後の活用方針につきましては、昨年の2月に作成をいたしました財政シミュレーションを今年度に見直すことにいたしております。そして、新たな中期財政計画を策定することで、今その作業を行っているところでございまして、その中で今後の合併特例債の活用事業、活用金額、こういったものについてお示しをしたいというふうに考えております。この契約の作成に当たりましては、本市の発展に必要なぜひこの期間にしておくべき事業として、クリーンセンターの改築とか葬斎場、あるいは市民文化会館、庁舎の統合、そういったもののでできるだけ合併特例債を活用しながら事業をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

24年度までに102億円活用されたということでございます。それから、今後、期限切れの31年度までですか、残りの分を全部使って274億円、この建設事業分というふうに思いますけれども、使いますよと。許可をいただいたと、こういう答弁でございますけれども、ちょっ

と中身について、償還について、いわゆる返済についてお願いしたいと思うんですけれども、今、102億円を活用したと言われましたけれども、この102億円分の普通交付税で今までいただいたお金ですね、算入額というか、どういう表現せにやいかんかわかりませんが、その交付税額とこれまでのいわゆる償還額、返したお金ですね、それと残高、この3つをちょっとお願いしたいと思いますけど。

総務部長（大坪正明君）

24年度末までで102億円を活用したということで、そのうち約26億円を返済しております。このうちに交付税が算入されるのが7割でございますので、1,820,000千円程度が交付税に算入されているということです。あと残りが、102億円から26億円を引きますと76億円が残っているということでございます。

17番（古賀澄雄君）

今、残高が76億円ということですか。

総務部長（大坪正明君）

102億円借りたうちの26億円返しておりますので、76億円がまだ今後返していく、残っているということでございます。

17番（古賀澄雄君）

ちょっとぴんとこんでありますけれども、76億円分を今からまだ払わにやいかんということですね、返済を。今まで返したのは1,820,000千円。（「26億円」と呼ぶ者あり）あ、26億円、これを102億円から引くと76億円となるわけですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。この交付税額が26億円というのは70%になるんですかね。

総務部長（大坪正明君）

26億円返した分の70%が18億円ということでございます。が交付税に算入をされて戻ってきているということです。

17番（古賀澄雄君）

私はちょっと考えてみると、102億円使って、いわゆる76億円、私、資料もらったのは、まだそれよりも多く残っているような計算をしておったんですけれどもね。本来ならば、交付税額がこの102億円に対する70%だろうと私は考えておったんですね。102億円使ったわけですから、102億円の70%が交付税として返ってくるのかなというふうに思っておったので、その分を全部返せば残高というのはほとんどなくなるんじゃないかというふうな考えを持っておったんですけれども、まだ残高が現在で76億円もあるんですか。

総務部長（大坪正明君）

地方交付税で70%返ってくるというのは、元利償還をするときにその分が交付税として入ってくるということです。元利償還していない分が76億円まだございますので、その分については交付税はまだ入ってこない。今後ずっと毎年償還する際に償還する分の70%が

交付税として加算をされるということでございます。

17番（古賀澄雄君）

ばやっとわかりました。しかし、102億円使ったわけですから、その70%ぐらいは返すのが私は当たり前だろうと思っておるわけですね。だから、ちょっと返済が、こういった計算でいくと、例えば、合併特例債の活用期間が31年に終わりますよね。32年度の残高は幾らぐらい予想されますか、ちょっと考えるとですね。今現在76億円も残って、32年度の段階で幾ら残るんですかね。

総務部長（大坪正明君）

ちょっと今その数字は持ってありませんで、今度、中期財政計画をつくるときにそういったシミュレーションを全部またし直しますので、その段階でお知らせをしたいと思います。

17番（古賀澄雄君）

その時点で計算されるということですがけれども、やっぱりこういうのは頭の中に入れて借っていかんと私はでけんやろうと思って質問しよるわけですね。

合併特例債等々で今、市の建設事業と申しますか、経済的にも非常に優遇された市の状況ではなかろうかなと、そういうことでこの事業が終わる31年、32年度からの税収と申しますか、そういったことをちょっと心配する部分があるんですね。今はしっかり事業もあります。事業者も潤っているんじゃないかと。沖端川とか矢部川の国の事業とか、いろいろありますよね。今盛んに行われておりますけれども、32年度以降、本当に柳川の経済というのがどうなるのか心配するところであるわけです。その時期の税収についてはちょっと心配するところはあるのかなのか、ちょっとあればよろしくお願ひしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

税収ということですがけれども、なかなか将来的なそういう見通しを立てると申すのは難しいことではございますけれども、確かに古賀議員おっしゃるとおり、32年度以降は市の発注する公共事業というのが減少するということで、その分については土木業者等の潤う分は確かに少なくなると思います。ただ、国、県の事業とか民間の事業とかもございまして、そういった中でいろんな面で柳川市を活性化していくべきだろうと思います。

現在、31年度まで合併特例債とか普通交付税の合併算定がえでの有利なものを利用して本当に今しておかなければ後でできないと。庁舎統合についても同じでございます。この31年度までにしなければ、あと何十億もかけて庁舎統合するというのはほぼ不可能な状況だろうというふうに私は思っております。こういった中で、庁舎統合なり火葬場、あるいはクリーンセンター、そういった本当に必要なもの、すべきものをやるということで、その時期に事業が集中するのはやむを得ないことかなというふうに思っております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

私もそういった合併によって合併特例債の活用については使い勝手等々から考えると、今後必ずしなくてはいけないというような事業に対しては投入すべきというふうには思っております。賛成でございますけれども、ただ、やはり274億円全て使う中で本当に無駄はないのか。合併後、柳川市が行財政のスリム化をするための財源として全て使っているのかどうか、そういったこともしっかり考えていかないと、身の丈に合った借金をしていかなと、これ借金に変わりはないわけでございますので、身の丈に合った事業展開をしないと32年度以降は本当に厳しい状況になるんじゃないかと。ですから、クリーンセンターとか葬祭とか、そういったことについては今後、将来的には子供たちに負担をかけるということであれば、この事業を活用することは正解ではなかろうかと思えます。しかし、護岸工事とか道路工事とか、何かさまざま幅広く活用されてあると思えますけれども、ちょっとぜいたくし過ぎな部分もありはせんめえかとかいろいろ考えると、やっぱり身の丈に合った借り方、使い方はしていく必要があるんじゃないかろうか、こういう思いでございます。

特に合併特例債の活用については、この活用の一丁目一番地と申しますか、これはやっぱり庁舎統合に係るこういった費用に充てるのがベストではないかと私は思います。

23年7月の全員協議会に出していただいた資料によりますと、新庁舎建設のパターン30年比較では、現庁舎、今の体制と比較すると19億円の削減効果があると、こういったシミュレーションになっております。執行部の説明では、この柳川庁舎に増築をするパターンが最も経費削減効果が見込まれるということでも有力視をされてあると思えます。しかし、私は柳川庁舎の耐震性、こういったことを考えると、新庁舎建設もあるのではないかと申すように考えておるわけです。例えば、30年比較ではなくて50年比較をした場合、削減効果も逆転をするということも考えられるのではないかと私は申すんですけれども、こういったところで何か市長の考えがあればよろしくお願ひしたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

増築とかじゃなくて新庁舎を建てかえたらというような御提言でございますけれども、もちろん庁舎については防災の面とかもありますし、新しい庁舎をしっかりと建てたほうがベストであることには私も異論はございません。ただし、現在の財政の状況、いろんな大きな事業がございます。今、一昨年の財政シミュレーションでしております庁舎の統合の経費、これは増築でございますけれども、27億円という数字を一応出しております。これはまだ具体的に積算したわけではございませんけれども、大体それぐらいあれば増築してできるのではなかろうかというような大まかなつかみの数字でございますけれども、それぐらいで一応合併特例債を使って既存の庁舎のところに増築をするというような形で財政シミュレーションの中では考えておりました。しかし、これを全部建てかえると、どこの場所に建てかえるかという問題も、土地を買うのかどうかという問題もあると思えますけれども、恐らく増築

する場合の倍以上の金額が必要になるんじゃないかというふうに思います。そのことについては、今までつくっております財政シミュレーション、合併特例債の活用の計画の中では非常に無理があるというふうに考えております。本来ならしっかりそういう新築でいい庁舎をつくったほうが一番いいんですけども、なかなか庁舎だけにそれだけお金をかけられないというふうな事情もございます。先ほど言いましたようないろんな事業をしなければならないということで、やはり次善の策としてそういった増築というふうなことで現在のところは考えております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

合併特例債の有効活用をすればその倍の54億円ぐらいは、一番必要とされる庁舎統合にかかわる合併特例債の最も意味あるものがこの庁舎統合でありますので、庁舎を統合することによって毎年1億円ぐらいの削減効果があるわけですね。その意味をしっかりとやはり我々は認識しないといけないというふうに思うんです。将来必ずしなくちゃいけない問題の中で削減効果があるということでございますので。

特に、現柳川庁舎は昭和56年建設基準改正以前の建物でございます。将来的に耐震性を高める補強などの大規模改修が必要となってきます。しかし、補強や改修工事を行ったとしても大幅な耐用年数の延長はできないというふうに考えております。

一昨年の東日本大震災では、耐震性能の不足や老朽化が進んでいた庁舎が大地震により被災、破損したため、本来早急に庁舎に設置されるべき対策本部が設置できず、さまざまな活動に支障を来す事態が起きました。庁舎には災害発生時の拠点施設としての重要な役割があります。本市も防災、減災については過敏に取り組んでございますが、この庁舎のあり方について何かございましたら市長よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。

市長（金子健次君）

確かに古賀議員が言われるように新しく庁舎をつくって、そしてまた防災とか減災のそういった庁舎の殿堂をつくれれば一番いいと思うんですけども、274億円という枠の中で何を事業として優先していくかということの中に、やっぱり今、柳川市として考えなければならないのは、一般廃棄物処理施設のクリーンセンターを新しくつくること、2点目はやっぱり火葬場をつくらなければならない、そしてまた市民が、そしてまた市民外の人が使われるような市民文化センター、これ仮称ですけども、そういうことが必要である。それを鑑みた場合、庁舎が果たしてそれにプラスした場合には274億円をはるかに超える合併特例債は使われないということになると思います。それで、先ほども何回となく身の丈に合うような事業をなささいということを言われましたけれども、身の丈に合うということが、果たしてそのことが、私は庁舎をつくるのがやっぱりいろんな専門家に聞きまして、平成17年3月20

日のあの地震に耐え得ただけのことがありますので、そのことをですね、どのくらいの耐力性があるかということも専門的に調査しなければなりませんけれども、私はこれに若干耐震装置をつけながら、そして増築をしていったほうが一番いいという考え方を今持って、具体的には市民文化センターの場所が決まり次第、それに並行してまた議会のほうに御提案をしたいという考えでございます。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

ことしの11月8日、フィリピン中部を襲った台風30号、これは本当に史上最大の被害をもたらしたわけでございます。今の地球環境は想定外の災害がどこで起きても不思議でない、こういった状況ではなかるうかと思えます。

そこで、国において巨大地震対策として、国会や裁判所などの国の中枢機能を維持するための首都直下地震対策特別措置法、それと津波浸水の危険性が高い地域の高台に移転するなどの財政支援をする南海トラフ巨大地震対策特別措置法が設置されました。この対策は中枢機能を守るものであって、司令塔は強固であるべきということではないかなと私は受けとめたところでございます。何かございましたら、何もなかったら次に行きますけど、市長よろしく願います。

市長（金子健次君）

南海トラフについても佐賀大学、また、いろんな教授等にも有明海にそういう形の影響力はどのくらい水位が上がってくるのかということも何回もお尋ねしましたけれども、有明海沿岸については大丈夫だろうということでございます。想定しないようなことが起こり得ることも想定しなければなりませんけど、市民文化センターの2階とかそういうところも避難所とかいうことも検討していきたいというふうに思います。それから、いろんな既設の学校とか病院とかそういう施設の中にも避難ができるように、また有明海沿岸道路等にもどうやって、高台をつくることはできませんので、そういうことをどうやってそこに逃げ込むか等々についてもいろいろ想定をしながらこれから災害対策を講じなければならないというふうに思っておりますので、そういうことでよろしいですか、済みません。

17番（古賀澄雄君）

市長、柳川市民が台風接近のときに自主避難されますよね。その数ですけれども、いつも他市と比べると1桁違う数字が出てきているのを思うんですね。市長もそういったことを認識されていると思いますけれども、市民のそういう危機意識といいますか、そういうことについては何か感じてありますか。

市長（金子健次君）

平成3年の台風17号、19号以来、ちょうど三橋町の経済課長だったですかね、そのときに

感じたことなんですけれども、それ以降、三橋町の中央公民館に避難される方というのは、例えば、鹿児島県の指宿付近を今現在接近中というときでももう200人か300人ぐらい避難していると。それはなぜかという、体育館が吹き飛んでしまった、避難所がですね。そこに集中して、そういうことで特にこの地域というのは台風のコースになっていましたので、早く避難をされるということで、今回の10月8日の台風24号につきましても、テレビで見よたら柳川市避難世帯、自主避難240世帯360人、次は20人か30人ぐらいです。こんなにやっぱりあのときの水害の、昨年7月14日の意識が台風に対する心配もされて私は避難されたというふうに思っているところでございます。そういう機会の中に私は、19の自主防災組織が今訓練をしておりますけれども、そういうことを常に、市民がいつ何のときはどこに逃げるんだと、どの人を助けに行くんだと、おばあちゃん、おじいちゃんを、そしてまた障害者がいらっしゃるところはきちんと誰がマンツーマンで助けるかということも含めて、今後、私はいいデータというふうに思っておりますので、意識が少し変わってきているんだというふうに私は思っております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

庁舎が崩れないようにしっかり頑張っていたきたいと思います。

先ほどから庁舎統合については、市長の考え方としては市民文化会館の建設が終わらないと庁舎統合に入れないと。市民文化会館の建設というのはいつ終わるんですか。

総務部長（大坪正明君）

市民文化会館の建設が終わらないとできないということじゃなくて、今、市民文化会館の基本構想をつくっております。今年度中に策定するということで今進めておりまして、その基本構想の中で市民文化会館のどこにつくるかということまで含めて検討しておりますので、その方向性が出た段階で、この庁舎統合についてもまた議会のほうに御提案してやるということでございますので、あと二、三カ月でその辺のお話を議会のほうにも御相談できるというふうに思います。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

アドバイザー会議とさっきからおっしゃっておりますけれども、これはいわゆる今言われているように基本構想というか、どこにつくるのかとか、そういう市民文化会館の建設に係る会議なんですか。ほかのことは一切していないと。

総務部長（大坪正明君）

アドバイザー会議というのは、市民文化会館の建設場所も含めて、どういう建物をつくるのか、どういう機能を持たせるのか、どういうふうに活用していくのか、あとスケジュールまで含めて、そういった市民文化会館建設に係る基本構想を策定しているということござ

います。

17番（古賀澄雄君）

もう1つ、平成22年6月の答弁をちょっと引用させていただきますけど、「市民会館の改修、これももうそろそろしておかないと、あとそう長くもてないというような状況にもなりますので、こういったことも検討すべき事項かと思えます。ただし、これは庁舎の問題も絡めて検討しなければならない面もございますので」云々というふうにございますけれども、この市民会館の建設は庁舎の問題と切り離してされていることについて私ちょっと不満があるんですけども、何か理由があるんですか。

総務部長（大坪正明君）

切り離してというか、場所の問題もございますので、市民文化会館のほうを先にどうするかということで今検討しておるということにございます。市民文化会館の場所が決まれば、その後に庁舎をどうするかということで議会のほうに御相談したいということで、決して切り離しているということではございません。やはりこれは一緒に私どもとしては考えているところにございます。

17番（古賀澄雄君）

その件についてあとちょっと質問したいと思えますけれども、先にですね、壇上でも答弁を引用してさせていただきましたけれども、この庁舎の一元化についてはやはり多方面からいろんな検討をして場所の設定とか、どういう形でつくるのか、住民の利便性や財政面など多方面から慎重に検討をしていかなくちゃいけないと。住民の皆さんの御理解を得る必要があるということにございます。この住民の御理解ということですけども、これは何か取り組んでありますか。住民の御理解に対しての取り組みというのはされてあるんですか。

総務部長（大坪正明君）

住民の御理解をいただく前に、議会の御理解を得るというのがまず一番だろうと思えます。先ほど言いましたように、市民文化会館の場所の基本構想の問題とあわせて、この庁舎の問題についても議会のほうに御相談して、議員の皆様の御理解を得た上で進めていきたいと思っておりますので、市民の代表であります議会の皆さんの御理解を得ることをまず最優先でやっていきたいというふうに思っております。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

市民の皆さんのやはり心配というか、統合を計画したときに庁舎が遠くなる、遠くに行ってしまうと、こういったことでこの統合を控えている各市町村等がありますけれども、やはり住民の方の反対する、いわゆる説明がなかなか責任を果たしていない部分から起きてくるのではなからうかと思えますけれども、いわゆる庁舎の利活用、自分たちの今までのまちの中心であった庁舎の利活用ということで住民の皆さんの一番の関心が寄せられるところでは

なかりかと思ひます。この庁舎の統合後の各庁舎の利用ということについては、何かあったらちょっとお願いしたいと思ひますけれども。

総務部長（大坪正明君）

庁舎の統合後の利用ということですが、まず1つは、統合しても窓口機能は残しますということで以前にも議会のほうに御説明をしておいたと思ひます。それぞれのところに窓口機能といひますか、市民サービス課的なそういった機能は残すということと、それとあわせて、あと残りの庁舎の部分をどういふふうに使役するかといふのはまだ具体的に持っておりませんけれども、今後、議会の皆さんとこの庁舎建設について検討する中で御協議をお願いしたいと思ひます。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

やはり市民の皆さんの心配といふか、おらが地域が寂れると、こゝういふ心配を払拭することもやはり考えなくちゃいけなひと。庁舎を統合する上においてこゝういふ問題が発生するといふことであれば、やはり市民文化会館の建設地、おらがまちにつくってくれと。そして、まちの発展、地域が寂れるのを払拭していく、こゝういふ住民の皆さんにこゝういふ市民文化会館の建設ではなかりかといふふうには私に思ふもんですから、この庁舎統合とあわせてこれは検討すべき問題ではなかりかといふか。何でんかんでん中央に持ってきて、おらがまちはどうなるのかといふのがやはり住民の皆さんの心配事ではなかりかといふか、こゝういふふうには思ふんですね。こゝういふ意味では、やはり住民の皆さんの理解をしっかりと確保することがこの庁舎統合への成功の本当に大事なものでなかりかと思ひておるんです。

こゝういふことで、もう最後になりますけれども、その資料の中に協議スケジュールといふのが一番最後に載っております。23年1月下旬、庁舎のあり方に関する方向性の決定といふのがスケジュールの一番最後のページに載っております。これは、いひゆる市長が市民の皆さんにこゝういふパターンで行きますよといふことの方角性の決定ではなかりかといふふうには私に考えるわけですね。だから、市民の皆さんに統合への情報発信といふのが市長のほうからやはりきちっと出されるのが大事ではなかりかといふかを感じておるわけですね。ですから、こゝういふ会議の場できちっと市長の統合への考え方、それをやはり市民の皆さんに発信をしていただきたい、それが統合への第一歩だと、こゝういふ考えを持っておりますけれども、市長はまだスタートされなひんですかね。お願いします。

市長（金子健次君）

まだ私自身も市長になる前に、たしか古賀議員の質問で、どこかの市のほうに視察に行つて庁舎統合をすべきじゃないかといふお話をされて、なるほどやなといふふうには聞いておつたんですけれども、その後いろんな経過がありましたけれども、市民文化会館につままして

もいろんな場所の問題で議論がありました、選挙の前にもですね。そういうものについてはアドバイザー会議の中で委ねて、また、その中で最終的に私が決定して議員の皆さん方に御提案をしたいという考え方は持っております。統合のあるべき姿というのはその時点できちんと、こういうもので考えていますということを示したいという考え方でございます。

それで今、きょうがスタートの日だよということの言い方ですけども、そこまでは今は考えておりませんで、実際場所が決まり、またアドバイザー会議に諮問した答申を受けて、私が皆さん方に提案をして、そこで納得していただいて、そしてまた統合の問題を同時にスタートしていきたいというふうに考えているところでございます。

もちろん今部長が申しあげましたように、市民サービスの分については必ず置いておかなければならないと思いますね。どこまでするかについては、いろんな形でいろんな意見を聞きながら今後進めていきたいというふうに思っておりますので、今どうこうということについては私は発言を差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

議会のほうにそういったことをお示しになるということですけども、それはいつぐらいを考えてあるんですか。

総務部長（大坪正明君）

今アドバイザー会議で検討しておりますので、できれば3月議会前にお示しをしたいというふうに考えております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

私が心配しているところは、議会のほうに説明をしていただいた資料にも、9月の資料にもありますけれども、この合併特例債が借入期間を、いわゆる26年ですね、それを超える場合を想定した比較表が載っておりました。23年9月現在でですね。というのは、さっとできる問題じゃないと私は不安を持っているので、この時点においても新庁舎は、もうこの合併特例債の事業としては間に合いませんよというそういう比較表が出ておったわけです。それは了解ですね。だから、もうこれから2年3カ月たっているんですよ。市長も当選されて半年たっている。あと市長、この2期目は3年と半年と。この問題はやはりしっかり最後までやらないと、あるところが11月の市長選挙と議会改選の選挙があっておりました。現市長が新庁舎をつくると。対抗馬というか、される方が反対と、争点となってこの選挙が起きているんですよ。結果的には現市長が勝利されております。いわゆる庁舎統合、新庁舎を建てるということで市民に訴えられたと思いますけれども、裁判も起っていますよ。入札がずたずたに切られて入札させないような状況になって。相当やはり時間を要するなという感じがします。悠長に考えておっていいものかというのが私の心配であって、やはり市民の皆さんに

早くそういう情報を発信して、心配のないような、住民との懇談会なりそういうのも開きながら、やはりしっかりとした統合計画をしていただきたいというふうに思っておりますけれども。

市長（金子健次君）

合併特例債の延長については、全国の合併した市町村が国に対して要請をいたしました。合併をして新市が誕生して、町が誕生して5年間はやっぱりいろんな形でごたごたして調整がうまくいかなかったと。後の5年でできるわけがないと、いろんな事業を。そこにおいて今回、東日本大震災のあの東北関係については10年間の延長になりました。そして、資材が向こうへ全部行かれることによって、5年間の中ではなかなか資材が入ってこないという形で、合併した市町村、それ以外の市町村については10年から5年延長して15年という形が出てきたわけです。そういう中において、私はこのことについてはいい情報だと思って、今後、平成31年度までに庁舎統合の問題を含めて、そしてまた市民文化会館、火葬場の問題、またそしてクリーンセンターの問題が、その期間が5年間延長したことによって柳川市はよかったなというふうに私は思っております。全国の1,700の自治体の合併した市町村も思っているというふうに思っております。そういうことで早く市民にということでございますけれども、私は2月、3月でも遅くないというふうに思っております。

以上です。

17番（古賀澄雄君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時10分 延会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成25年12月10日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長		石橋義浩
教育長		黒田一治
総務部長		大坪正明
会計管理者		武藤正純
市民部長		石橋眞剛
保健福祉部長		高田淳治
建設部長		野田彰
産業経済部長兼大和庁舎長		古賀廣介
教育部長兼三橋庁舎長		高崎祐二
消防長		古賀輝昭
人事秘書課長		平田敬介
総務課長		白谷通孝
企画課長		椛島謙治
財政課長		島添守男
税務課長		樽見孝則
健康づくり課長		高巢雄三
福祉課長		稲又義輝
学校教育課長		松藤敏彦
生涯学習課長		石橋正次
建設課長		中村敬二郎
農政課長		成清博茂
水路課長		安藤和彦
柳川ブランド推進室長		袖崎朋洋
商工振興課長		田中利光
安全安心課長		野田洋司
まちづくり課長		大淵洋祐
生活環境課長		目野稔男
消防署長		木下隆行
区画整理推進室長		藤丸博

4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	江崎尚美
--------	------

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	16番 緒方寿光	1. 企業誘致(物流拠点等含む)の促進はいかに 2. 定住化促進の現況と今後の方針は 3. 市長の「市政懇談会」開催の考えは 4. 特産品(ブランド品等)の販売、PR拠点を今後どうするのか	市長 " " "
2	2番 荒巻英樹	1. 平成26年度予算編成方針について 2. 「市への御意見箱」について 3. 市民要望等 (1) 交通の障害となっている樹木や生け垣への対応は (2) 西鉄柳川駅前駐輪場に「おもいやりスペース」の設置を (3) ランチルームの設置及び活用状況は	市長 " " " 教育長
3	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 外科院のベッド数漸減 2. 柳川駅東部地区の線引き 3. 掘割の浚渫 4. ピアス跡地建家の解体 5. シルバーC会員の事故対応	市長 " " " "
4	12番 太田武文	1. 行政一般 (1) 生活保護の現状と公的資金の負担について (2) 自治体における橋梁の予防保全について (3) 市内の空き家の現状について (4) 農政の転換(減反廃止について) (5) ふるさと寄付金の取り組みについて	市長
5	3番 熊井三千代	1. 本市の有床診療所防火対策について 2. 本市の乳がん・子宮頸がん検診の無料クーポン事業について	市長 "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員22名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。16番緒方寿光です。

早速、質問通告に従いまして一般質問をいたします。特に、質問と答弁を合わせまして60分間の限られた時間であります。さらには、事前に通告も出しておりますので、執行部におかれましては、ぜひ簡潔明瞭な答弁を強く求めます。

今回の私の質問は、稼ぐ自治体という観点から大きく4つの質問になります。

まず初めの質問は、物流拠点などを含みます企業誘致の促進は現時点でどのような状況か、さらにその見通しについてどうなっているのか、市長にお尋ねをいたします。2点目に、本市の定住促進の現況と今後の方針はいかに。3点目は、市長の市政懇談会の開催の考えはあるのか。最後に、特産品の販売、PR拠点を今後どのように展開していくのか、以上の4点であります。

まず初めに、企業誘致の促進の質問です。

6月の市長の所信表明におきましては、読ませていただきますが、有明海沿岸道路の整備、みやま柳川インターチェンジの開設、国道443号線バイパスの開通により交通の利便性が非常に高くなり、南筑後地域の物流拠点となり得る条件が整ってきていると。そこで、市として現在、事業者向けの用地のリストアップを行っており、それをもとに福岡県と連携し、物流拠点などの企業誘致に向けた取り組みを行っていくと。そしてさらには、空き店舗などを利用する実践的なチャレンジショップ運営の支援事業を行うと、強く表明をされてあります。

さらには、働く場所の創出をどうするかという私の質問に対して、副市長より、企業誘致はこれまで以上に積極的にやりたい、特に工場を誘致していきたい。また、スモールビジネス、例えば、空き店舗に店を入れるなどの誘致も積極的に取り組んでいきたいと、力強い答弁をもらっております。

そこで、あれから6カ月が経過しようとしている今、企業誘致の促進のこれまでの取り組みと、そしてまた、現時点での状況を市長に率直にお尋ねいたします。

次の質問からは自席で行います。

まずは、さきの質問の答弁を簡潔明瞭に求めます。

以上です。

副市長（石橋義浩君）

企業誘致につきましては、私が担当ということでございますので、私のほうから説明させていただきます。

ただいま緒方議員のほうから企業誘致、6月以降どうなっているのかという話でございます。順を追って説明させていただきたいと思います。

企業の誘致につきまして、まず用地の確保が第一でございます。そのため、市内の1,000平米以上の空き地、倉庫などの調査を行っているところでございます。ピアス跡地もその候補の一つでございます。

企業誘致の候補地につきましては、面積、交通面などの立地、民有地であれば所有者の了承など多くの制約もございますが、候補地として適切であるというものにつきましては、今後、順次県のホームページ、企業誘致のホームページに掲載するなど、周知を図ってまいりたいということで考えております。

今後とも、用地に関してはいろんな角度から情報収集に努め、候補地を探してまいりたいと。ふさわしいものにつきましては、県と連携しながら積極的に売り込んでいく工夫をしていきたいというふうに考えております。

また、来年度は、平成26年度は市のホームページもリニューアルされます。その機に合わせまして、この企業誘致に関しても、しっかり情報を提供してまいりたいと思っております。

スモールビジネスにつきまして、答弁させていただきたいと思います。

IT化の進展などによって、ビジネス形態は非常に大きくさま変わりしているところでございます。どこでも場所を問わず起業できるというふうな状況になってきております。

SOHO（ソーホー）、スモールオフィス・ホームオフィスと言われるインターネットを活用したビジネスが現在普及しつつございます。現在は、都会に住まなくても、都会に事務所を構えなくても起業できる環境になっております。大和地区での光通信網の整備も、その一助となるものだと思っております。このような状況を踏まえて、スモールビジネスをやっというふうでございます。これに当たりましては、商店街の空き店舗の活用も視野に入れながら、若者などが起業しやすい環境をつくり出すことを検討したいというふうに考えております。

平成26年2月より、沖端商店街内の空き店舗を活用したチャレンジショップを実施いたします。この事業は、起業を志す人を支援することを目的として実施するものでございます。春の訪れとともに柳川のまちがにぎわう雑祭りさげもんめぐりの期間中に、店舗運営に必要な知識と技術を専門家からアドバイスを受けられる実践的な研修機会を提供し、支援していく事業でございます。このような取り組みをしながら、SOHOなどのビジネスに空き店舗

活用の努力をしてみたいというふうに考えております。

それと、物流拠点の誘致に関してでございます。

いいですか。（「また後ほど」と呼ぶ者あり）

16番（緒方寿光君）

副市長から答弁をいただいたんですが、はっきり言いまして、前回の答弁と余り変わっていないと僕は思っています。

ずばり質問をしますけれども、私はピアス跡地に某企業の誘致交渉が続いていると聞いておりますが、ずばり聞きます。現時点でどんな状況になっているのか、話せる範囲内で結構なので教えていただけますか。

副市長（石橋義浩君）

ピアス跡地の誘致交渉ということでございます。

柳川市に企業を立地したいという意向を持たれている企業から私どものほうに話があっております。真摯に今対応しているところでございます。ただ、これにつきましては企業の御都合もありますので、公表等については慎重に対応したいというふうに考えております。この点については御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ということであれば、まだ望みはあるということですか。それとも、ちょっとこれからどうなのかと。その辺、どうでございましょうか。（発言する者あり）

副市長（石橋義浩君）

その点も民間企業との交渉ですので、この場ではなかなか言及するのは難しいと思っております。この点もまた御理解いただきたいと思えます。

以上です。（発言する者あり）

16番（緒方寿光君）

不規則な発言は、議長ちょっとお願いしますよ。（「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

私語をやめていただきます。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

16番（緒方寿光君）続

そうしますと、今後、今のピアス跡地については、現在の建物、そのままですね、平米数もそのまま企業誘致としての誘致活動をされるのか、それとも今の建物は壊して、更地にして、用地を整備して誘致活動を行われるのか、そこを聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

企業誘致等につきましては、特命という形で副市長のほうにお願いをして、中心的な役割で職員のほうをリードしてくれということでお答えさせましたけど、ピアス跡地について問

われましたけど、今の段階では微妙なところでございまして、これ以上は、発言についてはちょっと差し控えさせていただきたいというようなことでございます。

それから、関連でございますけど、先ほど出ました443号バイパスですね。443号というのは、セブンイレブンからずっと直進して、みやま柳川インターまでですか、あのコースのところを申し上げますけれども、あそこに、棚町に当初は道の駅を計画されていたということでございますけれども、あそこの土地に、今高木病院の理事長のほうからお話が先日ございまして、柳川市重度障害者の心身児入所施設、柳川療育センターということで、あそこに構想を持っておられまして、現在手続に入っております。

その場所というのは、現在、柳川の佃町のほうですかね、あそこは宮永ですかね、60床ございますけれども、120床に拡充をしていくということと、計画面積は1万8,300平方メートルということで、5,500坪を用意されていまして、それについて手続が終われば開発行為の許可、また農地転用の許可が終われば、平成27年度に完成オープンさせたいということで理事長のほうからお話がありました。全面的には柳川市等も協力をしたいというお話をいたしたところでもございます。

そのことによって、いろんな形が、雇用の確保ができますし、また、先ほど言われましたスモールビジネスにつきましても、九州電力柳川営業所が大牟田営業所と統合になりました。その後、公にされておられませんが、あそこの中に44名のコンピューター関係を扱っている社員がいらっしゃいます。それはどういう仕事をしているかという、九州電力の申し込みですかね、そこをオペレーターがあそこで一括して処理していると。その44名のうち、26名の雇用が柳川市から採用されていると。これも一応あわせて報告をさせていただきたいというふうに思います。

また、きのう梅崎議員のほうからいろんな形で、福祉施設、医療介護施設等につきましても、るる説明をいたしましたけど、それにつきましても、施設の拡充とあわせて、雇用が既にかなり市内から採用されているということもあわせて報告をいたしておきたいと思えます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ちょっと1点確認なんですけれども、市長は以前にピアス跡地を文化会館の跡地の一つの候補でもあるというようなことを言ってありましたが、それはとりあえずはなしということ考えておっていいんでしょうかね。

市長（金子健次君）

そういう構想としては持っておりました。きのうからいろんな形で答弁をさせていただいておりますけど、アドバイス会議の中でそのことを、用地を含めまして場所の選定を当たっているところでございますので、それが消えたということではございません。用地の候補地

としては、リストアップいたしているところでもございます。よろしゅうございますか。

16番（緒方寿光君）

先ほど市長から443号線沿いの土地利用等々について話がありました。私は、ここにいろんなデータがあるんですけど、例えば、三池港なんですけど、2010年の国際コンテナ取扱量、これが8,715、2012年の取り扱い、何と1万8,837、2年でこれは倍増しております、近い将来、2万を超えてくるという話であります。

そして、先ほど市長からも話がありましたけど、みやま柳川インターチェンジから徳益インターチェンジまでの道路が開通したことによって、さらに時短ができるということで、企業の方々もこの443号線沿いの土地を非常に注目されているということもいろいろ聞いております。

そこで、私率直に質問しますが、柳川市のほうに相談しますと、民民で解決をしていただきたいというような話をよく聞くんですけど、今後、ピアス跡地じゃない、そういう企業誘致の土地と申しましょうか、その辺の用地と申しましょうか、ここを市長、検討されていくおつもりがあるのかどうか、そこを聞かせていただけますか。

副市長（石橋義浩君）

企業誘致の用地をどうするかと、ピアス跡地以外もどう考えるのかということでございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、民間の土地も企業誘致にふさわしいということであれば、私どももそれを武器に企業誘致を図っていきたいと思っております。今後、それを整理しながら、県、市のホームページに載せながら、売り込みを図っていきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ホームページ云々と先ほどから副市長は何回も言っていたいておりますけど、どんなホームページを考えられているんですか。要は、わかりやすい地図が載って、ここはこうですよだとか、いろいろありますよね。よその下関市なんか見ますと、明確にいろんなものでわかりやすく訴えてあるんですけど、どの程度のホームページのPRをされようとされているのか、お尋ねします。

副市長（石橋義浩君）

ホームページの掲載内容はどうかという御質問でございます。

基本的には、その用地がわかる写真も載せますし、その位置もわかるようにいたします。それと、用途地域とか設備とかその他もろもろ、企業立地に必要な諸条件については記載したいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。また後ほど、定住化政策とも関連していますのでお聞きしたいと思っています。

次に、2点目の質問をいたします。

私はこれまで幾度となく、定住化促進の政策について政策提言をしてまいりました。昨日は白谷議員から質問もあっていたんですが、まさに地域間競争ということで、特に二重、三重に施策を重ねて、これまで以上にPRをすべきじゃないかと、柳川市の定住人口をふやすことは喫緊の課題ではないかというお話もあっておりました。私も同感なんですけど、私は多少違う観点から質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、柳川市の現在の人口約7万人で、毎年およそ700人が減少しているわけなんですけど、日本の人口も2010年に1億2,000万人だったのが、実は2040年にはおよそ1億人になるということで、これは推定の人口が出ています。特に私は把握しておかなくちゃいけないと思うことは、大都市だとか中核都市、県庁所在地なんかそうなんですけれども、その減少のスピードが遅いと言われていたんですが、特に5万人前後の地方自治体は、このスピードが最も早くて、人口減少のスピードが早いということを聞き及んでおります。

そこで、私は質問しますが、特に柳川市の、今2013年なんですけど2020年、2030年、2040年、2040年といっても、これはどうなるかわかりませんけどね、人口推定、わかればぜひ教えていただけますか。

企画課長（椋島謙治君）

柳川市の将来人口の推計ということでございます。本市の中では平成28年度までしか推計をいたしておりませんので、国立社会保障・人口問題研究所というところが推計をしました数値を申し上げたいと思います。

2020年、平成32年になりますが、そのときの推計人口が6万4,694人です。その10年後の2030年が5万7,390人となっています。同じくその10年後、2040年が4万9,921人というふうになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ずばり申しますと、そういう推計がなされているということであれば、やっぱり二重、三重に、今の施策に満足せずに僕はやっていく必要があるのではないかと強く考えます。特に、それ以上にスピードを上げて僕は人口減少が進むのではないのかなという気がしてなりません。

私は、この定住化政策については、この柳川市は特に2つの施策に絞ってやっていくべきではないかと考えます。それは何かと申しますと、1つ目は、市長御存じだと思いますが、市民アンケート調査、これをアクションプランの中でもされてありますが、実は柳川市に住み続けたくない理由ということで、就職先がないという理由が上がっています。同時に転出

者、転入者から雇用の確保の場を求めて、雇用の場を充実してほしいという声が強いわけです。

そういった意味では、やはり当たり前のことなんですけど、この柳川市内で飯が食えれば、それは当然柳川に住みますよ。ですから、私は大事なことは、そんなら雇用の確保をどうするのかということが、この柳川市は一番の喫緊の課題ではないかと思っておりますが、市長の見解があれば、ぜひ教えていただけますか、政策等々あれば教えてください。

市長（金子健次君）

雇用の場については、いろんな形で緒方議員と色々な話し合い、こういう場でもやりとりをいたしました。確かに、条件としては厳しい状況下にあるというふうに思っております。

今、人口が7万からあるうとしておりますけど、7万をどうやってキープしていくかということになれば、やっぱり、柳川というのは天神まで45分で行けると、久留米まで15分で行けると、そういう距離感にありまして、柳川にとってアンケートをとりますと、柳川にこれからも住み続けたい、住んでみたいという方はたくさんいらっしゃいまして、住居地として、ベッドタウンとして、そのこともやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。近傍の働ける場所で仕事をして、そして子育てがしやすいような環境をつくり上げていくということは、私は大事ではなかろうかと思えます。

確かに、いろんな形で企業誘致できる、優良農地ばかりではございません。農地法の改正によりまして、なかなか転用が難しくなっております。既設の宅地だけしか、なかなか誘致ができないという頭が痛いところがございますけど、そういうことも、企業誘致も考えていくことも必要でありますけれども、いかに人口をふやしていくかにつきましては、子育てしやすい環境、また住みやすい環境をつくり上げていくことも大事ではなかろうかという考え方を持っているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私が2つと申しましたのは、先ほど市長が述べられたベッドタウン化、これもその一つだと思っておりますけど、雇用の場がないことには、特に我々の世代とか、その後の世代とか、市外にいろんな形で仕事を求めていくしかないわけですし、特に大都市なんかにはどんどん流出しているという現状があるもんですから、僕はこの雇用の確保をまずやって、そして先ほど市長が述べられましたように、そんなら柳川市に住んでもらって通勤、通学をどうしてもらおうのか、そういう施策を考える必要があると思っております。

今回、西鉄駅の東口の土地区画整理事業で、私自身はこの事業でおよそ500名程度の人口増はあるのではないかなと考えておりますが、その辺、市ではどんなふうな数の把握をされていますか。

建設部長（野田 彰君）

区画整理事業を始めます当初の計画では、600名から700名の人口増が計画書には載っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、当然それはそれで大いに進めていただきたいんですが、特に市長が先ほど言われましたが、通勤、通学、そして住みやすい柳川にするということなんですけど、これまでの施策はこれまでの施策で私は続けていただきたいと思っておりますが、特に通勤、通学、助成事業、こういうこともやっぱり本気で今後取り組んでいかれる必要があるのではないのでしょうか。地域間競争の中で生き残っていくためにはですね、そう思いますが、いかがですか。

市長（金子健次君）

大牟田市とかいろんな形で、新幹線を利用という形でやっておられるところも承知をいたしております。しかしながら、今、西鉄駅に柳川市が投入している投資というのは物すごい金額を投資しておりますし、そういうことで東口を開設するというにつかまして、何十億という投資がありますし、あそこの区画整理事業も100億円事業をやっております、そういうところによって近くに店舗ができる、近くにアパートができる、高層マンションができるということで、本当に駅まで5分、10分で行けるとい、そういう場所はなかなか久留米や柳川市以外にないと思いますので、そういう面では、私は定期券についての助成をするとか、そういうことじゃなくて、いろんな形の利便性、子育てしやすい環境をつくり上げていくことが大きな視野で考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

市長から御答弁いただいておりますけど、私は率直に言いまして、今、地方自治体で一番喫緊な課題は、人口減少対策ではないかと思っております。それはなぜかといいますと、皆さんも御存じだと思いますけど、人口減少と高齢化が進んでいけば当然税の収入は落ちるわけですし、落ちれば緊縮財政でやっていかなきゃいけないと。行政サービスもそんなら、メスを入れるところはメスを入れざるを得なくなる。

そうすると、今後は逆に市民もいろいろ、ああ、これはなかなか住みにくいなということだよそに出ていったり、その場に住まなくなったりするわけですし、どんどん悪循環で悪い方向、悪い方向にしか行かないということを考えますと、今いろいろやってありますよね、マイホーム支援事業だとかいろいろやってありますけど、それはそれでやっていただきたいんですが、もっと本格的に、柳川で飯が食えて住めて、今後、将来もここに定住するというぐらいの覚悟で政策を打っていただきたいなと思います。

それは、こういう言い方は大変失礼に当たるかもしれませんが、60歳前後の方々、将来引退されて、それはそれでいいと思いますけど、我々の時代、私は46歳で40代、それより若い人で30代、50代、今以上にもっと厳しくなるわけですよ、全てが。そんなときにやっぱり、定住化施策を二重、三重に、ぜひいろんな施策をスピード上げて検討していただくことは今大事なことじゃないんでしょうかね。私はそう思っておりますし、特に具体的に聞きますと、Uターン、Iターン者についての受け皿をどうするのか、そして今、地域おこし協力隊事業ですか、そういうのをやってありますし、後継者育成事業をどうするのかとか、そういうものをもっと本格的に具体的に進めていく時期ではないんでしょうかね。そこをもう一度聞かせていただけますか。

企画課長（椋島謙治君）

緒方議員の定住化政策、現在実施しておりますけど、もっとスピードアップしているんな施策を打ったらどうかという御質問だと思います。

現在、定住促進の事業につきましては、平成21年12月に策定いたしました柳川暮らしアクションプランというのがございまして、それをもとに生活環境、子育て、教育、雇用、産業の面から幅広く施策を展開しているところでございます。

このアクションプランが平成22年度から26年度までということになっておりまして、来年度で期間を満了することになっております。ですから、先ほど言われました緒方議員のもろもろの施策についても、いろんな角度から検討しながら、このアクションプランの改定作業等をする中で、具体的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

検討という言葉をよく使われますけど、本気でぜひ進めていただきたいと思っております。

そして今、柳川市が地域おこし協力隊事業、これ取り組んでありますけど、具体的に何を行って、今後どこを目指して、何年後にどうするだとか、そういう計画があると思うんですよ。何を目指そうとするのか、そこをぜひ聞かせていただけませんか。

企画課長（椋島謙治君）

地域おこし協力隊の御質問でございます。

今現在、埼玉県のほうから1名の方を受け入れております。業務としましては、フィルムコミッション、そういう活動に従事していただいております。具体的に申し上げますと、CM等の撮影支援、それや柳川のロケ地情報の発信、また、写真撮影等によって柳川をPRする素材集の作成、そういったものを現在実施していただいております。

このおこし隊につきましては現在も募集をしております。今9名の方に応募いただいております。ですから、今年度、あと2人採用をすることにしております。こ

のおこし隊といいますのは、採用から3年を限度としまして、柳川のいろんな課題解決に向けて御協力をいただきながら、地域の産業や資源を活用した仕事づくり、そういったものを開発して、将来、柳川市に自立して生活できるような方向を考えて、今実施しているところでございます。

今後につきましても、そういうおこし隊、外部の目から捉えた柳川のいいところだとか、仕事づくり、産業、そういったものに目を向けてもらいながら、新たなビジネスにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私は、この事業はいい事業だと思っていますので、やっぱりスロー、それはいろいろ検討されてあるんでしょうけど、もう少しスピード上げて、いつまでにどれぐらいの目標でやるとか、そういうものがやっぱり必要じゃないんでしょうかね。ぜひそこを検討して 検討、検討と言うのはいけないんですけど、本気でやっていただければと思っています。

次の3つ目の質問をします。市長の市政懇談会の開催をずばり行うのかということであります。

そこで、まず初めに、市長の6月議会の所信表明、これは「おもてなしの心 日本一」と。すばらしい、これを目指すということで掲げられております。

そこで、6カ月経過しようとしているんですけど、現在の進捗状況、ちょっと何かトーンダウンしているんじゃないのかなと思っていますので、そこは今どうなっているんでしょうかね、そこを聞かせていただけますか。

市長（金子健次君）

トーンダウンは決していたしておりませんで、市民挙げて、いろんな団体の挨拶の中に私ではなく、その主催者であります会長さんが、市長がおもてなしの心日本一を目指しているなら私たちもやりましょうと、きょうのお客様に対してはそういう形でお迎えしておりますという、緒方氏も出席してありましたけど、この前の剣道大会で堤会長が言われました。

先日のソロプチミストのお客様、その中に300人ぐらいいらっしゃいまして、大川市や久留米市、佐賀市、そしてまた瀬高町、みやま市からもおいででございましたけど、開口一番、おもてなしの心でお迎えしますという言葉が使われていました。また、観光協会の渡辺会長は、来年はおもてなしを冠として使うと、そういうこともいただいております、徐々に高まってきておるといふふうに私は思っております。

きのうも申し上げましたけれども、先日は大ホールで職員500名を集めまして研修会をいたしました。その中に、私はやっぱり職員が本気になって、おもてなしの心を自分自身をもって、柳川を好きになって、柳川を誇りに思って、柳川を愛していないと市民はついてこな

いということ、職員の皆さんにそのことを、内部的には委員会も立ち上げておりますので、いろんな形でやっていきたいということで、これも私は一長一短、あすからそういうふうになるということじゃなくて、私は任期中のあと3年何カ月間にマックスのところを持って行って、それを継続していくという考えを持っているところでございます。

そういう意味では、来年の1月号には少しページを割いて懇談会の模様、いろんなセクションから出られた代表者の方の懇談会を載せていきたいと。そのかわりに、1月にもいろんなシンポジウムとか、そういうことで打っていきたいというふうに思っております。徐々に徐々に市民の中に浸透していくことで、決してトーンダウンはいたしていないことを私は声を大にして申し上げておきたいと思えます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

市長の努力ですね、本当にされてあることは私も知っています。広報紙、そしてホームページ、そしてあらゆる大会なんかでも、この話を市長は挨拶の中にされてあることも知っておりますし、啓発事業をやってあるということも知っています。

ただ、私が一番感じるのは、市民の皆さんのマインドといいましょうか、おもてなし日本一に向けての機運の醸成というんでしょうかね、そこがちょっとまだまだないのではないのかなと。ある市民の方から話もよく聞きましたけど、それは市長がやってあることで、それはそれで大いに頑張ってもらいたいというような、何か他人めいたような話をされる方も実は多いんですよ。

そういった意味で、私はやっぱり市民懇談会なんかをやりながら、市民と膝を突き合わせて、市長の思いをそこで語られて理解、そして協力を求めるだとか、そういうことをやらなければ市民のおもてなし心へ向けての機運の醸成は僕はできないのではないかと、そう思っております。そういった意味で市政懇談会を、今すぐとは言いませんけど、来年明けてからだとか、何カ所でこんなふうなことでやらなきゃいけないだとか、そういうことを考えてあるのであれば市長に再度答えを求めたいと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

市長（金子健次君）

市政懇談会をしたらということでございますけど、私が市長に就任をいたしまして5年間、あらゆる場所に案内があったら、大体ほとんど行って御挨拶をしてきました。また、終わってから飲む機会もございました。いろんな形で膝を突き合わせて話すこともありました。その中において、市政懇談会に行ったときに感じたのは、特定な、声を大にして言われることだけが中心となって、その会議がすぼんでしまったという経験があります。

そういう意味では、私はこの議会の中の代表者である議員の皆さん方、区長会、そして民生委員さん、いろんな形の団体がいらっしゃいますけど、そういう中において努めて意見を

聞く場、そういうスポーツ団体、文化団体、いろんな形で努めてやっておりますので、私は意見を聞いておると、懇談会をあえてする必要はないというふうに思っております。区長会の行政懇談会は年に開いて、そしてそれぞれの各校区の、また各行政区の区長さん方が意見を言われますので、そのことも大事にしていきたいと思えます。

それからまた、1月になりますと校区の区長さん方が私を呼んでの懇談会もございませう。そういうことも努めて時間をあけて、割り振って出席をいたしております。酒を飲むときもあると思えます。そういうとき本音が出るんです。身近な話しやすい市長になったほうがいいじゃないかということで、全体の中で言いにくいと、声を大にして言うことが恥ずかしいという方もいらっしゃると思えますので、努めて身近な場で市民と接していくということを大事にしていきたいというふうに思っているところでございませう。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

ただ、私が言いたいのは、それは市政懇談会のあり方はいろいろあるんでございませうけど、やはりテーマを絞りながら市長としての思いをまず語られて、それは要望は要望でちょっとこっちに置いて、やはりそういう率直な、これだけ日本一を目指そうということなんですので、やっぱり運動として盛り上げなければ、ただ単に酒を飲む場もそれは大事ですけど、区長会も大事ですけど、それだけでは僕はなかなか機運の醸成はできないのではないかと思っています。

例えば、これは同じような例じゃないんですけど、既にもう亡くなられましたが、広松伝さんという方がおられました。実は、クリークをふせるという計画があったときに、住民懇談会を小まめ小まめに開かれた中で、なぜクリークが大事なのかということをお説いて回られて、住民の方と一緒にしゅんせつ作業もやっていったと。そうしたところが、どんどんどんどん、いや、これはクリークは残していかなくちゃいけないんだというような機運が盛り上がってきて、結局、今の慣行のほうのクリークが、そのまま財産が残っているわけですので、やっぱり私はそこはまず市民と膝を突き合わせて、市長の思いを語られるというのは原点じゃないかなと思っております。

市長（金子健次君）

正直に酒を飲むことも言いましたけど、全部がそうだと私は言っているわけじゃございませうで、そのことをとって足をとってもらうと困ります。正直にお話ししたままでございませうで、全てのうちの1件か2件はそういうことがあったというふうに思いますがね。

広松伝さんについては非常に私も尊敬をいたしまして、そういうことで頑張っておられた姿は、これからも私は大事にしていかなければならないというふうに思っております。いろんな形で市が、行政がクリークをしゅんせつしてどこかに持っていくというだけじゃなくて、

そういうしゅんせつをしなければならないということを市民と一緒にやって取り組んでいくと、そこに物を捨てない、いろんな形で合併浄化槽とか、いろんな下水道の普及率も上がってくるというふうには私は思っているところでございますので、努めてそういう座談的な部分については、私は積極的に参加をしているということで、緒方氏が言われる行政懇談会と大体同じような形、私はそういうことで役割をやってきておるといふふうに思っておりますし、また、伝さんのやり方についても私は映画も見させていただきましたし、いろんな形で柳川市役所の先輩からお聞きをいたしました。そういうことも私は大切ではなかろうかといふふうに思っております。

16番（緒方寿光君）

いや、誤解をされないようにしてください。僕は別に酒を飲むのが悪いと言っているわけじゃなくてですね、（「でも、言われたのですよね」と呼ぶ者あり）いやいや、そういうことじゃないんですよ。それはそういうこともあるでしょうと。

ただ、大事なのは、いろいろ言っても、きのうも古賀議員の庁舎統合の話も出ていましたが、そういう課題は課題で、市としてはこういう方向に進んでいきたいだとか、そういうストーリーも市長は考えてあると思いますので、テーマはいろいろあると思いますので、おもてなしの心だけじゃなくて、テーマはいろいろあると思いますので、大々的に懇談会を何カ所かで開かれるということは僕は大事なことだと思っていますので、今はないということなんですけど、来年度、ぜひ僕はやられたほうがいいのではないかと考えています。

最後の質問になります。

特産品販売、PRの拠点を今後どうされるのかについてお尋ねをいたします。

御存じのように、みやま市の道の駅、これについてはかなり売り上げも上がっておりますし、お客もふえています。現実的に店舗利用者だけで平日1,200人、休日は1,800人から1,900人。売り上げ、24年度、前年度より30%の増と。25年度、10月末までに前年度より10%の増と。理由はもう御存じだと思いますけれども、品ぞろえの多さ、そして交通アクセスのよさ、新鮮で残留農薬までもはかるというぐらいの管理をされてあります。

残念ながら柳川市にはこのような拠点は無いんですけど、地域振興施設はないんですが、直売所、今、現実的には蒲地のふれ愛の里だとか、三橋のふじの里ですか、そういうところでいろんな野菜の販売等々もされてありますが、ふれ愛の里は現実的に客も減少しているのが現実であります。

一方では、ブランド品中心に、そこのおいでメッセ、頑張って運営されていますけれども、運営内容をすばり話しますと、23年で4,850千円ですか、24年度10,500千円、総売上、23年度5,230千円、24年度13,950千円ということなんですけどね、販売利益を仮に20%とか30%とか考えますと、残念ながら経費のほうがどんどん出ておるんですよ。別にこれが悪いと言っているわけじゃないんですけどね。そして、最近では少し客数も落ちているということ

も聞いております。

そこで、市長に私は質問しますが、所信表明の中でも6次産業化の推進、これは課題だと。そして利益をふやすこと、これは課題だということで申されておりました。具体的に今後、拠点づくりというのは真剣に考えていく時期、今ではないのかなと私は考えておりますが、そこら辺の見解があれば聞かせていただけないでしょうか。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

おいでメッセの現状につきまして、今後の見通しということで御質問かと思えます。

議員御質問の中でおっしゃいましたとおり、おいでメッセは平成23年12月に柳川商店街の一角に開店いたしまして、現在、ブランド認定品を初めまして、市内で生産される食料品を中心に44事業者の商品、約160種類を取り扱っております。運営は柳川商店街振興組合に委託いたしております。

この店舗でございますが、異なる事業者の商品を自由に組み合わせて購入できるということもございまして、市民の皆様から喜ばれておるところでございます。また、さげもんめぐりのシーズン中は、まち歩きをされませぬ観光客が休憩場として御利用されたり、お土産品を求められたりということで、そういった利用も多くございます。

売り上げの現状でございますが、直近ということで申し上げますと、開店からことし11月末までに延べ1万5,000人のお客様にお買い上げいただきまして、28,000千円の売り上げがございました。月平均の売上額は月によってばらつきがございますけれども、約1,170千円程度でございます。

一方、運営経費でございますけれども、開店からことし3月末までが約15,400千円、ことし4月から（「それは僕がさっき言ったと思いますよ。同じことは要らないです」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

簡潔明瞭にお願いします。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）続

失礼いたしました。

それで、運営経費がかかって利益が上がっておらないということで議員おっしゃられておりますけれども、ただ、同店は先ほど申し上げましたようにブランド認定品を初めといたします特産品の販売とか、その製品の情報発信、納入業者の切磋琢磨する場という商工振興の側面とか、まち歩き立ち寄りポイントとしての観光施設の機能もございますので、単に収益のみでははかり切れない効果があるということで思っております。

そういったことから、今後につきましても商店街振興組合に委託いたしまして、同地において運営を継続したいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

簡単にいいですので、私が聞いたことと同じような答弁は要りませんので。

今、市内の観光案内所が2カ所ありますけど、この辺、僕ははっきり言って死んでいるんじゃないかと思っているんですけど、ここを有効利用するとか、そういう発想だとか企画とか、今後こういう場で売っていかうとかはないんですか。

産業経済部長（古賀廣介君）

2カ所の観光案内所でも、こういったブランド認定品等の販売の展開をやったらどうかという御質問だろうというふうに思います。

ちょっと細かい話になりますけれども、沖端の観光案内所につきましては、以前議会のほうでも御答弁申し上げたかと思えます。年間に大体6万人から7万人程度のお客様が案内所のほうにはおいでいただいて、そして細かい案内業務をこなしております。だから、販売をその上に行うということになれば、陣容の面のちょっと予算の部分とか、それとスペース的に非常にまだあそこの案内所では狭いという点、それから実際、観光協会の会員さんのそういったブランド品を中心とした商品の展示を沖端の場合は行っております。沖端で7品目、現在のブランド認定品の7品目を中心に20商品から30商品ぐらいあるかと思えますけれども、あそこに展示を行って、お客様の問い合わせがあった場合については、その販売業者さんの方にお知らせをして御紹介をお客様にすると、そういった展開をしております。

それから、お話を聞いてみますと、東側の通路の部分にも販売ができないかというような緒方議員の御意向もあるようでございますが、あそこについては奥のほうのトイレの基本的に通路になっておりまして、そこに二、三台、いわゆるベンチですか、そういったものを少し並べておりますので、なかなか幅が狭くて、販売台を実際は置けないという現状がございます。

それから、西鉄柳川駅の案内所につきましては、売店のほうでもそういった特産品、ブランド認定品の販売をしていただいております、ここについては6商品、現在の認定品の中の6商品を販売いただいているという現状があるわけです。そういったことを含めると、現時点での案内所でのブランド認定品等のおいでメッセの展開を案内所で販売をするというのは、ちょっとまだまだ研究をする必要があるというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

とりあえず、おいでメッセのみの販売でこれからも移行するということですか。

産業経済部長（古賀廣介君）

あくまでも現時点での考え方でございまして、それだけにとどめるかというお話でございしますが、我々としてもなるべく売れるほうがいいし、その取引業者さんというか、そういった方々もそういったことを当然望まれている方もたくさんいらっしゃいますので、視野を大

きく広げて、以前には福岡に出店をされたらどうかとか、そういった緒方議員の御提案等もあったかと思えますけれども、いろんな角度から検討はしてまいりたいというふうに思っているところです。

16番（緒方寿光君）

いろんな角度から検討されるということなんですけど、やっぱり時期をある程度決めて戦略は練らなければ、私もビジネスマンなんですが、結果は出てこないと思いますよ、正直言って。

私が言っているのは、空きスペースを云々かんぬんということではなくて、要は足元に2カ所の観光案内所がありまして、ここは今実際は協会のほうに市の指定管理と申しませうかね、年間7,300千円だったですか、それを指定管理でやってもらっているわけですよ。それだけでいいのかという話なんですよ。

要は、沖端商店街とかいろんな商店街がたくさんありますけど、やはりそういうところも一緒に連携しながら自分たちの商店街の特産も売る、ブランドもそこで売らせてもらうんだとか、そういう発想が、指定管理者としての契約の期間は一定ありますので、その区切りのところでそういう運営をやっていただけませんかとか、いや、商店街と連携してこの金はこうやってもらえませんかとか、そういう工夫をすべきではないかと言っているんですよ。実際、私も行きましたよ。案内所に行きましたけど、やっぱりもったいないですよ。

これは全く別の話ですけど、別府なんかは温泉の蒸気でいろんなものをやって、かなり盛況じゃないですか。我々は違うんですけどね、七輪ぐらい置いて、ノリぐらい焼いてお客さんに配ればいいじゃないですか。で、お客さんを引き込んで売ればいいじゃないですか。僕はそう思うんですけどね。そこを今言っても部長は検討しますということなんでしょうけどね。そういうことも含めて、やっぱりトータルで柳川市の特産品、ブランド品をそんならどう知ってもらうか、市場に出していくのか、今以上に。それはやっぱり考えるのが、流行語じゃないですけど、今じゃないですかね。市長どうなんですか。

市長（金子健次君）

行政がどこまでやっていくかということでございますけれども、先日の土日、両開漁協さんが新ノリのノリフェアをやっていただきました。メディア、テレビも入ってまして、報道も新聞、載せていただきました。かなりたくさんの方がおいでいただき、私も土曜日に行って挨拶をさせていただきましたけど、そういうことでそれぞれの漁協、またはそれぞれの漁業の方が本当に取り組んでおられるということで、今博多から農家の方と一緒に取組みをやっているいろんなツアーについてもずっと膨れてきておりますし、私はよそのまちにも負けたくないぐらい、そういう発信を私はやっている。

ただ、緒方氏の尺度から言えば、もっともっと足りないというふうに言われますけど、私はそのことには頑張っていると。農家も漁家の方も頑張っておられると。また、行政も一緒

になって取り組みをしておるといふふうに思っているところでもございます。

それから、先ほど言われた質問の件の、一番最後の緒方氏の発言について、ちょっと私も疑義がありますので申し上げておきたいと思っておりますけれども、きのうは古賀議員の質問のやりとりの最後のことを言われましたけど、あれは庁舎統合について住民の意見を聞く場をいつにするかということについては、議会のほうに話をしてからやりましょうといふふうに言ったままでございまして、そのことを言ったことが何か、懇談会とかなんかにについては私がないような言い方をされてもらうと、私は非常に心外でありますので、そのことをあわせて言っておきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そんなふうにも市長がとられたことについては、私の発言内容がそうとられたことについては、それはそれであれなんですけど、私はそういう意味で言っているわけじゃ全くないですよ。要は、全ての施策に対して柳川市の考えを市民に訴える場が必要じゃないのかなということをお私言っているわけですので、そこだけ捉えてもらっても困るんじゃないかと思っております。

市長（金子健次君）

やり返して倍返すわけじゃありませんけど、私は私の気持ちをとおられないような感じがいたしましたもので、ちょっときのうのやりとりを見て、あんなに時間をいっぱい使って何回答してもああいうふうに言われたもので、そのことについてなぜあなたは座談会をやらぬかといふふうにお聞かせたもので、私はあえて議会のほうに話をしてからやりましょうといふふうにお答えて、部長も答えていたわけですよ。慎重に対応していかないと大変なことになるから言ったままでございまして。

以上です。

16番（緒方寿光君）

いや、それはそれで僕はいいと思っておりますので、そこに私がいろいろ言っているわけじゃないので、それはちょっと大きく構えていただければと思っておりますよ。（「構えています」と呼ぶ者あり）ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、最後になりますけど、僕は最後に言いますが、今そういう特産とかブランドの拠点、そういう販売拠点がなかった　おいでメッセだけなんですけど、そこだけで果たしてこれから勝負ができるのかと。それも今回の質問の前に、いや、市内でできないのであれば福岡、東京あたりにいろんなショップを検討する必要があるんじゃないかとか、例えばシンガポールだとか、これは武雄市さんが共同でやっておりますけど、海外にもそういう拠点をつくってもっと広める必要があるんじゃないですかというお私言の質問の主題を言いながらです。結局、結論から言いますと、今から検討しますといふような話ですので、どうかと

私は思いますけどね。

最後になりますが、市長に僕はお尋ねしますが、その特産品の拠点、そしてブランド品の拠点、おいでメッセ含めて、今後、市内、市外、海外についてどういう拠点を構えられようとするのか、そこら辺、どう検討されているのか、ぜひ見解があればお聞きできますか。

市長（金子健次君）

武雄市の樋渡市長は本当に頑張っておられるなというふうに思います。いろんな形でお話しする機会もありますしですね。それはやっぱり、柳川市としてできる部分がどこにあるのか、農家の人と一緒にあって東京に私もトップセールス、市場に行きました。そして、それぞれ10部会の部会長さんともいろんな形で話をいたしました。今できる範囲というのは、私はやっているというふうに思っているところでございます。

しかし、シンガポールのほうでいろんな形で一緒になって取り組む姿勢も確かに必要であろうと思います。今の段階ではまだまだちょっと難しいと思いますので、それはJAさんと一緒になって、取り組むのをどこまでするのかということは、時が来たらまた、そういうときに動き出すかもしれませんが、今は柳川の産品を努めて柳川市外か、そして東京市場に、また大阪市場に、広島市場に送っていくことが大事なんじゃないかなというふうに、国内向けを努力していくことが必要じゃないかな。

ただ、いろんな形で「あまおう」とか、高く香港でも買っておられますので、そういう柳川の産品がワインとなっていくこともあるだろうし、そういうことも含めて、あらゆる角度から鋭意、今後も検討して努力していきたいというふうに考えております。

（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

2番荒巻英樹でございます。

先月開催されました柳川よかもんまつりは、天候にも恵まれ、多くの市民の皆さんにお越しいただいたものと思います。テレビ局の取材も行われており、本市の特産物を大いにPRできたのではないのでしょうか。また、司会はおなじみの本市出身の小雪さんで、開会式では観光大使への委嘱が行われておりました。

翌週、彼女がパーソナリティーを務めているFM放送では、早速「柳川観光大使の小雪です」とよかもんまつりの話を始め、本市のPRをしてきていました。本当にありがたいものです。また、小雪さんは、御自身のブログでも柳川のことによく触れておられます。

最近、観光大使の選考基準に若干疑問がありましたが、小雪さんの選考はとても素晴らしいことだと思っております。

逆に少し残念だったのが、ことしのゆるキャラグランプリで本市マスコットキャラクターの「こっぼりー」が全国155位に甘んじたことです。昨年の61位からは大きな後退です。グランプリに輝いたのは、栃木県佐野市の「さのまる」で、今後は同市の活性化に大いに貢献することと思われれます。

一昨年、グランプリを獲得した「くまモン」をしのぐ、ゆるキャラの登場はしばらくはないでしょうが、結果はともかく、こっぼりーには、本市のPRに引き続き頑張ってもらいたいと思っております。

なお、「広報やながわ」でゆるキャラグランプリでのこっぼりーへの投票をお願いされておりましたが、結果の掲載も早目になされたほうがよろしいかと思います。

それでは、質問に入ります。

2008年を境に人口減少社会に突入した我が国ですが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計、中位推計によりますと、今から47年後の2060年には8,673万人、87年後の2100年には4,959万人になると予測されております。また、本市の人口は、12年後の2025年には6万377人、22年後の2035年には5万2,568人となっております。

今後、国も地方も財政難が続くわけで、現在の生活インフラをどう維持していくかは重要な課題になっていくわけであります。これからの10年後、20年後の柳川を考えたときに今やらなければならないことは何か、今だからこそできることは何か。私は、今後見込まれる税収、そして歳入減に対応できる基盤の確立が必要だと考えておりますが、このことを踏まえて質問をいたします。

1、平成26年度予算編成方針について。

平成26年度の当初予算は、金子市長が2期目を迎えて初めて本格的に取り組むものであり、私は大いに期待をしているところであります。現在、編成作業を進められているところかと思いますが、主な方針及び一般会計の予算規模について伺います。

再質問及びその他の質問は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

26年度の予算編成方針についての御質問でございますが、来年の予算編成に当たりまして、主な方針といたしましては、まず経常経費でございますが、来年度、26年度を27年度から始まります普通交付税の一本算定の段階的削減の準備期間という位置づけをいたしまして、例年以上に各種事務事業を精査いたしまして、無駄を排して、最小の経費で最大の効果を上げ

ることを基本理念として、一層の効率化を図るということにいたしております。

また、政策的な経費につきましては、「おもてなしの心日本一のまち」を目指した施策を具現化するという事とともに、市長が公約されております、また、所信表明の中でも述べられております、あすの柳川へつなぐための6つの施策、約束を果たすために、それぞれ各担当課の中で十分協議を行って予算要求をすることにいたしております。

それからまた、一般会計の予算規模についてということでございますけれども、現在、財政課のほうで予算査定の作業を行っている途中でございますので、具体的な数字については差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

総務部長からお答えをいただきましたが、その前に若干、小雪さんのことで補足説明をしたいと思っております。

F M放送を聞いたということをお話しましたが、これ、そのラジオ局のパーソナリティーの方と2人でやりとりですが、そのパーソナリティーの方が最初に、福岡観光大使の誰々ですって御自分の名前をおっしゃいますね。福岡観光大使非公認の誰々ですって言われて、その後には小雪さんが「柳川市観光大使、公認の小雪です」というふうな感じでやりとりだったんですが、非常に何かほほ笑ましく聞いておりました。

それから、当日テレビの取材が来ていたということも言いましたが、これに関しては報道、小雪さんが深夜番組にレポーターで出ておられますが、その局が報道、要はニュースのクルーと、あわせてその番組のクルーと2つのクルーが来ていたんですね。ですから、残念ながら、その深夜番組、私は見ておりませんが、その番組でも放送されたはずなんですね。ですから、そういった形で非常に柳川のことが取り上げられたんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ市報、広報のほうには小雪さんが観光大使に就任されたというのを近々掲載されるだろうと思っておりますが、ぜひホームページにも掲載いただいて、小雪さんの番組テレビを見ましょう、ラジオを聞きましょう、ぜひお願いしたいと思っております。その中でまた柳川のことに触れていただけるんじゃないかなと思っております。そしたら我々、私たちも非常にうれしいですね、ハッピーだと思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それでは、総務部長のほうから来年度の当初予算のことで方針、それから、一般会計に関しては現在査定中で、具体的には控えるということでしたけれども、市長のほうから上限、ここまでだよというような、そういった指示は出ておりますでしょうか、お尋ねします。

総務部長（大坪正明君）

予算の上限とかそういったことは、かつてこれまで一度もそういう、金子市長に限らず、そういった指示があったことはありません。

2番（荒巻英樹君）

はい、ありがとうございます。

今までそういった上限の指示はなかったということですが、今後、人口のことは先ほども出ておりました、国の人口がどんどん減っていきます。言いました2100年というはるかかなたの話先ほどしましたが、5,000万人弱、今から言えばもう4割ということになります。ですから、国の予算も4割でなきゃいけないというか、実際は人口が減っても日本の面積が減るわけじゃありませんから、4割にというのはあり得ないんでしょうけれども、やはりそういった負担をするのは国民ですから、その人口が減った割合に近づけるような予算でなければいけないかと思っております。

柳川市のことを、ちょっと予算委員会、決算委員会等では毎年詳しい説明をいただいて我々は認定をしてきているわけなんです、一応その際、予算委員会、決算委員会でもやはり提示いただける数字というのは、該当年度とその前年度というのが一般的というか、普通ですよ。

この合併してからの数字をまとめてみました。この数字、先ほど言いましたように、もう認定済みのことですから、そのことに関しての私の見解をというわけじゃないんですが、客観的な数字として皆様に、もちろん財政の方とかお持ちの分かもしれませんが、お伝えしたいと思えます。

平成17年度に合併していますから、17年の当初予算は、ちょっとどのように合併の委員会か何かでされたのか、詳しくわかりませんが、前市長名で出された当初予算、平成18年度から21年度まで、最初が279億、次が268億、258億、249億という形で、平均しますと、264億ですね。金子市長が就任されたのが21年ですが、金子市長名での当初予算、もちろん骨格も含まれますが、22年度が290億、そして267億、280億、ことしが281億ということで、平均しますと279億。15億ほど前市長のときより多いということになります。これはいろんな事情があるでしょうから、それが多から云々という、この場ではそういう話じゃありませんが、最終的な予算現額で言いますと、前市長のときが291億、金子市長の1期目が317億ということになっております。

ここで何を言いたいのかというのは、人口は確実に減ってきているんですね。17年度末16年度末か、17年3月31日、7万6,124人から毎年やっぱり800人、700人、500人台、前年比でいいますと1%強、ここ最近では0.8%とかになっておりますが、確実に減ってきておりますし、ことしの11月末では7万299人ということで6,000人近くが減ってきております。このことは、もう何度もここでも出ておりますし、皆さん御承知おきのことだと思えますが、ですから、やはりきのうも出ていました身の丈に合った身の丈というのは何なのか、やはり人口というのは非常に大きな材料になる部分だと思えますけれども、ですから、やはり税収が減る分、削らなきゃいけないものを削っていかなきゃいけない。そういうことをぜひ心

がけて 今も心がけていただいておりますが、ぜひ具体的な取り組みをしていただきたいと思っております。

先ほど本市の予測人口、企画課長のほうが太田議員の質問に出ていました。ちょっと私も同じところからの出どころですが、若干ずれておりまして、私の手元にあるのは、一番遠くて2035年、平成47年ですが、5万2,568人。今の7万人から比べると約4分の3、75%前後ですね、4分の3です。

現在、仮に300億だとしたら、人口比で減らしていくと、300億の4分の3、75%というのは225億になるかと思いますが、毎年1%ずつ減らしていても足りないんですね。240億にしかありません。毎年1.25%ずつ減らして行って、ようやく約75%になるということになっております。

ですから、実際に合併して10年間、そして、15年間というのは、単純に行く話ではないとは理解しておりますけれども、柳川市というのはこれからもずっと続く自治体ですし、やはり一刻も早くそういう身の丈に合った予算編成、予算規模にすべきではないかなと思っております。

それでは、具体的に来年度の歳入の見込みと増加のための施策等、お考えがあれば、お伺いします。

財政課長（島添守男君）

来年度の歳入の見込み及び増加のための施策ということですが、先ほど部長が申し上げましたとおり、あくまでも現在査定中でありまして、御了承いただきたいというふうに思います。

自主財源の見込みということ、歳入の見込み、つまり自主財源の見込みということですが、自主財源の中で大きな割合を示す市税の収入につきまして、税務課からの要求段階では若干の増収というふうになっております。

また、自主財源増加のための施策はということですが、先ほど部長のほうから申し上げましたとおり、現在、各課の予算査定作業を行っているところでありまして、個々の施策について、ここで申し上げることができませんけれども、平成24年度から継続で実施しております定住人口の増加に向けた各種施策等につきましては、引き続き、要求があつておるところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

それで、具体的にですね、各課から上がってきます事業を財政課のほうで点検されるわけですが、その査定に当たっての基準といいますか、ガイドラインといいますか、そういったものがあればというか、あると思っておりますが、お尋ねします。あわせて査定時、財政係が3名ですかね、要員が査定時に足りているのかどうか、あわせてお伺いします。

財政課長（島添守男君）

ガイドラインということでございますので、そちらのほうについて私のほうから御回答を申し上げます。

事業を点検するに当たっての基準とか、ガイドラインはあるかということですが、新規事業につきましては、ハード事業で3,000千円以上、ソフト事業で1,000千円以上要求する場合は、企画課のほうへ新規マネジメントシート、いわゆる事業企画書のようなものを提出しまして、それを副市長トップの経営会議で事前審査を経た上で予算要求を行うということにしております。

また、継続事業の中で、特に物件費などの経常経費につきましては、第2次行財政改革実施計画に基づいて、対前年度比1.5%以上の削減目標というものを掲げているところでございます。

なお、来年度の主な方針のところでも申し上げましたけれども、来年度、合併算定がえの一本算定の段階的削減の準備期間というふうに位置づけていることから、平成26年4月からの消費税の増税に係る増加経費も踏まえたところでの削減目標というふうにしておるところでございます。

以上です。

総務部長（大坪正明君）

査定時の財政課の職員が足りているかというような御質問でございますけれども、御心配いただいておりますけれども、財政課の職員というのは非常に優秀な職員を配置いたしております。今の職員で、各課の事業を細かく精査しながら、しっかりと予算編成作業に取り組んでもらっておりますので、御心配は要らないと思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

新規に関しては、ある程度の金額以上はいろんな、マネジメントシートですか、そういったものでチェックをされる。必ず要る物件費に関しては、1%以上の削減ということですね。

これは、聞いた話では国のほうは、私、直接聞いたわけじゃありませんが、もう既存の事業は査定チェックもしないで、新規だけをチェックするというようなお話を以前聞いたことがありました。ということは、ふえていくばかりで一切減らない、膨らんでいくばかりだと思っておりますけれども、本市の場合は、そういったことはないですね、ちょっと確認です。

財政課長（島添守男君）

予算査定をどういうふうに行っているかということでございますけれども、まず、各課ごとに査定を行っていきますけれども、来年度予算を要求するに当たっての課題というものを各課のほうからまず聞きます。その上で、各課から提出された要求書をもとに、前年度の決

算状況、あるいは今年度の決算見込み額、そういったものを見ながら、要求された事業の目的、必要性、事業効果、事業の全体計画、積算根拠、そういうものを聞き取りしながら、新規事業、継続事業にかかわりなく聞き取りながら査定をしておると、そういう状況でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほどは、総務部長の答弁、ですから私は、国のほうは、そういった形で今人が足りないから、国が既存の事業をチェックしないというのは人が足りないからというようなことも聞いたので、柳川市の場合も、そういったところに手が回らないということがないのかなと、ちょっと心配したのでお尋ねしましたけど、おっしゃったように、優秀な方が多いというのは、それは私も理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、やはり既存のやり方、やはり実際に、何がベストというのは結論が出しづらいつ思ひますが、最近の傾向として、やはり市民にも予算要求段階からお知らせする、そういった今までのやり方を、本ではブラックボックスとかそういう表現がありますよね。ちょっとその表現が妥当かどうかは別としましても、そういうお知らせをすることによって、やはりどうしても削りたいけど削れなかった、気づかなかった、そういったこともあり得るかとは思ひんですが、私はやはりそういった市民にも事前にお知らせしたらどうかというスタンスでお伺ひしますが、そのことに関して、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

確かに市民の皆さんにとっては重要なことでございますけれども、一つはこういう執行部があつて議会があつてという形ですね、予算編成の仕組み等につきましても、今、島添のほうから、課長として説明いたしましたように、非常にいろんな現実にはですね 現実というより慎重な審査の中では積み上げておりますし、このくらいの大枠を決めて、幾らぐらい不足して、どこを削るか、いろんな種別の業種の選択をしなければならない時期がございます。その中に上げて、初めて3月議会で提案をいたすものでございまして、その中で特別委員会を設置して、今は全員ですけれども、その中で御審議いただくということで、それ以前にですね、市民のほうに、ほとんど市民の方はいろんな要望が、先ほどの区長会の行政懇談会、どここの護岸工事をしてくれ、どここの舗装をしてくれと、そういうふうに非常にそれぞれの地域が出ておりますので、これをどうやって公正に、公平にやっていくかというのは、非常にそれぞれの担当の部署においては頭を悩ませているところでございます。その中の予算の中身には、ことしの予算は目玉として、柳川市として何を重点的かということも必要であろうし、そのことを議会には訴えていきたいという部分もございまして、なかなか事前にですね、きのうの統合の問題 庁舎統合の問題、またはいろんな形を私は、

それはしなければならぬ時期については、きちんと説明しなければならぬというふうに思っておりますし、区長会の行政懇談会のパワーポイントの中ですね、説明をしながらいろんな形で半年後には、こういうことの事業をやっておりますと、何か要望がありましたら、1年後の予算要求を反映していきたいということも決めて、そういう区長会の行政懇談会の開催をいたしておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

2番（荒巻英樹君）

はい、わかりました。市長のお考え、了解いたしました。その市長のお考えに基づいて、ベストな編成をぜひ行っていただきたいと思います。

先ほど財政課長、消費税の増税のことも少しおっしゃいましたけれども、そのことに、消費税が増税されることによる影響はどのように捉えていらっしゃるのか、いま一度お願いします。

財政課長（島添守男君）

消費税の増税が来年度予算にどれくらい影響を及ぼすかということでございますけれども、あくまでも大まかな算定でしかありませんけれども、平成24年度の決算をもとにしますと、まず歳入につきまして、使用料が、同レベルでの使用があったと見たところで最大で6,000千円程度の増収があるんじゃないかというふうに思っております。

また、地方消費税交付金、この増額も見込まれますけれども、国の来年度の地方財政計画の中で具体的数値が示されると思います。これはまだ出ておりませんで、これはわかりません。

歳出ですけれども、同様に平成24年度決算の物件費や維持補修費、投資的経費をもとに、24年度と同レベルの歳出として推計しますと、およそ250,000千円程度の増加が予測されます。したがって、来年度の予算査定に当たっては、消費増税分も含めて、少なくとも平成25年度と同額以下に抑える必要があると、このように考えておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。平成25年度と同額以下という目標、非常に私は評価したいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで具体的な査定、やはり財政課の方々、各課の要求される方ともやはりいろんな、査定というのは、いわゆる言ってみればカットですね。ですから、その中で、やはり喧々譁々な議論があるかと思っておりますけれども、それで、副市長にお伺ひいたします。

財政課長、総務部長、副市長と上がってくるかと思いますが、まず県内で、石橋副市長、福岡県のほうからお見えいただいておりますが、そういう各自治体のナンバーツーですね、具体的には副市長、副町長、副村長ですか。県庁からで福岡県内の自治体に今、何人いらっしゃいますかね、把握されておりますか。

副市長（石橋義浩君）

福岡県庁から各市町村へ、副市長とか、副町長が何人派遣されているかという質問だと思います。

私が把握している範囲では、私を含めて8名、副市長、副町長で出向しております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

済みません。あわせて、一緒に聞けばよかったですが、そういった定期的に何か情報交換とか、そういった交流の場とかはありますか。

副市長（石橋義浩君）

交流の場ということですがけれども、懇親する場はありますけれども、業務について語るといのは意外と少ないです。どちらかというとな隣の副市長さんたちと業務について話すことが多いです。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、私は、県内のほかの自治体のそういった予算の状況、査定の状況とか、そういったものも、やはり副市長、元同僚の方から情報交換して本市に反映していただければと。反映といいますか、やはり副市長はナンバーツーですから、ナンバーツーはやはり悪役、ヒーローにならなきゃいけないと私は思うんですよ。ですから、財政課の盾になって、ですから、大なたを振るえるのはやはり副市長しかいないと、副市長しかいないというか、副市長がやはり大なたを振らなきゃいけないと私は考えておりますので、ぜひ今後、来年度予算に関してはぜひ副市長に頑張っていただきたいと思いますが、よければ一言。

副市長（石橋義浩君）

おっしゃるとおりですね。ある意味、第三者的な視点で仕事をやっていくというのは私に課せられた一つの課題だと思います。これにつきましては、市長からも常々言われておまして、やはり内からだけでなく、外から客観的に見るという視点も必要だと思います。急には変わらないと思いますけれども、その職員の意識なりなんなりを、仕組みも変えていきたいと、そういう心構えではあります。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

じゃ、最後に市長に一つだけお尋ねします。

以前、聖域なき行財政改革ですか、「聖域なき」という表現をされていたと思いますが、今までも取り組んでこられていると思いますが、来年度の予算に関しても聖域とか、そ

うものはないということで考えてよろしいでしょうか、そのことだけ市長にお尋ねします。

市長（金子健次君）

国のいろんな税制改革の中で、どうやって国から交付税が柳川市に、要するに、地方自治体においてくるかという問題、喧々諤々論議がされております。

合併市町村の交付税の関係についてもルールはまだ話が決まっておりますけど、そういったことについても情報を常にキャッチしながらというふうに考えております。

今、副市長が申しあげましたように、県の出向という形でこちらのほうに来ていただいておりますので、いろんな県の情報もほかの市町村よりも早く入ってくるという面もございませぬ。また、国のほうもいろんな代議士を通じまして情報がキャッチできますので、そういうことも考えながら、予算についてはできる限り、やっぱり今の合併特例債が有効に活用できるように、過去において、過去こういうことをやっておけばよかったということを反省しないような形で、その議会にいろんな形で説明をしながらやっていきたいというふうに思っております。

ただ、柳川市が10年後、20年後に、しまったというような形ではいけないと思っておりますので、それは今優秀なスタッフと言っていましたけど、全員が柳川市職員は優秀なスタッフでございませぬので、それも含めて一生懸命、今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。重ね重ねよろしくお願ひしたいと思ひます。

全国市議会議長会の調査を見ましたら、2011年度の当初予算で全国809、東京23区も含めてだそうですが、可決が778、96.2%、修正可決が24、3%、否決が1つ、0.1%、その他6市となっております。

それで、きのうも出ておりましたが、合併算定がえですね、14億円という話、それと第2次柳川市行政改革大綱では1,330,000千円という数字、まあちょっとどっちがいいか、正しいかという話じゃないんですが、仮に14億とすれば、10年間プラス移行段階のあれでトータル12.5年分ですよ。ですから、14億とすれば175億円、1,330,000千円としても16,625,000千円という優遇措置をいただいているわけですから、それがなくなった後のことを考えて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほど言いました第2次柳川市行財政改革大綱の冒頭に「これからの地方自治体は、地域主権時代に対応し、自立した組織となるため組織改革を進めるとともに、住民のために何を優先すべきか、また限られた予算の中、どの事業を縮小・廃止していくか、自らの責任で判断・選択を行い、住民が安心して暮らせる生活環境を目指すため、効率のよい地方自治体を目指す必要があります。」となっております。重なる部分もありますが、新しい事業を始めるには現在の事業を総点検し、もはや時代とともに役割を終えたであろう事業については廃

止や見直しを行わなければならないと思います。古い慣習やシステムを断ち切らなければ、柳川市の未来像は見えてこないと思います。

平成26年度予算の成果につきましては、その翌年度の決算委員会において評価されることになろうかと思いますが、さらなる無駄の削減と惰性を断ち切る英断をしていただくこと、市民の皆様が納得でき、かつ説明責任が果たせる税の活用、そのための予算の編成及び執行を切に要望して、この質問は終わらせていただきます。

次は、項目2の市への御意見箱についてお尋ねいたします。

これは9月定例会でも通告しておりましたが、時間の関係で割愛した分でございましたので、企画課のほうには御迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

それで、私の手元に、柳川庁舎の玄関入り口のところにあります御意見箱の紙があります。「あなたの意見を市政にお寄せください。柳川市では、市民の声を反映した住みよいまちづくりを進めるため、絶えず市民の皆さんのご意見を承っています。あなたの意見、提言、要望、疑問などを市へお寄せください。」とありますけれども、大体、年間どれくらいあるのか、主な内容等、あわせてお尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

市への御意見箱の年間の通数及び内容についてという御質問です。

お答えしますと、市民からの御意見は、先ほど言われました各庁舎の入り口に設置しております御意見箱のポストに直接入れられる場合と、市ホームページの御意見、お問い合わせというコーナーがございます。そこからメールで来る場合があります。

平成20年度からの受け付け件数を申し上げますと、平成20年度が64件、21年度が93件、22年度が56件、23年度が34件、24年度が49件となっております。25年度は11月現在で見ますと43件を受け付けております。

その主な内容についてでございますが、窓口サービスに関する御指摘や身近な生活環境や施設管理に関する御要望、また、観光行政に関する御意見など、行政全般に対するさまざまな御意見や御要望がございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私が想像していたより数が多いというか、数はもっと少ないのかなと勝手に想像をしていたところです。そういった問い合わせ 済みません。ちょっと後でこの合計数もちょっと数が把握されてあったら教えてください、合計ですね、累計。

まず、お尋ねとしては、本人への回答期限、どれぐらいで大体回答をされておりますか。それと、今までの累計と。

企画課長（椋島謙治君）

本人への回答期限はどうかという御質問にお答えします。

いただいた御意見等につきましては、企画課のほうで集約をしまして、全て市長のほうに報告し、確認をいただくとともに、関係課から差出人へ回答するように指示をしております。

回答方法としましては、電話や手紙でお答えすることもございますが、重要な案件等につきましては直接本人とお会いしたり、現場に行ったりして説明することも行っております。

回答期限につきましては、できるだけ早くお答えすることに努めておりますが、通常10日以内ぐらいでお答えをしているところでございます。

それと、累計といいますと。（「今、年度ごとに言われたんですけど、この合計。手元になかったら、もういいです」と呼ぶ者あり）済みません。ちょっと集約しておりませんので、また後ほど報告します。

2番（荒巻英樹君）

それで、先ほど幾つか例をおっしゃいましたけれども、実際に本市の政策というか、市政に反映された実例というのがあれば教えていただけますか。

企画課長（椋島謙治君）

昨年受け付けた事例としまして、庁舎内の待ち合いスペースにうちわを置いてほしいという要望がございました。それを受けて庁舎窓口に設置をしましたら、大変喜ばれたというふうな事例がございました。

また、職員の接遇に対する御指摘もいただいておりますが、本人への直接の指導のほか、全職員へ通知を行うなど、周知徹底を図っておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということは、非常に本当に有効、効果があるというふうに私は理解しますが、その点はどのように理解されておりますか。

企画課長（椋島謙治君）

先ほども申しましたけど、いただいた御意見等につきましては、きちっと回答をいたしておりますので、提案をされた方に対しては、極端に御不満はないかというふうに思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

この項の最後の質問にしますが、非常に本当にいい取り組みなので、内容も含めて、可能な限りでよろしいかと思うんですが、やはりホームページに掲載したほうがいいのか、掲載すべきだと私は思って今回質問しているんですが、具体的にはお隣のみやま市さん、すぐわかりやすく、項目別、これは、ごらんになられているかもしれません。ごらんになられてなかったら後でごらんいただければと思いますが、項目ごとに、13項目ありますね。1

つ、人事・給与、2、総務・財政・広報広聴、3、地域振興・まちづくり等々、実際に質問があって、それで回答をされた内容を含めて両方掲載されております。本当に何か議会の一般質問で取り上げられるような質問も多々見受けました。非常にいい試みだと思います。ぜひ御検討をいただければと思います。

それと回答に関しては、10日以内に回答をされているということで、やはりスピーディーな対応をしていただいていることに関しても本当にありがとうございます。この場での回答は結構ですが、ぜひやはりホームページに掲載するように、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。この項目を終わります。

議長（浦 博宣君）

荒巻議員、企画課長から答弁です。

企画課長（椋島謙治君）

先ほど問い合わせの件数の累計をと言われましたので、合計が出ましたので、報告します。20年度からで339件でございます。

それと、先ほど公開をしていったらどうかというようなお話をいただきました。

個人的な内容のものにつきましては公開はなかなかできないところもございますが、市民に役立つ御意見等につきましては、現在「よくある質問」というコーナーがございます、今、公開をしているところでございます。今年度は、ホームページのリニューアルもやっておりますので、その中でも御紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

私、全て一応見させていただきまして、じっくり見させていただいて、また、回答についても見ておりますけれども、その中で、5年間の中で一番印象に残ったのが、ヒマワリを見に来たと、ホームページです。すばらしいなと思って期待をして、山口かどこかの向このほうから来られまして、インターネットを見たら、何のそれは去年の写真であって、まだ全然ヒマワリが咲いていなかったということで、非常にその後はそういうことのないような形で、逆にこちらのほうがヒマワリを手入れしていると、草取りをやっているとか、そういうことで、昨年度の写真ですよということをいきなりぼんと持ってきたらまずいなということで、そういうふうな工夫をいたしております。

最近では443バイパスが開通されまして、道路標示板は、佐賀空港や大分市、大川市は書いてあるけれども、柳川市街地は一つも書いてないと。どう右に行ったらいいのか、左に行ったらいいのかかわからないと、そういうこともありましたので、そしたらもう1週間以内に県土整備事務所がつけてくれたところがございますけれども、また、褒められる分もでございます。どこどこ宿で親切にいただいたと、市民から親切にもらったと、そういう面についてもですね、いろんな形では手紙でやっているのもありますけれども、電話番号がわ

かるときには、私も直接こういうことで改善をしたいということも電話を入れたりすること
もございます。

ホームページにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。
以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。そういった職員の方へのお褒めのお手紙とかいうのも本当にうれ
しいですし、逆にちょっと厳しい御意見もあるかと思いますが、もちろん個人特定できない
とか、いろんなことを注意しながら、全部が全部とは言いませんが、ぜひホームページでの
公開をよろしくお願いしたいと思います。

それから最後に、市民要望ということで3点お尋ねいたします。

1つ目は、交通の障害となっております樹木や生け垣への対応ということで、やはり気に
し出すと本当に目立つというか、気になるんですが、道路にはみ出した樹木や生け垣など
ですね。最近ちょっと複数の方から御意見、具体的にどここのあれではないんですけれど、
ちょっといろいろとやっぱり「敷地からはみ出しているところがあるけん、どげんかならん
かん」というようなお声を聞いたところです。もちろん、やはり救急車や消防車等の通行の
妨げになったり、自転車でちょっとけがすることもあるかもしれません。見通しが悪いとか、
いろんな弊害があるかと思えます。いろいろと通る人、四季折々に通行人の目を楽しませて
くれるのもあるでしょうが、全ての場所がそうとは限りません。本市では、そういう交通の
障害になっている樹木や生け垣に関して、どのような対応をなされているのか、お尋ねいた
します。

建設課長（中村敬二郎君）

交通の障害になっている樹木や生け垣等には、どのような取り扱いをしているかというこ
とでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、樹木や生け垣につきましては人の目
を楽しませたり、住環境を良好に保つ一つの手法ではなからうかと考えているところでござ
います。

しかし、管理を怠りますと日々成長いたしますので、道路にはみ出して通行の妨げになる
場合があるかと思えます。街路樹や公園などでは、きちんと管理者が管理をしておりますけ
れども、民有地につきましては所有者がでございます。本来は、その所有者が管理をすべきも
のでございます。道路上にはみ出して通行の障害になるような場合につきましては、所有者
に対処していただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

建設課長から答弁をいただきましたが、そういった市民の方との窓口は建設課になるうか
と思えますが、このことに関しては、やはり全ての職員の方々が気をつけていただければと

思うんですね。ですから、そういった形で、とにかくおっしゃいましたように、行政としてはお願いするしかないことだと思っております。よっぽどのがあれば別ですけども、ですから、やはりぜひ気づいたこと、これは全ての職員の方をお願いしたいことですが、そういったちょっと気になるなということがあれば、建設課のほうに伝えていただければ、建設課のほうからお願いしていただくというような形がとれないか、もちろん建設課の御負担はふえますが、ですから、実際ですね、これは地元同士でもいるんなあれがあると思います。区長さんにも我々議員にも、そういった話が多々あっているかと思いますが、なかなか本音、あれですよ、やっぱり地元同士でなかなか難しい面あるというのはもう皆さん御理解だと思っておりますが、この辺では本当に建設課の方々には御負担をかけることにはなりますが、一応窓口として、そういった報告があったところには、ぜひお願いをしていただければと思っております。それが電話なのか直接なのか、そういった手紙でお願いするのか、そういうことも含めてちょっと御検討いただければと思います。ちょっとその件に関して、何か答弁いただければと思います。

建設課長（中村敬二郎君）

そういう情報が寄せられた場合にはすぐ対応をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。繰り返しになりますが、御負担かけますが、ぜひよろしく願いたいと思います。

それでは、同じ項目の2つ目です。西鉄柳川駅前の市営駐輪場ですね。

やはり一般的に車の駐車場におきましては、商業施設とか病院とか、体に障害のある方のための駐車スペースですか、思いやりスペースということで、最近ではよく見受けられるかと思えます。

私も、たまに駅前の駐輪場、自転車だったり原付だったり利用しますが、やはり私も、体が不自由な方がバイクで行かれるという、そういう発想、そういう感覚がなかったものですから、今までは気にしていなかった面がありますが、実際にそういった障害をお持ちの方から、やはり駐輪場が非常にぎゅうぎゅう詰めであって駐輪がしづらい。そこで、スペースをどうにかできないかというようなお問い合わせをいただいたところでした。私も現地を見に行きましたけれども、朝、シルバー人材センターの方々がいると整理されておりますけれども、かなりスペースが詰まっておりますので、一般の人でも駐輪が苦勞、大変だなというふうな感じがしますので、障害をお持ちの方はなおさらかと思えます。もちろん妊婦さん、そして小さな子供さんをお連れの方等の利用もあるかと思えますが、ぜひ駅前の駐輪場にそういった方々のスペースを確保してあげたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいま御質問の身障者の方々の専用の駐輪スペースについての御質問にお答えをいたします。

市のほうが設置しております西鉄柳川駅西側のほうにございますが、駐輪場につきましては、以前から身障者の方への専用スペースというのを設けておるところでございます。出入口の一番手前のところに設けておりますけれども、身障者専用という標示もしておりますが、それが不鮮明でわかりづらくなっております。また、場所の確保をするために仕切りの柵を一応設けておるわけでございますが、これが容易に動かさめますので、一般の利用者の方がそれを動かして使用している状況になっておるといふ現状もございます。

この状況につきましては、身障者専用の看板を大きく表示いたしまして、また、皆さんがわかるように路面のほうにもスペース確保のための表示を、明示を明確にしていまいります。そういうふうな改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

安全安心課長のほうから御説明いただきました。ただ、現実問題ですね、確保されているとおっしゃっているスペースというのは、実際にはもうないのと同じような状況になっておりますよね。まあごらんいただければわかると思いますが、実際にそういった掲示も私は見つけ切れなかったもんですから、ぜひ大きくわかりやすくお願いしたいと思っておりますし、あと実際、手前のほうというのは、本当はとめちゃいけないスペースなんですよ。ですから、そこら辺でいろんな御苦勞はあるかと思いますが、最終的には利用者のモラルということになるかと思っておりますけれども、障害をお持ちの方等がスムーズに利用できるように、ぜひ取り組みをお願いしたいと思っております。

福岡市の場合は、そういった方向けに、申請によってステッカーを張って、どこでもとめられると言ったらおかしいですけど、そういうこともやっているのを聞きましたけれども、そこまでは必要ないかと思っております。とにかく利用者がモラルと申しますか、それに任せる、お願いするしかないと思っておりますが、ぜひまずわかりやすい標示、スペースの確保、それと標示をぜひお願いします。

それから、最後になります。小学校のランチルームのことでお尋ねいたします。

市内の小学校19校ありますが、ランチルームというのは何校に設置されて、どのように利用されているのか、お尋ねします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御質問のランチルーム、これについては専用食堂と言っておりますけれども、この専用食堂については旧柳川市時代に整備を行っておりまして、19校中、旧柳川市の6校に設置

をされております。

活用状況についてですけれども、平成24年度は、毎日給食時に利用している学校が4校、ほかの2校については利用が少ない状況というふうになっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

6校に設置されて4校は毎日使って、2校は余り利用されていないということですね。

ある学校は使いたけれどもというか、使うように指示があっているけれども、エアコンがなくて、とても使えるような状況じゃないということなんですけれども、実際、ランチルームがある6校でエアコンの設置の状況というのは、どうなっているんですかね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

エアコンの設置状況ですけれども、6校中、5校には空調設備が完備されております。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということは、1校だけがエアコンの設置がない、利用を余りされていないところが2校ということですから、その2校のうちの1校がエアコンがないのかなと思いますけれども、やはり実際に残りの13校の設置が先なのか、ランチルームがあるところのエアコンの設置が先なのかちょっとあれですけれども、やはり同じような環境を整備するということで、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

旧柳川市ではランチルームを整備する際、初めのころ、空調設備を設置しておりませんでした。

議員がおっしゃっております1校というのは昭代第二小学校でございますけれども、昭代第二小学校については設置時期が早くて改修等も実施しておりませんので、今現在も空調が整備をされておられません。そのために、教室と比べると暑かったり寒かったりするということで、利用がしにくいという状況があるというふうには聞き及んでおります。そういう状況でございます。

議員、空調設備の設置でございますけれども、確かに空調設備がないのが昭代第二小学校のみでございます。

ただ、現在の昭代第二小学校の利用状況でございますけれども、季節的に涼しくて利用が可能な時期というのがあるんですけれども、そういった利用が可能な時期についても利用がなされておられません。せっかくの施設でございますので、有効に活用して教育効果の向上を図っていただきたいというふうに考えております。学校と空調設備設置については協議して最善の方策をとってまいりたいというふうに考えております。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。浦博宣議長のお許しを得ました。平成25年最後の一般質問をさせていただきます。

さて、柳川市の観光大使である大関琴奨菊関。本年納めの場所でありました九州場所。今場所こそ優勝し、横綱の足がかりをと市民の期待が大きかっただけに、けがで休場となり、残念でなりません。3月場所が角番となります。琴奨菊関が休場の場所とはいえ、私はほとんど毎日、テレビを観戦しました。私なりに関心がありましたものですから。案の定、多くの顔見知りの市民の方を見ました。後援会員の一人として、嫌なことは早く忘れまして、一日も早くけがが完治し、再び持ち味のがぶり寄りが見られる日を祈るものであります。

私は、外科院のベッド数漸減、次に柳川駅東部地区の線引き、さらには掘割のしゅんせつ、ピアス跡地建屋の解体、最後にシルバーセンター会員の事故対応について、あらかじめ質問の通告をさせていただいております。

あとは自席から一問一答で質問させていただきます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初は、外科院のベッド数の漸減について伺います。

本市には外科の病院は幾つあるか、お尋ねをいたします。

健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、本市に所在している診療科目に外科を標榜している医療機関は14施設となっております。先月までは13施設でございましたが、12月に入り、診療所が1施設新設されております。また、14施設のうち、入院患者を受け入れている医療機関は6施設となっております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

14施設あるということですね。先月までは13施設やったと。そして、そのうち入院施設があるのは6つだということですね。

それでは、伺いますが、入院しますと入院基本料が診療点数で示されます。御存じのように、診療報酬は点数1点につき10円であります。ここでは、わかりやすいように金額で質問

をさせていただきます。

御存じのように、基本料は病院のサービス度合いによって4ランクの段階になっております。病院は厚生労働省の指導で病院の見やすいところに、この病院は7対1の病院ですよ、10対1の病院ですよ、13対1の病院ですよ、15対1の病院ですよと表示をすることが義務化されておりますが、そこで質問をいたしますが、柳川市には今言われた6つの施設のうちの7対1の病院は幾つですよ、10対1は幾つですよ、13対1は幾つですよ、15対1は幾つですよ、それを伺います。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず、入院基本料の区分についてですが、御質問にありました7対1、13対1といった区分は病床数が20床以上である病院について適用されているもので、常時いる看護職員と入院患者との比率による区分となっております。

入院患者を受け入れている市内6施設のうち、病院は1施設でありまして、その区分は7対1となっております。

参考までに、ベッド数が19床以下のいわゆる有床診療所における入院基本料は看護職員の数に応じて7人以上、4人以上7人未満、1人以上4人未満で区分されており、それぞれ入院基本料1、入院基本料2、入院基本料3という区分となっております。市内における外科の有床診療所を区分別に申し上げますと、入院基本料1が2施設、入院基本料2が3施設となっております。

なお、入院基本料1の場合の1日当たりの診療報酬は14日までは7,710円……（「それはもういいです」と呼ぶ者あり）いいですか。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

柳川市内には6つの外科の入院施設があると、そのうちで1カ所は7対1だということですね。

そうすると、あとの5カ所はどうなりますか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

あとの分が先ほど参考までに申し上げました有床診療所ということになります。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり7対1とか、10対1というのはベッド数が20床以上の病院がそういうことになっているぞと、そして、そのうちに1カ所だということですね。

その1カ所というのは、名前は言えたなら、病院はどこ。

健康づくり課長（高巢雄三君）

柳川病院でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。柳川には7対1の病院が1つあると、そこは柳川病院だということでもあります。

先ほど課長のほうから言ってもらいましたが、7対1というのは、つまり1人の看護師さんが7人の患者を24時間見ますよということでもあります。そこで、我々は看護師といったら専門の看護師が、例えば、7対1の場合は1人24時間おると思っておりましたが、これは補助職員も含めてということになっております。

そして、今、一番口に課長のほうから言われたように、柳川市では外科病院で入院できる病院がだんだん減っておりまして。しかも、7万人の人口で6つしかないということは、住んでいる者としては非常に心配になるわけでもあります。

課長も御存じのように、私が住んでおる三橋町では2カ所の病院がことしに入って、ほぼ同時に入院が取りやめとなりました。そして、外来だけの病院になってしまいました。やっぱりこうなると地域住民としては、本当に先はどげんなるやろうかと。この現実に対して市はどのように思われておりますか、見解を伺います。

健康づくり課長（高巢雄三君）

入院できる医療機関が減っているとの御質問でございますが、厚生労働省による全国の統計データによりますと、一般病院は病院数、病床数ともに減少傾向にあるとされており、一般診療所につきましては無床診療所は増加傾向にありますが、有床診療所は減少傾向にあるとされております。また、産科、小児科などの特定の診療科は減少傾向にあり、また、地域的な偏在の問題もございます。

こういったことから、地方においては特に医療を受ける機会の確保が課題となっております。このため、こうした課題について県市長会において国、県への要望を行っているところでございます。

なお、医療圏における病床数につきましては、県の保健医療計画により2次医療圏ごとに基準病床数が定められております。本市の属する2次医療圏は、大牟田市、みやま市とともに有明医療圏となっており、一般病床及び療養病床の基準病床数は2,337床となっております。これに対する既存の病床数は4,169床となっており、既に数字の上では病床数は充足していることとなります。

このため、県によりますと、柳川市を含む有明医療圏においては新規の増床は認められないということでもありますので、今後は柳川市内の現在の病床数を減らさないための対応が重要となってまいります。市といたしましても、そういった面での検討をしてみたいと考えております。

なお、新たな増床は困難な状況ではありますが、市内において外科病床が減少しているという事実がございますので、そういった事情につきましては、南筑後保健所運営協議会などにおきまして医師会や県に対して報告、説明を申し上げ、御協力をお願いしたいと考えており

ます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

先ほど課長言われたように、柳川には7対1の病院だけしかないということでありますから、7対1の病院についてだけ伺いますが、つまり入院料、わかりやすく言うとベッド料ですが、ホテルで言えば宿泊料について何うわけでありますが、7対1の病院は入院基本料というのは1日につき15,660円であります。これに追加料がつきます。この追加料というのは、7対1も10対1も15対1もみんな同じ追加料がつくわけでありますが、追加料金は、今、課長がさっきちょっと話されようとした入院の日数で変わってきます。基本料はずっと退院するまでですが、追加料は入院して14日目までは1日につき4,500円がプラスされます。15日から30日までは4,500円がずっと減って1,920円になります。つまり病院のもらえる金は1日で2,580円も15日目からはダウンするわけです。そして、それがずっと続けばいいわけですが、30日目で追加料金はストップとなります。ゼロになるわけです。つまり病院がもらう金が少なくなるから病院は入院して1カ月過ぎると早く退院をしてください、早く施設へ行ってくださいと、患者さんと家族と病院との戦いが始まります。何日入院されていようが、退院まで追加料金が加算されればいいんですが、途中でそういうふうに分断される。これが入院施設を抱えた病院の経営を苦しめているわけです。したがって、その結果、入院できる病院が今言われるようにどんどん減ってきておるわけであります。

そこで、大変な心配が出てくるわけでありますが、そこで、市長に伺いますが、近隣の市の実態はどのようなものか。さらには市長会が一つになって国や県に対して強く要望していただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

健康づくり課長（高巢雄三君）

入院基本料の算定方法が医療機関の経営を圧迫しているのではないかと御指摘でございますけれども、入院基本料については診療報酬として全国一律に取り扱いをされているものでございまして、入院日数に応じて減額していくのは病院が急性期の患者さんの治療をするためのものという位置づけになっているからでございます。また、有床診療所においても病院の場合と同じように、入院期間が長くなると入院基本料が減っていくようになっております。現状はそういうことになっております。

市長（金子健次君）

私に対しての質問というか、要望でございますので、ちょっと私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、こういった診療報酬体系が経営に与える影響というのはあるかと思っております。現在、国の動きでございますけれども、2014年の診療報酬改定におきまして、有床診療所の診療報酬増額を織り込むことが検討されております。また、市長会といたしまして

も、医療サービスを安定的に提供するため、医師、看護師等の絶対数を確保するとともに、必要な財源を確保することという地域医療体制の充実についての要望を行っているところでもございます。

本市といたしましても、こうした診療報酬改定の国の動きを歓迎し、市長会といたしましても引き続き安心して質の高い医療サービスの実現に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

これはもう答弁は要りませんが、先月18日の西日本新聞の夕刊の記事をここで紹介させていただきます。「ちょっと一言」という欄があります。読まれた方もあると思いますが、見出しは「姉が転院迫られ、へとへと」と。「80歳を超す義理の姉がりハビリを兼ね入院していた整形外科病院から退院を迫られ、10月末に急いで転院しました。姉はひとり身で、長年、私ら夫婦が世話をしています。体が不自由なため、施設と医院を転々としてきました。ところが、その医院が入院患者を置かないことになりました」と。三橋町と同じようになっておるわけです。「医院経営がやっていけなくなったのが理由だそうです。やっとのことで移った医院も、次の退院を求めています。姉の入院先探してへとへとなりそうです。（76歳女性）」とあります。私も家族が入院していましたから、その苦しみは嫌というほどわかります。

ところで、柳川では県立病院が廃止されたひずみが確かに出てきております。県立病院を引き継いだ、今、さっきの柳川病院でも、今まで2人おられた外科の先生が今現在1人になっています。だから、患者さんは非常に迷惑しておる。どう迷惑しておるかということ、外科の外来の方はほかの病院の先生の紹介状がある人に限って診ますということになっておるわけです。市長、県知事への要望のひとつ参考にしてもらいたいと思うんですよ。柳川病院がああして民間になった。そして、その当時はサービスをダウンいたしませんよという答えだったんですよ。ところが、もう現実にひずみが出ております。御存じのように、柳川病院は九大の大学病院の人事が権限を持っておるわけですから、あそこの異動でずっと異動がしょっちゅうあるわけですよ。だから、患者さんも1カ月したら、あら、今度はまた先生がかかったとかということで非常に迷惑しておりますので、県知事さん等にひとつ要望されるときは、こういうことですよという実態はひとつ述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1の項はこれで終わります。

2の項に入らせていただきます。

柳川駅東部地区の線引きについて伺います。

執行部の皆さんが答弁しやすいように、先日、配付をしていただきました赤線についてい

るのがありましたね、とかとか。それで伺いますが、これを図面にした分であります。全協とか……（発言する者あり）ああ、そうそう。それで質問をいたしますが、執行部の皆さんが答弁しやすいように、先日、配付していただいた赤、黄のカラー用紙の都市計画図で答弁をしてください。

それでは、伺いますが、今回の線引きで赤色で塗ってある商業地域は、それ以前は黄色の第1種地域だったのか、で教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅東部地区地区計画での医師会館付近の一部、地区計画図では沿道地区A、番号で言いますとですね。ゆめタウン予定地、地区計画図では沿道地区C、です。駅東口広場の南側付近、定住促進地区については、現在、近隣商業地域でございますが、変更前は全て第1種住居地域でございました。

15番（矢ヶ部広巳君）

御存じのように、こういうチラシが柳川駅徒歩3分、ゆめタウン徒歩3分とか、13階建てマンションということで、今、電柱にもずっと張ってありますが、そこで伺います。

第1種住居地域では13階建てマンションは建てることはできたんでしょうか、できなかったんでしょうか、伺います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

第1種住居地域で13階建てのマンションを建てることのできるのかという御質問でございますが、13階建てのマンションを建設することは可能でございます。ただし、各用途地域ごとに建蔽率、容積率が定められております。これらを遵守すれば、建てることは可能ということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ということは、具体的に言いますと、今回の線引きの結果、13階建てマンションを建てられることになったのではなくて、前から13階建ては建てることのできたということで確認していいわけですね。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

はい。先ほども申しましたけれども、第1種住居地域でも建てることは可能ということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、地域住民の方には、そのことで誤解をされてある方があります。だから、私は聞いたところでありますが、やっぱり誤解はきちんと説明し、納得してもらわないと、先々、住民の方、いわゆる下百丁とか、あの辺は蒲船津とか今古賀の方から非常に不満を持ったま

までであるわけですよ。

そこで、質問をしますが、良好な住環境をつくるために住民の意見を聞きながら地区計画を今回つくったと言われましたが、いつ、どこで住民の意見を聞かれたのか、具体的に教えてください。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川駅東部土地区画整理事業地内の地区計画については、地権者がみずから柳川駅東部の将来について検討していただいた柳川駅ひがし土地区画整理事業まちづくり協議会の御意見をもとに、地区内の生け垣、屋外広告物、建築物の制限等を定める素案を作成いたしました。この案を福岡県と事前調整を行いながら、今回の地区計画策定の原案を策定しています。

地区計画策定については、都市計画法に基づき意見書を提出できることなどを本年6月1日の市報に掲載しております。また、区画整理事業地内の所有者には、6月1日号の柳川駅ひがし区画整理だよりにて同様の内容をお知らせしております。さらに、市報7月15日号や柳川市のホームページでも変更計画の概要をお知らせしております。また、区画整理事業地内の所有者には、7月15日付柳川駅ひがし区画整理だよりでお知らせをしております。

また、本年8月8日開催された柳川市都市計画審議会において、本件についても諮問し、承認をいただいております。それを受け、県の都市計画審議会を経て、本年8月21日に地区計画を決定しております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。私はこのマンションの事業主と設計会社と建設会社合同の建設計画の説明会に、先月の11月8日19時からの下百丁公民館に参加をさせていただきました。参考までに、この建設会社は柳川市内にあります保育園を建てられた会社であります。そうインターネットにもあります。

そこで説明された中身であります。説明を聞かれた人はほとんどが不満いっぱいでありました。なぜなら、その説明会は一方的で、高圧的で、本来ならこういう会を持つ必要はなかったばいと、法にも別に私たちは触れていないと、だから、きょうのような説明会を開かなくてもよかったのに開いてやっているんだという態度がありありでした。その中で、1年間のうちで一番日の長い夏至、短いのが冬至であります。あってもなお1年間で丸一日全く日が当たるところがあるわけですよ、その説明会の中で。その方は非常に不満を言っておられました。私も気持ちはわかります。しかし、そんなところでも別に法には何も関係ないと、日照権についても触れないということで、一切聞く耳を持たれなかったんですよ。もう少し西のほうにしてくれんかとか、南のほうに建物を持ってこれんかということをお願いされておりましたが、全く聞く耳を持たれなかったわけでありました。

そこで、質問であります、民と民との関係だから市には全く関係ないと、そういうことで片づけられていいものでしょうか。今、建っているのは、このチラシにも書いてあるように、1号館と書いてあります。つまり2号館、3号館がまだできる可能性があるわけですよ。だから、そこに住んである方は非常に不満を持たれておりましたが、今言ったように、民と民だから柳川市は関係なかばいで、もうそれだけで終わるものでしょうか、どうでしょうか。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

今回のマンション建設については、事前に区画整理事業地内の建設における土地区画整理法第76条第1項の許可申請、景観計画に対する届け出が行われており、その内容についても承知いたしております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。ちょっと答えが一方的で、もう少しやっぱり心が入ってもらえればなという気持ちを持たないじゃないわけでございます。

そこで、伺いますが、第1種住居地域であったのが商業地域へ今度変更されました。そのことによって税金は前よりも上がるのか、同じなのか、それとも安くなるのか、教えてください。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

土地の評価につきましては、単に用途地域が変更されることが原因で変動するものではございません。

今後、周辺施設や道路等、公共施設などが整備されることによって評価額の変動に影響を与えることはあり得るものと考えます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり変わらんということですね。

その会合に来とんなさったある人が、自分方はそのところに200坪の土地を持っていると。そういうことで、相続税も相当上がるんじゃないかと。そうなったら、もう相続もできないようになるんだということで非常に心配をされておりましたから、やっぱり市としても、その関係の人を集めて、今までと変わらんですよ、何も今度なったから税金が上がるわけじゃないですよというそれなりの説明をするのが私は親切じゃないかと思いますが、よかったら参考にしてください。

それから、公園がその中に3カ所ありますね。1号公園、2号公園、3号公園とありますが、これは別に質問の通告をしておりませんでした、わかる範囲で結構でございますが、

の箇所に3号公園があります。のところに1号公園があります。それと、同じのゆめタウン予定地の西南のところに2号公園がありますが、そこで伺いますが、2号公園という

のは具体的にどういう公園か、わかれば教えてください。わからなかったらいいです、通告していませんでしたから。よかったらお願いします。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

ゆめタウン予定地の南側の2号公園のことで今お尋ねいただきましたけれども、ここにつきましては、今、低水公園ということで、地区内部分の、要するに区画整理地区内の排水環境を塩塚川のほうに流しておるわけでございますけれども、そちらのほうに今のところ排水部分の貯水量を保たなければなりませんので、今現在は集水池として利用しながら、低水公園ということで今やっているところでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり低水公園だと、水を集めるところの公園だと。普通、俗に言う公園というのは子供が遊ぶところ、そういうのじゃなかということですね。はい、わかりました。

それでは、1号公園と今の3号公園は大体いつごろできる予定。これも通告しておりませんから、わかる範囲で結構です。わからなかったらわからなくていいですが、いつごろできる予定なのか、わかる範囲で教えてください。

区画整理推進室長（藤丸 博君）

最終的に、詳細まではちょっと申し上げられないんですけども、おおむね27年ぐらいにはつくっていききたいということで努力したいということで考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

大体あと2年か3年ごろにはつくる予定だということでよろしゅうございますかな。

それでは次ですが、駅東部の土地を買ったのは、何も13階建ては高さが40.77メートルもあるわけですよ。そういう13階建てマンションがまさか建つはずはなかと思うて、この土地を買った。もっと早くそういうのがわかっておるなら、俺はこがんかところには買わんやったと、やっぱり相当ショックを受けてある方があるわけですよ、正直に。どうですかね、日本一のおもてなしの柳川市をつくとテレビでも呼びかけられました市長、どうですか。

市長（金子健次君）

そういう言い方をされると非常に私も答弁に苦慮いたしますけれども、柳川市におきましては、いろんな形で議会の中で人口減の問題がありました。その中において、市街地におきましては高層ビル、要するにマンションの建設が高さ制限がありましてできないようになっております。どこのゾーンについて、そういう住宅を、人口をふやしていくかということは考えていかなきゃならないということで、今回、土地を買われた方についてはまさかということで、今、矢ヶ部議員が言われたように驚かれたことも私も理解をするものでございます。

しかしながら、東部に100億円を三橋町長時代から、投じ、投資効果を考えますと、そういうマンションについても歓迎をして、またもっともっと建ててもらいたいなという部分もございます。また、そこにゆめタウンが来ます、また、交通の便も今は非常に西口が混雑し

ておりますけれども、渋滞緩和というものもできます。また、有明海沿岸道路も着々と工事が進んでおりまして、地方道のほうも若干少なくなってくるということで利便性もよくなるというふうに思っておりますので、そういう気持ちもわかりながら、マンションも建ててもらいたいなという気持ちも、市長としても人口をふやしていきたいという気持ちがありますので、そしてまた、さらにそういう子供たちが自由通路で藤吉小学校に行けるという利便性もよくなっていくというふうに考えて、いろんな形で一番いい部分をやっぱり考えていかなければならないとトップとしては考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり市長としても、いかに人口をふやすかと、それは大変な努力をされておられることは私も認めます。マンション建設は確かに手っ取り早い人口増対策であるのには間違いないと思いますが、反面、マンションが建てられることによって、そういう面で悲しんでおられる方もあるということトップとして忘れてもらっては困ると思います。その点もどうかひとつ御理解の上、これからのかじ取りを心から願ひまして、この質問は終わります。

次に、掘割のしゅんせつでございますが、柳川のシンボルは、やっぱり何といたしましても掘割であります。掘割のしゅんせつ工事はいかなる計画を立ててなされているか、伺います。

水路課長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

市内におけるしゅんせつのあり方について御質問だろうと思っております。

市内の掘割のしゅんせつにつきましては、行政区からの要望にお応えするという形で実施をしております。この実施の状況につきましては、緊急性や施行性等を考慮して計画的に実施をしているところでございます。その実施の具体的な方法でございますけれども、バックホー等の重機を使用して、堆積した泥土を掘削し、ダンプトラック等で運び出すという方法をとっております。このように、重機やトラック等を使用することから、どうしてもそのための用地が必要ということになります。そのために、しゅんせつを実施するためには隣接地の地権者からの用地を貸していただく等の御協力が前提ということになってきます。

このようなことから、農村部におきましては米の取り入れ後に行っているというのが一般的な例でございます。また、現場の状況や泥土の性質によってはバキューム車によるしゅんせつも行っているところでございます。特に、市街地におきましては、建物等が立て込んであるという状況から、重機やトラック等を使用するための用地が確保できないという場合がほとんどでございます。そういう場合には、バキューム車によるしゅんせつ等を検討して、それを主体に実施しているようなところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ強く要望しますが、川下りコースだけが掘割ではありません。まちの中の小さい掘割のしゅんせつ工事が滞っているような気がしてならんわけですよ。そう思われませんか。よかったら見解をお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

議員御質問の市街地の幹線掘割以外の小さい枝線の水路のしゅんせつがちょっとおくらしているんじゃないかというふうなことでございますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、市街地部におきましては建物等が立て込んでいるということから、重機等が作業するための用地の確保が非常に難しいという場合がほとんどでございます。その場合には、先ほども申しましたように、重機等の使用に比べると用地が狭くて済みませバキューム車によるしゅんせつができないかを検討して、バキューム車によるしゅんせつが可能な場合には順次実施をしているところでございます。

しかしながら、このバキューム車によるしゅんせつにつきましても、バキューム車が進入できない狭い幅員の道路が多いことに加えて、バキューム車をとめ置く最低のスペースは必要なこと、それに加えまして、バキューム車のホースの長さにも限界があるということから、なかなかしゅんせつが進んでいないという現状がございます。

今後でございますけれども、この市街地内のしゅんせつにつきましては、建物の建てかえ等の際に、先ほどから申しております重機等のための用地を貸していただく等の工夫をしながら、しゅんせつを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

市長の努力によりまして、今度、西鉄柳川駅の周辺が一新されます。この機会に観光客をつかめることができなかつたら、柳川市の観光には日は差さないと私は思います。市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員のほうからいろんなことを、いろんな市民の相談を受けながら、そして自分の考え方なり御提言をいただいております。

掘割のしゅんせつ等につきましては、今、課長が答弁いたしました、私の考えを少しだけ述べさせていただきたいと思っております。

今回、西鉄柳川駅周辺が一新されることにあわせて、駅周辺のエリアについても、それにふさわしい整備ということでございますが、駅周辺地区につきましては、区画整理事業等の事業で護岸等の整備は一通り終わっているものと認識をいたしております。ただ、今回、西鉄柳川駅の周辺が一新されることから、本市の玄関口にふさわしい掘割のあり方につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

なお、掘割の維持管理の考え方でございますが、先日、世界的に有名なアニメーション監督であります宮崎駿監督が引退を発表されました。その宮崎駿監督が若いころ制作にかかわられたということで午前中も話をいたしましたけど、再び注目されることになりました「柳川掘割物語」の中でも描かれておりますように、本市の掘割は一時、高度成長期の陰に隠れて瀕死の状態であったものを行政と住民が一体となって立ち上がり、守ってきたものと思っております。映画を私も見させていただきました。そして、その中にやっぱり先輩議員さんたちもいらっしやっしたし、市民の方が一緒になって取り組まれたというふうに思っております。

ちなみに、この「柳川掘割物語」は去る9月29日にあめんぼセンターにおいて上映会を行い、多くの市民の皆様にごらんいただいたところでございます。この映画をごらんになった市民の皆様は、掘割が今に残った歴史的な背景を改めてわかっていただけたものと思っております。930キロに及ぶ本市の貴重な財産である掘割のしゅんせつ、清掃及び除草等の維持管理につきましては、市民の皆様のご理解、御協力を得まして、一体となって取り組むことが重要ではないかと考えております。この掘割の維持管理を行政、市民一体となって取り組み、本市を訪れる観光客を初めとする訪問客をおもてなしする事業の一つとして、毎年行われる城堀の水落ち期間を利用いたしまして、柳川堀と道クリーンアップ大作戦を行っているところでもございます。このような事業を発展、拡大していくことは、ひいてはおもてなしの心日本一のまちにつながるものだと確信をいたしております。

今後も議会の皆様、市民の皆様のご理解、御協力を得ながら、掘割の保全、観光の振興に邁進してまいりたいと考えております。

要するに私はやっぱり市民と一緒にあって、あの映画を見たときに、ダバを着て一緒になってされている、そういう姿が子供のときから川に捨てない、汚さない、そういうことも必要ではないかと思えます。また、今回の議会の中で、いろんな水路のしゅんせつ等につきましても、しゅんせつしないような市民の利用の仕方、そういうことを今後心がけていかないと、廃土の分についてどうこうといっても非常に難しい問題があります。それと現在、廃土の積み立てている分をどうやってするかも大きな課題ではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

私も一体となってやっていくということにはやぶさかではありません。ありがとうございました。

次の4の項に入らせていただきます。

ピラス跡地建屋の解体について伺います。

解体の予定はどうなっているか、伺います。

財政課長（島添守男君）

現在、ピアス跡地の活用用途が明確に定まっておりませんので、今のところ、まだ建屋を解体する予定はございません。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

御存じのように、建屋はアスベストが付着をしております。安全のためにも、一日も早く解体をすべきと思いますが、どうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

先ほど申し上げましたとおり、現在のところ跡地の活用用途が定まっておりませんが、跡地の活用用途が定まり次第、できる限り速やかに解体をしたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

失礼しました。既に渡しておりますとおりに、10月18日号の日刊工業新聞の2面に「公共施設処分に地方債、特例で発行認可」の見出しで、総務省は新年度から方針をそのように固めましたという記事が載っておりましたが、問題は、その記事の中に学校や公民館などの公共施設とありますから、ピアス跡地の建屋はこれに該当するかどうか、その点を伺います。

財政課長（島添守男君）

議員おっしゃられますとおり、総務省によりますと、地方財政法を改正しまして、2014年度から公共施設の解体に地方債を充当できるよう制度改正するというごさいすけれども、国の要綱がまだ定められておりませんので、ピアス跡地の建屋がこの公共施設に該当するかどうか、まだ判断はできない状況にごさいす。したがって、要綱が明確になり次第、検討したいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それが定まって、このピアス跡地の建屋も該当するということであれば、私はこれにのるべきではなからうかと思いますが、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

島添課長が申しあげましたが、国の要綱が定まっておりませんので、明確に回答できませんけれども、もしピアス跡地の建屋が公共施設として要件に該当いたしまして、市の財政負担を少しでも軽減することになるならば、この制度を活用していきたいというふうに考えております。

もう1つ考えておりますのは、あの建屋を解体するとき合併特例債の適用が解体分も受けられますので、その上物が何をするかによって決まってくるけれども、若干そういうア

スベスト問題がありますけれども、ちょっと時間を区切ってなるべく単費でやらないような形を考えておりますので、そういう回答に今なったというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私も今の市長の言葉に賛成でございます。

次に入らせていただきます。

一番最後でございます。シルバー人材センター会員の事故対応です。

去る10月20日、草取り作業中、会員の方が取り返しのつかない事故に遭われました。二度とあってはならない出来事であります。

そこで、お尋ねしますが、会員の皆様が災害に遭われたときの損害保険等の加入はどうなっておりますでしょうか、伺います。

商工振興課長（田中利光君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

矢ヶ部議員の御質問にありますように、シルバー会員の方が事故に遭われ、残念ながらお亡くなりになりました。今回の事故を受けまして、シルバー人材センターへの聞き取り、事故報告、今後の安全対策について協議、指導を行っております。今回、このような事故を発生させないような取り組みが必要だと思っております。

災害に対する保険等の加入はどうなっているかとの御質問でございますが、柳川市シルバー人材センターでは、シルバー人材センター団体傷害保険という保険に会員の方全員が加入いたしております。加入している傷害保険の種類は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金となっております。事故が発生した場合は、シルバー人材センターから事故報告を保険会社に行い、事故に対する保険対応が行われることになっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

高齢化社会が急速に進みまして、シルバー人材センターの存在は市民にとって大変ありがたいものであります。草取りだとか不要品の整理、それから運搬、廃棄、部屋の清掃、拭き掃除、植木の手入れなどなど、当然、名前のとおりシルバーですから、会員の方は高齢者の方もおられると思います。いかなる災害に遭われるかもわかりません。安心して働かれるためにも適切なる対応をお願いしますが、さらなる見解をお願いします。

商工振興課長（田中利光君）

御質問にお答えいたします。

これまで柳川市シルバー人材センターでは、組織内に安全・適正就業委員会を設置し、安全就業、事故防止を目指してまいりました。具体的な活動としましては、委員会の開催、作業中の抜き打ちパトロール、安全ニュースを発行いたしまして、安全ニュースには発生事故

の内容、事故の原因分析及び対策等を掲載し、年4回、会員宛てに直接郵送して、事故防止や事故再発防止の啓発に努めておりました。

しかし、今回、死亡事故という痛ましい事故が発生いたしました。事故を教訓として、安全・適正就業委員会では会員事故の防止に向けて対策会議を開催しております。1つに、今回事故を教訓として事故が発生しない、さらなる体制づくりの強化を行うこと、2つに、安全・適正就業委員会による安全指導の徹底を図ること、3つに、作業前の安全装備の点検活動、屋外作業のヘルメットの着用の義務化や作業中の看板設置、コーンの設置の強化を徹底することなどが決定されておりますことを御報告させていただきます。

今後もシルバー会員さんが安心して働くことができる環境を今まで以上に努力いただくものと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。くれぐれもこの間のような事故が絶対になきようお願いをするわけでありませぬ。

最後になります。要望でありますから答弁は要りませぬ。

私は先日、シルバー人材センターを利用しました。請求書が、こういう赤刷りの郵便局の振り込み用紙が連刷で送ってきました。それを持って郵便局に金を支払いに行きました。そしたら、この紙は利用されんばんもというわけや。今は黒になっているそうです。これで来ておるということは、これは郵便局の払い込み手数料は加入者負担の紙がこの赤なんですよ。これは赤になっておるから、すぐ金を123千円持っていったら、この紙は使われませぬというわけですよ。使われんのは何で送ってくるかと私は思うわけですよ。

そしたら、よっと読んでみると、コンビニエンスストア、JA柳川以外でのお振り込みの場合、お振り込み手数料はお客様の御負担にてお願いいたします。加入者負担になっておるとで、加入者負担の用紙ではないと。それなら、これはこういうのを送るべきじゃないですよ。そう思われませぬか。

というのは、今まではこの加入者負担やったというわけですよ。ところが、ことしの4月からか何かから、加入者負担はJA柳川とコンビニ以外はしませぬということに変わったと言われるから、変わったなら、変わった用紙をやっぱり送るべき。

これから要望ですが、前のように、郵便局のこの赤の加入者負担でされるように、やっぱりもとに戻してもらいたいというのが私の願いであります。それが要望でございます。

何か見解があったら。もうなかったらいいですが、いいですか。 いや、もういいです。答えんがいいでしょう。答えんでいいです。

議長（浦 博宣君）

いや、ちょっと言いませぬか。

15番（矢ヶ部広巳君）続

いいですか。

商工振興課長（田中利光君）

ただいまの御要望につきましては、その経過も含めてシルバー人材センターにお尋ねをいたしまして、その御要望についてはお伝えいたしたいというふうに思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、12番太田武文議員の発言を許します。

12番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番太田武文でございます。議長のお許しを得ましたので、通告順に質問させていただきます。

本日の質問は一般行政で、1点目は、生活保護の現状と公的資金の負担について。2点目は、自治体における橋梁の予防保全について。3点目は、市内の空き家の現状について。4点目は、農政の転換（減反廃止について）、5点目は、ふるさと寄付金の取り組みについてであります。

以上、5点について質問いたします。

1つ目の質問は、生活保護の現状と公的資金の負担についてであります。

平成24年12月18日の朝日新聞の報道によると、国民年金未納者が455万人と、全体の4分の1を占め、過去最高になったと報道されました。国民年金の未納者は、年を重ねるごと増加傾向にあります。この背景には景気低迷や雇用環境悪化があり、所得の低い非正規社員が国民年金に入るケースがふえています。その人たちは、経済的に生活が苦しく、支払いが困難であり、未納者がふえているものと思います。

納付率を年代別に見ると、若年層の未納が目立ちます。若年層の未納は、未納だった分が将来の年金支給額に影響し、支払いが減額するので、国民年金の財政には大きく影響を与えることはありませんが、未納が続くと年金受給がわずかになったり、無年金に陥ったりしま

す。これにより、老後の生活に頼らざるを得ない人がふえ、結果的には国の財政を大きく圧迫することが予想され、深刻な問題に発展します。

そこで、生活保護の状況を見てみますと、支給者数は平成の年代に入ってから増加傾向が続き、ことし3月には初めて216万人を超え、過去最多を更新いたしています。また、支給世帯も7月に過去最多の158万世帯と更新しています。特に高齢者世帯が最も多く、71万世帯であり、高齢化が進む中、雇用が厳しい高齢者世帯の増加が大きいと言われてしています。

内容につきましては、自席から質問させていただきますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

12番（太田武文君）続

質問します。

先ほど壇上で、全国で生保は年々増加傾向にあると申し上げましたが、柳川市においても生活保護費は年々増加傾向にあると思います。平成24年度の生活保護費の総支給額及び受給者数をお尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

平成24年度の生活保護費支給総額でございますが、1,643,000千円となっております。また、受給者数につきましては、1,028人というふうになっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

支給総額が約1,640,000千円と答えられましたが、その内容は、医療費は含まれていますか。

保健福祉部長（高田淳治君）

医療費を含めた金額でございます。

12番（太田武文君）

医療費を含めたということですが、これは医療費については、1,640,000千円の生活保護費で10億円程度ありますが、これは現金による支給ですか、それとも預金振りかえとか、そういう直接手渡しによるものですか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

生活保護の場合の医療費の支払いにつきましては、県の社会保険診療報酬支払基金に市が支払いまして、受診をされました医療機関にはこの社会保険診療報酬支払基金が医療費を支払うという形になっております。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、どうもありがとうございました。

一応、医療費のみだけで1年に1,000千円ぐらい払っているということで理解しています、ただいまの回答より。それから、1人当たり1,000千円程度と。10億円ですので、1,000人いらっしゃいますので、1,000千円ですかね、そのくらい払っていると理解します。

支給額に対する本市の負担額と、人件費などの事務費は年間どれくらいかかっておりますか。

保健福祉部長（高田淳治君）

本市の負担額につきましては、生活保護支給総額の4分の1というふうになりますので、410,000千円の負担額となります。

また、事務費についてお尋ねでございますけれども、人件費及び生活保護適正実施推進事業事務費などを含めまして、年間81,000千円というふうになっております。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

回答いただきましたが、柳川市の負担額は事業費を含め約5億円弱であるとのことですが、財政的には非常に厳しいと思いますが、しかし、高齢者や傷病者世帯への支給は、財政が厳しくてもやむを得ませんが、受給者への世帯累計その他厚生費はどうなっていますか。

保健福祉部長（高田淳治君）

生活保護を受けておられる方々の世帯の種類、世帯累計というふうに呼んでおりますが、その構成比につきまして、平成25年10月末時点での世帯数702世帯の内訳を多い順に申し上げますと、まず高齢者世帯で296世帯42.2%、次に傷病者世帯で159世帯22.6%、次に失業等による収入減とのかかわりが深いその他の世帯ということで146世帯20.8%、次に障害者世帯で67世帯9.5%、最後に母子世帯で34世帯4.9%というふうになっております。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

以前にもお尋ねいたしましたが、先ほどお聞きしました若者の失業者による生活保護受給者は20.8%いらっしゃいますが、その方の社会復帰に向けての就労支援の取り組みについてお願いいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

就労支援の取り組みにつきましては、従来から自立を促していくという観点に立ち、生活保護担当のケースワーカーと査察指導員による就労支援に加え、平成23年度から開始をいたしました業務委託によりまず就労支援専門員を配置しての就労支援を行っております。

こうした取り組みによりまして、平成23年度には対象者17名中6名の方が就職をされまして、3名の方が自立をされました。平成24年度では対象者30名中14名の方が就職をされ、5

名の方が自立をされたところでございます。

また、平成25年度からは新たな取り組みといたしまして、ハローワークと6月に就労支援の業務締結を行い、毎月第1、第3金曜日の午後に来庁をしていただきまして、巡回相談支援という形で就労支援を行っていただいております。この支援で、現在、自立とまでは至っておりませんが、4名中1名の方が仕事に就かれております。

したがって、これまで業務を委託し、継続実施しております就労支援専門員による支援と合わせますと、平成25年度は 来年3月までを残しておりますけれども、現時点で44名のうち7名の方が就労をされ、2名の方が自立というふうになっている状況でございます。本市といたしましては、今後も引き続き就労支援を行うことで、自立に結びつけることができますよう、これからはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ただいまの回答によりますと、柳川市もしっかりと就労支援等により生保の減少に取り組んでおられると思います。

しかし、平成24年度も約5億円が本市負担となり、年々増加傾向になっております。この負担額は本市にとって大変厳しく、本来ならば、これは国の事務でありますので、全額、国が負担すべきであると思います。

したがって、国に負担額の減額を求めるよう、執行部のほうに要請して、次の質問に入ります。

次に、自治体における橋梁の予防保全についてです。

道路や橋など古くなったインフラ整備を全国で総点検するため、政府は自治体への支援を強化しており、点検や補修費に限る交付金を申請し、補正予算案に数百億円を盛り込んでおられます。全国のインフラは、高度経済期につくられ、老朽化が進んでおり、安全確保が必要です。点検により長持ちさせ、いかに費用を抑えるかが課題となっております。

柳川市では、掘割で橋梁が多いと思いますので、橋梁の予防保全についてお尋ねいたします。私の調査では、全国には橋の長さが15メートル以上の橋梁が15万2,000カ所あり、そのうち建設後50年以上経過している橋梁は約1万2,900カ所で、約8%となっております。

そこで質問いたします。

柳川市における橋梁点検数と、年度別状況及び調査の進捗状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

橋梁点検の年度別の状況と進捗状況についてお答えしたいと思います。

柳川市においては、橋梁長寿命化修繕計画策定のために、平成20年度から橋梁点検調査を実施しているところでございます。平成20年度は12橋、21年度は15橋、22年度は16橋、23年

度は32橋、平成24年度で84橋を実施しているところでございます。24年度までの5年間で158橋の点検が終了しております。今年度が点検の最終年度でございますけれども、引き続き260橋の橋梁を点検中でございます。これにより、418橋の橋梁の点検が終了することになります。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

今年度、橋梁点検が終了することですが、橋梁の補修計画はいつできるのか、また、工事の実施はいつなのか、そして、橋梁の改修等は普通、一般財源であるが、今回はどうなりますか。これらの3点について、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

現在、今年度調査中の260橋の橋梁点検と、今までに調査を完了している158橋も合わせまして、修繕計画も策定するように業務委託中でございます。

平成26年3月に修繕計画を策定いたします。この計画によれば、国の補助金を受けられる予定となっております。なお、工事の実施時期につきましては、来年度26年度に国に補助金の要望を行いまして、補助金の採択を受けられれば平成27年度から橋梁修繕事業を実施する予定としております。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいまの課長の回答より、橋の改修等は国の補助金も可能性は高いということで、回答を得ました。

次に、どのような考えで橋梁修繕の実施計画を作成されていますか、お願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

どのような考えで、橋梁修繕の実施計画を策定されるのかについてお答えをいたします。

橋梁は重要な社会資本であります。橋梁を架けかえとなれば、莫大な事業費が必要となります。現在点検している橋梁につきましては、今すぐにかかけえなければならぬ橋梁はございません。しかし、過去の基準により整備をされておりますので、現在の基準に合致しておりませんために、修理や補強でなく、かけかえなければならぬ場合もございます。しかし、補修等により耐用年数を延ばすことも可能な橋梁もあります。

したがって、今後老朽化する橋梁に対応するために、今年度に専門のコンサルタントに委託して、橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたしまして、架けかえや予防的な修繕を計画的に実施いたしまして、橋梁の長寿命化並びに修繕やかけかえの費用の縮減を図りまして、道路の安全性、信頼性を確保していきたいと考えているところでございます。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

橋梁というものは、不特定多数の人や車が通行する非常に大事なものです。仮に橋が崩壊すると人の生命にもかかわりますので、そのために安全には万全を期す必要があります。できるだけ早急に改修が必要な橋梁については、実施いただくことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、市内の空き家現状について質問いたします。

近年、少子・高齢化の進行、人口減少の進展や、産業構造の変化により空き家が増加しています。平成20年度住宅土地統計調査によると、空き家の総数は全国で約757万戸、空き家率は13.1%となっており、前回の調査よりも空き家率は0.9ポイント増加しております。

全国の空き家総数は、今後、人口減少や高齢化等のさらなる進展により一層増加すると予想されます。空き家が発生し老朽化すると、倒壊の危険、治安の悪化、景観の悪化や不動産価値の低下など、周辺環境への多大な影響をもたらします。

柳川市においても、空き家はあると思いますが、そこで柳川市の空き家の現状と対応についてお尋ねします。

空き家については、賃貸用や自宅用などがあると思いますが、柳川市ではどのような空き家が多いのか、空き家の種類について、お尋ねいたします。

生活環境課長（目野稔男君）

議員の御質問の空き家の種類について、お答えいたします。

総務省の住宅土地統計調査は5年ごとに実施をされております。平成25年度が調査年度ですが、まだ結果が出ていませんので、平成20年度の調査結果でお答えいたしたいと思っております。

20年度に実施された住宅土地統計調査によりますと、柳川市の住宅総数は2万5,950戸で、空き家総数は2,440戸、空き家率は9.4%となっており、全国の空き家率の13.1%に比べて低くなっております。また、空き家の内訳といたしましては、賃貸用の住宅は960戸で39%、人が住んでいない住宅、転勤、入院等による長期不在や、建てかえのために取り壊し予定となっている住宅であるその他の住宅が1,390戸で57%となっております。それ以外は、別荘や、たまに寝泊まりするための住宅である2次住宅が30戸、売却用住宅が60戸となっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

回答いただきましたが、その中で柳川市では、人が住んでいない住宅、転勤、入院等により長期不在や建てかえのために取り壊し予定となっている住宅等が空き家として、全体の

57%あり、多いと思われます。空き家が多くなったら、防災や防犯の面で、いろいろな問題が生じると思いますが、柳川市における空き家に対する市民からの苦情内容について、お尋ねいたします。

生活環境課長（目野稔男君）

空き家の苦情内容について、お答えいたします。

生活環境課に寄せられております空き家に関する相談、苦情の件数は平成23年度が8件、平成24年度が13件、今年度は11月末現在で5件となっております。

内容についてであります。家屋の倒壊のおそれや瓦等の落下などの危険防止に関すること、敷地内の雑草の繁茂など環境衛生に関すること、火災の危険など防災、防犯に関することなどが主な内容となっております。

以上です。

12番（太田武文君）

回答よりいろいろな苦情がありましたが、それに対して柳川市の対応はどのようにありますか。例えば、柳川市が大きくて引き取るとかですね。持ち主と交渉して、不動産屋と連携しながら仲介するとか、市の施設として茶道、華道の教室に利用するとか、駐車場に利用するとかの対応がありますけど、その辺についてお聞かせください。

生活環境課長（目野稔男君）

市の対応についてお答えいたします。

生活環境課では空き家の苦情、相談等があれば、現地に出向きまして調査をいたしまして、また、所有者等を調べまして判明した場合は、所有者の責任で適切に管理をするよう文書でお願いしております。あわせて、現況の写真も同封して送っております。また、平成25年度から老朽、危険家屋等の除却及び処分に要する費用の一部を補助する制度ができまして、老朽、危険家屋の解体促進を図る老朽危険家屋等除却促進事業や、定住化促進の観点から、空き家の賃貸や売却を希望する所有者と、空き家を利用したいという方を仲介する空き家バンク制度もございます。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、回答ありがとうございました。

空き家問題は市民からの苦情も多く、大きな問題であると思います。今現在、国において法律の整備が検討されるとお聞きしていますが、今後、空き家はふえ続けると思いますので、対処方法を考えていかなければならないと思っています。

生活環境課において、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、農政の転換（減反廃止について）です。

米の生産調整は、主食用米の過剰供給により値崩れを防ぐため、1970年から本格実施されております。皆さんも御承知のとおり、減反政策は、食のパン食への変化や、少子・高齢化の影響によりまして、現在、米の消費は、1人当たり53.3キロの消費で、以前に比べると半分程度になっているようです。

このようなことから、米の過剰供給が恒常化して、国の生産調整が行われているところでもあります。およそ40年続いた減反政策についても10月で廃止が議論されるようになり、現在、今後の方向性が出されております。

これらの一連の報道が生産現場に大きな不安と混乱を招いており、これまでの政策とどう変わっていくのか、わかる範囲内で回答をお願いいたします。

農政課長（成清博茂君）

減反政策の見直しの内容についてでございますけれども、国のほうでは生産者みずからが需要に応じた生産を行い、農業の競争力を高めることを目的として、40年来続いてきた減反政策が5年をめどに廃止されるなどの農政改革が行われることになりました。今回の見直しは、米政策と経営所得安定対策に分けられると思います。

まず、米政策は、これまで国において毎年、米の生産数量目標を定め、各都道府県ごとに生産数量を割り当てます。それから、県の生産目標数値を各市町村に割り当てを行い、25年度で申し上げますと、本市において県から通知されました生産数量1万1,147トンで、面積に換算しますと、おおよそ2,148ヘクタールとなります。生産調整対象面積3,851ヘクタールの55.7%となります。この数値目標を5年後に生産者、出荷業者が自主的に判断して、米の生産を行う仕組みを導入する予定です。

また、生産調整に関する施策として、経営所得安定対策がありますが、生産調整に参加した生産者に対し、米10アール当たり15千円が交付されておりました。これが、26年度から7,500円に半減され、5年後に廃止の予定となっております。

また、これまで転作作物として大豆や加工用米、米粉用米、飼料用米等に交付金が交付されておりましたが、これらについて基本的に据え置くこととなっております。

ただ、今回の見直しでは、米の作付による生産調整として、主食用米以外の活用が検討されており、潜在的な活用が見込まれるとして、飼料用米などの交付金を充実し、作付誘導が図られるようになっております。

以上、簡単ですけれども、今回の見直しの概要であります。

以上です。

12番（太田武文君）

課長の回答より、国では飼料用米への助成金をふやして、飼料米への作付変更を誘導する方向で進めているということですが、本市での転作作物は、大豆、麦中心の耕作がほとんどであり、大豆、麦の交付金は据え置くとのことですが、米、大豆、麦以外の生産はどうなっ

いるか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

今、議員おっしゃいましたように、主流としては大豆がほとんどですけれども、主食用米以外の米の生産状況ですけれども、24年度でお答えしますと、みそや煎餅などの加工用米として12.8ヘクタール、家畜用として飼料用米として32.5ヘクタール、米粉用米として約1ヘクタール、飼料用米として1.6ヘクタールが生産されております。合計しますと、47.7ヘクタールで、水田面積の1.2%でございます。

以上です。

12番（太田武文君）

課長の回答より、米、大豆、麦以外の作付面積は1.2%と少ないようですが、本市では今回の農政改革をどう受けとめられてあるのか、今後どのような政策で考えられてあるのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

まず、米の生産調整の行政の関与をやめ、自主的生産調整にするなど、受給調整機能がどうなるかわかりませんが、供給過剰となり、米の下落につながっていくものと思っております。作付放棄の農地の増加が懸念されるところでございます。また、米の所得補填といたしまして、交付金は柳川市に平成24年度でおよそ260,000千円が交付されております。米に対する交付金がなくなると、厳しいものになるかというふうに思っております。

また、大豆などに交付されております水田活用交付金、いわゆる転作奨励金でございますけれども、これがおよそ960,000千円、また麦、大豆などの戦略作物に交付されております畑作物交付金がおよそ1,860,000千円であります。合計しますと、本市においておよそ31億円が交付されると思われま。これからは、生産者の所得確保につながっておりますので、見直しによる影響がないよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、転作の作物として、大豆を中心に推進しております。大豆コンバインの導入や、大豆の団地化、ブロックローテーションなど経営効率を図り、県下でも有数の産地となっております。今後、生産者みずからが生産調整を行うこととなりますが、これまでの米、麦、大豆の生産体制を推進するとともに、変化に対応しながら本市にとって農家所得が最大限確保されるような生産体制をJAとともに検討していかなければならないと考えております。また、JAや農業の代表者などで構成しております柳川市農業再生協議会におきまして検討させていただき、生産者への周知についても図っていきたくと考えております。

以上です。

12番（太田武文君）

課長のただいまの回答より確認しますと、柳川市の補助金は、昨年度は31億円で、ことは米の分だけ減って、大豆とか麦とかそういうとは減らなくて、ことしの見直しでは1.3億

円減少ということで、ことしの交付金は130,000千円減って、約30億円の交付金等が来ると理解してよろしいですかね。

農政課長（成清博茂君）

先ほど31億円というふうにお答えしました。議員おっしゃいますように、130,000千円が減少をすることになります。基本的に議員言われたとおりになるかと思えます。

以上です。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

いろいろな情報で、農家の人も混乱してあると思えますので、農家の生計が立つように、今後の農業所得向上に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、次に進ませていただきます。

次は、ふるさと寄付金の取り組みについてであります。

ふるさと寄付金については、平成20年4月に公布された、地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の寄付金税制が大幅に拡充された形で導入された制度だと思えますが、本市での取り組みについてお尋ねいたします。

まず、これまでの寄附金の件数及び推移についてお尋ねします。また、寄附金をいただいた方への対応はどうされておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

太田議員の寄附金の件数及び金額の推移と、寄附をいただいた方への対応をどうしているかということについて、お答えいたします。

これまでの寄附金の件数と金額についてですが、年度別に申し上げますと、平成20年度が5件で1,880千円、21年度が2件で150千円、22年度が11件で845千円、23年度は78件で1,665千円、24年度は大口の10,000千円が1件ございまして、219件で12,897千円、そして、本年度は11月末現在で418件、4,477千円の寄附を受けております。毎年、件数、金額ともに増加をしている状況です。

これまでの合計を申し上げますと、733件で21,914千円というふうになります。また、寄附をいただいた方には全員、感謝状を贈っております。そのうち、10千円以上の寄附者に対しましては、ふるさと特選カタログを送りまして、その中から希望される商品を後日、記念品として贈っております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

はい、ありがとうございました。

寄附された方が、寄附金は使い方を希望できるようになってはいますが、人ごとの基金積立額及び活用状況について、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

ふるさと寄付金の人別の積立額と活用状況につきまして、平成24年度末でお答えいたします。

まず、子供たちへの教育サポート事業につきまして3,385千円積み立てしております。掘割や自然環境サポート事業には1,111千円、歴史文化サポート事業につきましては636千円、高齢者サポート事業につきましては10,985千円、産業活性化サポート事業については1,045千円、健康スポーツ事業につきましては275千円ということで、合計17,437千円積み立てを行っている状況です。

次に、活用状況についてでございますが、平成24年度に、心に響く素読集の作成に745千円、本年度に、やながわ人物伝の増刷に2,520千円を活用する予定にしております。残りの金額は基金にそのまま積み立てしております。

以上です。

12番（太田武文君）

寄附者は年を重ねるごとに多くなっているのですが、これは喜ばしいことですが、寄附をいただいた方への報告はどのようにされているのか、また、今後の活用計画についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

これまでいただいた寄附金につきましては、先ほど申しましたように、心に響く素読集の作成にしか使っておりません。ほとんどが積み立てたままでございますので、寄附者には特段、報告はいたしておりません。今後の活用についてでございますが、積み立てを行いながら、市と目的に合致する新規事業などに随時活用していくことにしております。

以上です。

12番（太田武文君）

最後に、先日の新聞報道によりますと、鳥取県の米子市では、今年度の寄附金が1億円を突破したという記事が載っておりました。ふるさと納税のお返しに提供される多彩なプレゼント商品が人気となっているとのことでした。

本市でもこのような事例をもとにして、今後のPRなど、寄附をふやす取り組みについては、どのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

今後、PRなどの寄附をふやす取り組みについてということですが、議員おっしゃいますように、米子市など寄附金を多く集めている自治体は、10千円、30千円、50千円といった金額に見合うギフト商品が用意されているなど、工夫がされております。

こうしたことから、本市でも先月25日からふるさと特選ギフトの商品の見直しを行ったところでございます。これまで8種類のギフト商品しかなかったものを、期間限定ではござい

ますが、あまおうやブドウを含めた20種類のギフト商品にふやして、寄附金も10千円から30千円未満、30千円から50千円未満、50千円から100千円未満、100千円以上というふうに4段階に分けて、それらに応じた記念品を選択するようにしました。ちなみに、この改正を先月の25日からいたしまして、きのう現在で寄附の申し出件数を、ただいま確認したところ、若干ふえておりますので、御報告させていただきます。

10千円の寄附について、87人の方から応募いただいております。それと20千円がお1人、30千円が25人、50千円が4人、100千円が13人ということで、合計136人の方から3,140千円、半月ぐらいで寄附をいただいたということで、この改正によって非常にふえたということで、少しうれしく思っております。

こうしたギフト商品の充実を図るとともに、こうした制度の周知や地元特産品のPRのためにパンフレットをつくったり、ホームページのトップページでふるさと寄付金を目立つようにいたしまして、今後できるだけ多くの寄附をいただくように努力をしていきたいと思っております。議員の皆様にもよかったですら御紹介のほどよろしくお願ひします。

以上です。

12番（太田武文君）

最後に、最初に寄附するときに、東京なら東京から寄附するときに、最初の手続が住基カードとかなんとか出したりややこしいということで、私は耳にしましたので、それについてPRされる時はこういうふうな手続をしてくださいということでしていただけたらいいと思います。

それから、最後になりましたけど、寄附された方は、柳川の発展を願って寄付されているので、寄附者の意に沿うように有効に使っていただきたいと思ひます。今後の企画課の取り組みを期待いたしまして、以上で私の質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

3番、公明党、熊井三千代でございます。最後の登壇者になります。もうしばらくお時間いただきますことをお許しいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

第1番目、本市の有床診療所防火対策についての質問をさせていただきます。

有床診療所とは、ベッド数19床以下の医療機関で、病院から早期に退院した患者を自宅近くで受け入れたり、在宅で療養中に病変が急変した患者を緊急で入院させたりと、大病院に比べると、効率的にサービスを提供できる地域に密着した医療を担う役割があると高く評価されています。しかし一方で、医師や看護師が少ないため、激務になりやすく、診療報酬も大病院の半分にすぎず、経営も年々苦しくなっているとも指摘されています。

このような状況の中、ことし10月11日、博多区の整形外科で火災が発生し、高齢の入院者を含め10人が亡くなるという痛ましい事故が起きました。この火災事故は、人手が足りない未明に起きた火災で、ほかの診療所にも大きな衝撃を与えております。防火体制の見直しや強化に取り組む一方、厳しい経営状況下で人員をふやせない現状に直面している診療所も少なくありません。

本市においても、本来、命を守る現場で命を落とすという悲惨な火災事故が起きないように、弱者が安心して治療を受けられるような防火安全対策が重要かつ急務だと痛感しております。

そこでお伺いいたします。本市の有床診療所数及び定期点検状況をお聞かせください。

2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

消防署長（木下隆行君）

本市の有床診療所数及び定期点検の状況についてお答えします。

本市に入院患者用のベッドを有する医療機関は18施設です。内訳は、20床以上の病院が6施設、19床以下の診療所は12施設です。そのうち5施設は、現在、入院施設を使用していない入院休止中の状況です。よって、現時点での有床診療所は7施設です。

次に、定期点検の状況ですが、消防法の定めによりまして、医療機関が消防設備の点検業者に依頼して行う点検がございます。半年に一回、消火器、自動火災報知設備など専門的な知識を有する業者が点検します。その結果を定期的に消防長に報告する制度でございます。不備箇所があった場合、医療機関から改善報告書が提出されます。消防が行います立入検査は、年1回実施しています。内容としまして、ソフト面では、先ほど申しました設備点検報告などの各種届出状況を確認します。防火管理者が選任され、消防訓練が実施されているか、また、避難口や階段に避難の障害となる物品が置かれていないかなど検査します。ハード面では、スプリンクラー設備や自動火災報知設備などの消防設備が法令どおりに設置され、維持管理されているかなど検査し、指導します。また、防火戸や防火シャッターは、火災予防上、重要な設備でございますので、扉の周りに椅子や物品を置いたりして開閉の障害がないかを確認しております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかりと点検をされているようですけれども、先ほども冒頭に申しましたように、博多区の火災発生後、総務省は1月18日に有床診療所火災対策検討部会を発足し、11月7日に火災対策のあり方、予防行政のあり方等の検討部会が開催されています。福岡県におきましても、火災発生後、10月15日には、福岡市内の診療所火災に対する県の対応を発表し、10月11日付で全医療機関に対し、医療機関における防火、防災対策のさらなる徹底についてを通知してあります。本市においても、定期点検は行われておりますけれども、この重大な火災事故の後、立入検査など、医療機関に対し点検等されているのでしょうか、その状況と、また改善箇所があった診療所があるのでしょうか。そういう改善箇所があったところについては、今後どういうふうな防火対策を取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

消防署長（木下隆行君）

博多区の火災発生後、医療機関への立入検査の状況及び改善箇所があった診療所に対する今後の防災対策の取り組みについてお答えします。

火災が発生したのは、10月11日の深夜2時過ぎでございました。当日中には、市内の入院施設のある医療機関、宿泊型の特別養護老人施設及び宿泊型の介護施設に対しまして、電話で防火管理のさらなる徹底をお願いしております。

その後、全ての病院及び有床診療所18施設に対しまして、立入検査を実施しております。そのうち17施設は福岡県南筑後保健福祉環境事務所と合同で実施しております。3階以上の入院施設を使用している診療所には、福岡県南筑後県土整備事務所建築指導課と合同で実施しております。18施設のうち8施設には指摘事項がありませんでした。不備のあった施設に対する指摘事項は、避難訓練を実施していない施設、書類の未提出等がありましたが、消防の指導を理解していただきまして、改善に取り組んでもらっています。また、報道されております医療器具の加熱につきましては、保健所とともに夜間は電源を切るなどの指導を行っております。

今回の博多区の火災は、どの医療機関でも深刻に受けとめられております。改善箇所があった医療機関の改善済みのところも含めまして、全て前向きに検討されております。

それから、立入検査と別に、10月30日に、柳川山門医師会のほうに出向きまして、医師会会員に対しまして、博多区の火災を受けての防火講習を受けまして、さらなる防火管理の徹底について注意を促しております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市における有床診療所における防火対策は、博多区の火災前後もしっかりできているということですので、今後とも防火訓練等、よろしく願いいた

します。

今回、火災で防火対策の一つとして、火災発生時の初期消火に大きな役割を果たすスプリンクラーの設置の必要性が聞かれております。これまでこの有床診療所のスプリンクラー設置義務は、延べ床面積が6,000平方メートル以上じゃないとスプリンクラーの設置義務がありませんでしたので、うちの柳川の有床診療所も6,000平方メートル以上の診療所というのではないと思いますので、余り義務化されていないと思います。

そこでお伺いいたしますけど、本市の有床診療所のスプリンクラー設置状況と、火災後に回られたときに聞いていただいたか聞いていただいていないかわかりませんが、医院長等のスプリンクラー設置の意思についてお聞かせください。

消防署長（木下隆行君）

本市の有床診療所のスプリンクラー設置状況と事業者の設置意思についてお答えします。

まず、スプリンクラーの設置基準でございますが、病院で床面積3,000平米以上、診療所で6,000平米が設置基準でございます。病院で3,000平米以上の床面積があります施設は、既にスプリンクラー設備が設置されております。しかし、診療所ではスプリンクラー設備を設置しているところはありません。

なお、設置費用が高額になりますことから、現時点で設置されるとは伺っておりません。以上です。

3番（熊井三千代君）

有床診療所では設置していない診療所が多いということですが、それは当然だと思えますし、今までこういうふうに博多区のような大きな火災のような火災が本当に病院、診療所ではなかったのが、盲点だとは思いますが、義務化されてなかったのが、設置がされていないのもよくわかります。しかし、非常にこの初期消火が今回、博多区の医院長のコメントにもありましたけど、初期消火ではスプリンクラーが必要ですよというふうなことがコメントとして流されておりました。

それから、そういうことですので、全国の有床診療所連絡協議会によりますと、全国に診療所は9,000以上施設あるんですけど、3,000施設対象に、補助金があればスプリンクラー設置をするのかというアンケートをとられたそうです。その中で、57%が補助金があれば設置する。もう経営上大変なので、病床、入院ベッドを廃止することを検討しているが25%になっていたそうです。国レベルでも、防火設置対策に動き出されて、11月28日の新聞に、小中病院のスプリンクラー設置費に100億円の補助金を今年度、補正予算に計上すると発表されておりました。しかし、それでも経営を圧迫し、設置ができない病院もあります。でも、初期消火対策は当然急がなければいけないと思います。

本市においても、この有床診療所というのは、地域に密着した貴重な医療機関であり、病床が廃止にならないような対策を講じていかなければいけないと思っています。防火設備の

設置が進むような取り組みをしっかりと行っていかなければならないと思ひまして、調べましたら、近年は、設置費用が非常に安くなった水道連結型の自動初期消火スプリンクラーがあると聞いております。市といたしましても、この全国で100億円の補助予算がどれくらい行き渡るかわかりませんが、まだまだ十分でないと思ひますので、この安価な水道連結型スプリンクラーでも設置するということがあれば、市の予算を使ってでも補助して、しっかりベッドを守り、市民の生命を守るためにも、この設置費用の一部を補助してでも診療所を守っていかなければならないと思ひ、強く設置を進めていかなければいけないと思ひ、すけれども、いかがでしょうか。

消防署長（木下隆行君）

設置費用の安価な水道連結型スプリンクラー設備費用の一部を市が補助しても、設置を進めるべきではないかという御質問にお答ひします。

厚生労働省は、有床診療所にスプリンクラー設備の設置の費用の半額を補助することを決定し、補正予算化することにしております。残りの半額が自己負担となります。議員御指摘の水道連結型スプリンクラーという設備は、水道管に直接つないで、火災が発生した場合、水道の圧力でスプリンクラー散水するものでございます。スプリンクラー設備と比較して、ポンプ設備がないのがこの方式でございます。が、今のところ、有床診療所に対する補助はありません。このような中で、市が補助をしてもとのことでございますが、現時点で市単独の補助を予定しております。今後、国・県の動向を見守りたいと思ひます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

さっきの答弁の中で、国は半額を補助すると決定しているというふうに答弁あったんでしょうか、もう一回確認です。

消防署長（木下隆行君）

100億円の予算化をしまして、半額を補助して、残り半額が事業者負担ということで、現在のところ進んでおるようでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。100億円の中で設置費用の半額を補助で、半額を自己負担ということですね。

消防署長（木下隆行君）

国が予算化しておりますのが100億円でございます、現在のところですね。設置費用の半額を補助する。その設置費用の半額相当額が100億円ということで理解しております。残りの半額はもう事業主の負担となります。補助額が100億円です。

以上です。

3番（熊井三千代君）

100億円というのは確実なんですけど、それは消防長の考えでしょう、半分が補助になっているねという考えなんです。

消防署長（木下隆行君）

例えば、10,000千円スプリンクラー設備にかかるとしまして、そのうち5,000千円を国の補助、その補助が合計が予算額として100億円計上されているというふうに理解しております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

では、設置できる、設置するところが、そのアンケート調査の中からそういうふうに割り出してあるかもわかりませんが、そうとも限らないし、半分ではとてもとても設置施設はふえてこないと思います。市がそれだけの補助をすることは、今考えていないというのはわかりますけれども、この介護施設は、長崎のグループホーム火災で5名亡くなった事件がありまして、この経緯がありまして、早くから施設のスプリンクラー設置に4分の3ぐらいの補助を出しています。有床診療所は、昨日、市長も言ってありましたように、これからの地域密着介護を充実させるためには、地域包括ケアシステムというのを充実させるためにはなくてはならない、本当にとりでになるような施設だと、病院施設だと思います。この地域包括ケアシステムというのは、どういうのかというと、医療、介護、予防、住まい、生活支援の重要な担い手、切れ目なく一体的に提供できるシステムだと言われています。例えば、大きな病院で治療して、あと少し治って、十分に治って家に帰ろうと。在宅治療を、在宅ケアに考えてある途中で、もう大きな病院というのは、診療報酬が少なくなる前に退院を余儀なくされますので、十分な身体回復がなされる前に退院しなければいけません。そのときにこういう地域の受け皿がしっかりあったら、しっかり治療して家に帰ることができますし、これからの超高齢化社会に対しては、地域に密着した医療機関というのは非常に大事だと思います。柳川市の方が柳川市の診療所に入院されるとは限りませんので、近隣の市町さんたちと声を合わせて、しっかり今後、設置義務の拡大と補助金の拡大を県・国へ迅速に働きかけていただいて、しっかりスプリンクラー設置ができるような体制になるように呼びかけていきたいと思うんですけれども、市長の答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

本年10月11日に博多区の整形外科で発生しました、この痛ましい事故等については、大変、その病院の両親も亡くなられたというふうに伺っておりますし、きょう午前中の質問の中で、入院ベッド数が少なくなっているということでも、このことの事故によってふえてくるんじゃないかという懸念もいたしております。

近隣の市町村と連携をいたしまして、スプリンクラー設置義務対象の拡大や補助金制度の

拡充、また国・県へ一緒になって働きかけしてもらいたいということについては、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

診療所で病気やけがの初期の段階で診察を受けまして、必要であれば大きな病院での入院加療、手術もあります。大学病院を退院した後に、近所の有床診療所で経過を見ていただくこともあるでしょう。また、数日から数週間程度の安静加療についても、気心の知れたかかりつけの医者のところにお世話になったほうが安心することもあると思います。地域医療としてのベッド数確保という役割も大きなものがあるというふうに思っておりますし、設置義務の拡大につきましては、現在、総務省は今先ほど論議されておりますけれども、総務省消防庁に有床診療所火災対策検討部会で設置をされまして、厚生労働省と国土交通省と連携しながら、現行制度の総合的な点検、有床診療所におけるソフト・ハード両面での防火対策のあり方が検討をされております。その後、法律の改正がなされ、設置基準の拡大という方向に進むものと予想をされるところです。

補助金制度の拡充につきましては、近隣市町とあわせまして、一緒になって国・県に強く働きかけをしてまいりたいと思います。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今、有床診療所にスプリンクラーをつけると、400億円から500億円要と言われております。推計です。その中で100億円の補助金ということですので、まだまだ足りないし、この設置義務の法的規制だけが強くなってしまうと、本当にベッドを閉鎖したほうが経営上楽になるという病院が多くなってきて、地域に安心して入院できるベッド数が少なくなってくるので、しっかりそういう経営的なもので経営が苦しくなるということで、ベッドが閉鎖にならないようにしっかりカバーしていただきたいと思います。

それと、この初期消火で大きな一つの方法として、防火対策で大切なのは、避難訓練、避難誘導が必要だと思うんですけど、毎年、訓練を重ねるうちに、対処する部分や改善する箇所気づくと思います。ぜひこれからも積極的に診療所に働きかけて、訓練を実施していただきたいと思います。

そこで、ある北九州の医院で、毎年避難訓練を行っておられて、そうするうちに、夜間の緊急連絡が機能しない可能性があるのに気づかれたそうです。この機能しないというのが、当直から医院長に、医院長からスタッフにという電話回しが大体10分ぐらいかかるやろうと。スタッフが病院に駆けつけるのもうちょっとかかるので、そこで連絡体制が機能しないというふうに気づき、近くの保育園の園長先生とか工務店の店長に協力を求めて、3年前から訓練に参加していただいているという事例があります。このように、本市といたしましても、地域の支え合いを十分に生かして、民間の力、特に消防関係に従事しておられた方などは、消火訓練、誘導訓練の基礎知識は誰よりお持ちでしょうから、そのような貴重な近隣住民の力をおかりして、地域で支え合い、協力し合い、万が一の不測の事態に十分機能する訓練の

実施を行っていただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

消防署長（木下隆行君）

訓練についてお答えします。

議員御指摘のとおり、医療機関の夜間の従事者が少ないのが現状でございます。医療機関ごとに消防計画を作成し、有事の際の連絡体制、行動マニュアルを作成してあります。しかし、夜間の少ない人数で消防への通報、初期消火、避難誘導を同時に行うのは困難でございます。とにかく最初に大声で多くの人に知らせ、通報、消火、避難を同時に行う必要があります。現在、宿泊を伴います介護施設や特別養護施設が地元と連携して訓練を実施しております。実際の火災でも消防署よりも地元の消防団のほうが先に現場到着することは多々ございます。そこで、施設のほうでは、地元の消防分団、住民と一緒に訓練を実施しております。一つの例でございますが、施設の職員さんが119通報、初期消火を行います。そのころに近所の住民が駆けつけてきます。消防団員がやってくる。住民や団員さんは消火や避難誘導を行う。そんな訓練をされております。水害では、市内に被害が発生する前に、消防団員が施設のほうに参りまして、施設入所者を2階、3階へ移動させる取り決めの分団もでございます。

以上のように、地域と連携した機動力のある訓練となるよう、今後とも指導に当たりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかりと地域の支え合いを生かしていただいて、呼びかけていただいて、消火訓練をしていただきたいと思います。先ほどから言っておりますように、有床診療所の病床廃止理由は、経営難だけでなく後継者問題等いろいろありますけれども、今回の博多区の火災は多くの診療所の経営者にとって大きな決断を迫る出来事に違いなかったと思います。特にこれからは地域の身近な入院施設はなくてはならない大きな役目を担っておりますので、しっかりそういう意味で防火対策、防災対策に今後とも御尽力いただきますように、よろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問に入らせていただきます。

乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン事業についての質問でございます。

日本の死因トップは皆さん御存じのように、がんです。がんは検診を受けることで減らせると世界の研究者からも研究結果が出ております。日本の5大がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、胃がん、肺がん、受診率は全て25%以下で、先進国の中で最低です。米国も英国もがん検診受診率は60から70%、韓国は日本より後からがん対策が始まりましたけど、受診率は60%に達しております。10月は乳がんの早期発見、検診の重要性を知らせるピンクリボン予防啓発月間になっています。2009年より女性の健康と命を守るために、乳がん、子宮頸がんの検診受診率アップと、がんの早期発見のために無料クーポン事業が開始されました。こ

の事業の成果は、しっかり見られていると思います。しかし、このほど厚労省は、来年度より無料クーポンの対象年齢を絞り込む方針を示しております。無料クーポンの対象年齢を絞り込めば、受診率がとまり、低下しないか心配しております。また、国が予算を縮小すれば、財源の厳しい市町村は、事業の継続が難しくなるのではないかと思います。厚労省は、この無料クーポン事業の効果を認めたからこそ、2011年より大腸がんクーポン事業を追加したと思っております。検診の受診率アップを進める本市においては、クーポン事業の対象年齢を現状のまま継続していただきたいと思っております。

そこでお伺いいたします。現在、乳がん、子宮頸がんクーポン事業に対して、市の負担額を教えてください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

それでは、お答えいたします。

女性特有のがん検診の無料クーポン事業につきましては、通常のがん検診事業とは別枠のがん検診推進事業として、子宮頸がん検診では、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳を対象に実施いたしました。乳がん検診では、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を対象にして、国の補助を受け実施しております。

平成24年度の事業費は9,599千円となっており、補助率2分の1の国庫補助金4,799千円を差し引いた本市の負担額は4,800千円となっております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市の独自の負担は4,800千円ということなんですけど、現時点ではどれくらいのクーポン事業の対象年齢縮小が確定されておられませんけれども、本市においては、現行のまま本事業を進めていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

女性特有のがん検診推進事業につきましては、5歳刻みの年齢を対象に、平成21年度から開始され、本年度で5年目となるため、該当年齢が一巡します。このため国においては、平成26年度以降は、当初の段階では、対象者を大幅に縮小し、子宮がん検診は20歳、乳がん検診は40歳のみとする案が検討されていたようであり、市といたしましては大変憂慮いたしておりました。しかし、最近の情報では、子宮がん20歳、乳がん40歳に加え、平成26、27年の2カ年度で、過去に無料クーポンを受け取りながら受診していない未受診者全てを対象にする案が検討されているようでございます。県からの情報によりますと、この件については、国において閣議決定後に実施方針を示すことができるということですので、本市としましては引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。国からのがん対策における交付金がこのままで、今の国の考えだと大幅に減ることは間違いありませんけれども、国から交付税が来るのが減ってしまうと、市の予算がふえてしまうというのは、もうわかるんですけど、この対象年齢が縮小されると、がんの発見がおくれたり、がん患者がふえれば、逆に市としては医療給付費がかさんだり、患者家族においては、精神的、肉体的、また経済的負担ははかり知れないと思います。専門家でもこの受診率向上に、このクーポン事業は大きく寄与していると高く評価されております。本市は検診の受診率アップを継続させていくためにも、現行制度のまま事業を進めていただきたいと強く申し上げたいと思います。

今、課長より、国の検討している改正案について説明いただきましたけれども、検討案は国の最初の考えによる対象年齢、対象予算の絞り込みに一時歯どめをかけたような方向性ではございますが、依然、クーポンが廃止された方で受診されていないことを対象に、再度検診を促すという取り組みで、この取り組みは非常に意味はあると思うんですけども、新しく現体制の対象年齢に達した方、つまり40歳と20歳以外の方にはクーポン券は配布されないということになりますので、非常に国の方向性は広がったような感じはしますけれども、余り変わっていないかなというふうに思います。再度、現状のままの年齢を対象にしたクーポン事業を本市においては継続していただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市のがん検診受診率を平成24年度で見ますと、子宮がん検診以外は県平均よりも低くなっており、がんの早期発見、早期治療のために受診率の向上は喫緊の課題であると認識しております。これまで受診率向上のために集団検診を予約制にし、特定検診との同時実施をふやすなどの取り組みを行っておりますが、受診率アップに最も成果のあった取り組みの一つが無料クーポン事業でございます。現在、国において来年度以降の無料クーポン事業のあり方が検討されておまして、先ほど答弁しましたとおり、過去に無料クーポンを受け取りながらも受診していない方全てに対し、平成26、27の2カ年度で無料クーポンを再配布するということになれば、現在の制度よりも平成26年度については対象者が大幅に増加することになります。したがって、本市においても、平成26年度につきましては、この国の補助事業を活用した事業を実施してまいりたいと考えております。このため、無料クーポン事業の継続については、国の実施方針が具体的に示された段階において再度検討し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。ただいま課長の答弁によりますと、国の示す方向性で本市は事業を進めていって動向をこれからも見ていくということなんですけども、とにかく柳川市

のがん検診率は県平均よりも低いということですので、全ての受診率向上が一番の予防策だと思います。女性特有がんに関しましては、クーポン事業に加え、コール、リコールという個別の受診勧奨が必要だと思います。本市においても、これまで検診受診率向上の対策はしっかり講じられてきておりますけれども、意識が高い人は検診に行きます。そうでない人にいかに受診に行ってもらえるきっかけづくりをするかが新たな取り組みではないかと思えます。このコール、リコールを推進することで受診率向上につながるというデータもしっかり出ているようです。まずは、このクーポンを受け取った方で検診に来ていない方へ検診の督促を個別に実施していかかでしょうか。督促は郵便物だとたまりますので、できるだけ電話で受診してくださいという呼びかけのほうが効果があるようです。今回、この国の示している未受診者へのクーポンの再配布もコール、リコールの一つの方法だと思いますけれども、がん検診率アップを目指し、コール、リコールの推進、まずは来年度から効果のあらわれるような個別勧奨の推進を提案したいと思いますけど、いかがでございましょうか。

健康づくり課長（高巢雄三君）

お答えいたします。

厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会でも、議員御指摘のとおり、対象者の特性に応じた個別受診勧奨、再勧奨に普及啓発活動を組み合わせることが重要と提言しております。このため、厚生労働省の平成26年度予算概算要求では、受診行動の定着化を図るため、過去に子宮頸がんや乳がん検診の無料クーポン券の配布を受けた者に対する個別勧奨、いわゆるコール、リコールを実施するための予算が計上される予定になっております。具体的には、子宮頸がん検診では、21歳から40歳の方を対象に、乳がん検診では41歳から60歳の方を対象にして、個別勧奨を実施することが想定されております。議員からは電話による勧奨が効果的であるとの御提案をいただきましたが、まずは国の予算に合わせまして、来年度の取り組みといたしまして、過去5年間の検診受診者に対し、受診勧奨の個別通知を行いたいというふうに考えております。

また、がん検診開始月の前後には保健事業による訪問指導等も行っておりますので、そのような機会を捉えての受診勧奨にも取り組みたいと考えております。

さらには、受診しやすい環境を整備するため、集団検診の日数をふやしたり、コミュニティーセンター等を利用して会場をふやすなど、受診率アップに向けた取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。来年度予算にコール、リコールの予算も入るようなお話でございましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。国が事業の予算縮小を実行しますと、再び同じような事業内容には戻りませんので、クーポン事業がなくなるのであれば、

次に効果の出るような受診勧奨をしていかなければいけませんので、来年度はこのコール、リコールがしっかり実を結ぶような格好で、先ほどは電話でとお願いいたしましたけれども、大変であるので、郵便物のような感じを受けましたけど、もう100名でも200名でも人数を切っても電話でのコール、リコールをお願いしたいと思うんですけど。

市長（金子健次君）

今、課長のほうが通信文書みたいな形で答弁をいたしましたけれども、電話等含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり来てくださいと電話で伝えていただきたいと思います。とにかく受診率50%を目指して、今も頑張っておられると思いますけども、今後とも尽力いただきますようお願いいたしますして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は11日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす11日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時52分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

平成25年12月19日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	田	淳	治
建	設	野	田		彰
産	業	古	賀	廣	介
経	済	高	崎	祐	二
部	長	古	賀	輝	昭
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	樽	見	孝	則
人	事	高	巢	雄	三
秘	書	稲	又	義	輝
課	長	松	藤	敏	彦
総	務	石	橋	正	次
課	長	中	村	敬	二
企	画	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	江	崎	尚	美
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長					亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書

2．建設委員長報告について

議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

3．教育民生委員長報告について

議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定について

議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

請願第15号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願

日程（3） 議案第93号 教育予算の拡充を求める意見書について

追加日程（4） 議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成25年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日12月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第93号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、並びに12月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日、日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結 果

(1) 議案第63号 修正可決

本案は、平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「315億4,605万4千円」に「15億3,428万6千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「330億8,034万円」としようとするものであります。

審査の過程において、7款商工費1項2目商工振興費のマルショク跡地用地購入費、8款土木費4項5目柳川駅周辺地区事業費、及び債務負担行為補正のコミュニティバス運行業務委託料について質疑がありました。

なお、質疑終了後、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出の7款商工費、1項商工費、2目商工振興費のマルシヨク跡地用地購入費53,768千円をすべて減額し、予備費に53,768千円を追加して、予備費総額を83,768千円とするものです。

また、これに併せて、歳入の9款地方交付税を53,768千円増額し、地方交付税の補正予算額を186,812千円とするとともに、13款国庫支出金を53,768千円減額し、国庫支出金の補正予算額を435,527千円としようとするものであります。

提案者の主旨概要は、平成24年12月から今日まで執行部の事前説明不足、明確な使用目的と計画性をもって進めるべきであるので現時点では時期尚早という説明でありました。

審査の結果、修正案については、当委員会としましては、賛成多数で可決と決定いたしました。

続いて、修正した部分を除く原案については、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)請願第16号 不採択

本件は、新聞の軽減税率適用に関する請願書についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

12月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結 果

(1)議案第66号 原案可決

本案は、柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてであ

ります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決することに決定いたしました。

(2)議案第88号 原案可決

本案は、柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。審査の過程において、延滞金について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決することに決定いたしました。

(3)議案第89号 原案可決

本案は、柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決することに決定いたしました。

以上、建設委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の報告を行います。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに12月5日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1)議案第64号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第65号 原案可決

本案は、柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案につきましては、年間の利用者数や市民に対する周知などの対応、近隣市町村での同様施設の状況について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第67号 原案可決

本案は、柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)請願第15号 採択

本件は、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願であります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で採択と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論は原案と修正案を一括して行います。委員長報告が修正でありますので、討論の順序は修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論の順で行います。

なお、討論される方は討論冒頭に修正案に反対、修正案に賛成など自分の立場を明確にしてから討論をされるようお願いしておきます。

初めに、修正案に反対される方はありませんか。

13番（吉田勝也君）（登壇）

私は、議案第63号修正案に反対であります。原案に賛成でございます。

これは柳川商店街振興組合のほうからマルシヨク跡地を購入してほしいという請願が出されて、それを議会多数決で採択したところでございます。それから、土地鑑定料も皆さんの賛成多数で採決していただきました。そこで、買う段階になって議会が反対ということ

は全くおかしな論理でございます。

それで、かつて柳川商店街振興組合からトイレをつくってほしいという要望が出されました。そのとき市は財源不足ということで土地を提供しましょうと。そのかわり建物につきましては柳川商店街振興組合、それから商工会議所のほうで何とかしてほしいという形でトイレをつくった経緯がございます。また、沖端商店街に福銀跡地を購入した際は、観光センターをつくるという目的を持って購入し、つくられておるわけでございます。

今回、西鉄の開発で東口開発、西口開発、それにつきましては西鉄と合意ができて東口に改札口をつくと、西口の改札口を改良する余地があると、そういうことで西鉄と話し合いがつきまして、西鉄の土地を坪二十何万円で購入しております。そして、今まであった改札口につきましては改良するというので市の補助金1億円を出しております。これは改札口を新たにつくるというはっきりとした目的でやっておるわけです。

今回の柳川商店街振興組合のお願いというのは、土地を買ってくださいと。それで、土地を購入した後は商店街の若い人、それから商工会議所、それから市もお手伝いいただいて今後の利用方法を考えようということでございます。それで、購入につきましては一般財源からではなくてふるさとにぎわいの交付金でこれを賄うということでございますから、こない話はないわけです。何で修正されるのかよくわかりません。それに、特に議会がそういう態度をとりますと、柳川市の市長として交渉相手に対する信用を全くなくしてしまうわけですね。これは市長がやろうとしていることを議会は後押ししているのか、足を引っ張っているのか、全くわかりません。そういう意味で修正案には反対でございます。特に今若い人たちが頑張っている文化の継承、それから三柱神社のにぎわいを取り戻すように活躍をしております。そういうときに何で議会の議員さんたちが足を引っ張るのか、よく私には理解できません。この原案に対して修正案を出された議員の明確なる意見を聞かせてほしいというふうに思っております。私はこの修正案は通したら柳川市の恥であり議会の恥だというふうに思っております。どうかよろしく議員諸兄の皆さん方の御判断をお願いするところでございます。

議長（浦 博宣君）

次に、原案及び修正案ともに反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は修正案に賛成をいたします。実は提案者でもありますので、当然賛成をさせていただきたいと思っております。

今回提出されております柳川市の一般会計補正予算案の中のマルシヨク跡地購入費53,768

千円に対しての修正案、賛成でございます。

まずは柳川商店街の活性化につきましては、当然私は賛成であります。しかしながら、今回の修正案の提案理由の説明にもありますように、執行部側から平成24年12月から今日までに明確な購入目的は具体的に示されておらず、さらには柳川市が土地購入後の具体的な計画も実は示されていないというのが現実であります。

具体的には平成24年11月に柳川商店街振興組合から柳川商店街活性化に関する提言書が出されておりました、この提言書に対して執行部より市議会、全員協議会の場で説明が行われました。しかしながら、この会議の時点では提言を実現するために誰が資金を出して、運営は果たしてどこがやるのかという具体性は全くありませんで、結論は一言で言えば構想の段階ということの説明で終わっております。そして、その後、私は平成25年3月議会で、心配だったものですから、マルシヨク跡地活用の今後の方針の件で一般質問をさせていただいております。特に土地の購入の質問に対して商工振興課長から答弁がありました。それはこれから十分な計画を練り上げて、議会に説明することが必要という答弁でありました。さらに市長からは、いざ土地を購入する段階までには、提案する段階にはきちんとした計画をこちら側も持って当たらないと購入する考えもないという考えであるということでありました。そしてその後において、実は執行部からの具体的な説明はあっておりません。

そこで、今回の一般会計補正予算案にマルシヨク跡地購入の補正予算案が急遽計上されておるわけですが、私は当然柳川商店街、活性化してほしいという気持ちでいっぱいですが、これまでの経過、そして明確な目的、具体的な計画性が見えない中での土地購入は時期尚早じゃないかということで修正案に賛成をさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に反対される方はありませんか。

6番（近藤末治君）（登壇）

おはようございます。6番近藤です。私は今回、議案第63号 平成25年度柳川市一般会計補正予算、このうち歳出の7款・商工費、1項・商工費、2目・商工振興費のマルシヨク跡地用地購入費53,768千円を全て減額し予備費へと修正する案に対しまして、反対の意見を申し述べたいと思います。

まず、このマルシヨク跡地購入については、平成20年9月議会において当時の産業経済委員会に付託をされ、十分委員会において協議が行われております。特に柳川商店街環境整備促進協議会では専門部会を設置し、有効活用についての説明資料も提出され、また執行部からは、その会議の内容、地元及び地権者の動きの説明を受け、産業経済委員会において採択の決定がなされ、その後、採決では議員全員賛成の同意で可決をされてあるものであります。また、平成24年12月議会においてマルシヨク跡地の不動産鑑定予算が成立をしまして、平成

25年2月22日付で柳川市長に対し鑑定書の提出、報告が行われております。

したがいまして、今回、国庫支出金であります地域の元気臨時交付金、いわゆる国庫補助金10分の10で市の一般財源の持ち出しのない有利な事業にて今後の柳川商店街活性化のためにマルシヨク跡地を購入する時期こそ今ではないかと私は思います。当然民間の物件であります。その持ち物に対しまして執行部といたしましても詳細な計画はできないと思います。今回柳川市が跡地を購入した後は、請願者や地域の団体、また、まちづくりの考えをお持ちの皆さんと十分協議を進めながら計画実行に向けて行ってほしい、この旨を申し上げまして私は反対討論といたします。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

4番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。4番白谷です。私は今回の補正予算の修正案に対し賛成の立場で討論をいたします。

今回、執行部より提案された補正額1,534,286千円のうち、その大部分については異論はありませんが、マルシヨク跡地用地購入費53,768千円の減額は私もやむを得ないことだと考えております。もちろん私も柳川商店街振興に反対するものではありません。しかし、商店街の振興を図るためにマルシヨク跡地を購入するとしながら、何ら具体的な活用策も示されないまま購入を認めることは市民の皆さんから市政の負託を受けた議員として余りにも無責任であり、そして何より市民の皆さんへの説明責任を果たすことができません。用地購入に当たっては、まず用地の活用策を明らかにすることが先決であり、当然のことです。購入後に活用策を考えるでは市民の皆さんの理解は得られないと考えています。

また、先ほどから財源についての説明がっております。特定財源で商店街振興策でなければ使えないような印象を話されますが、これは元気臨時交付金でありまして、ほかにもいろいろない使い方があります。別に振興策に限った用途ではありません。

よって、市民福祉のために充てるべき貴重な53,768千円の血税を活用策が決まっていない用地のために支出することは適当でないと考え、修正案に賛成するものです。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に反対討論される方はありませんか。

3番（熊井三千代君）（登壇）

3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、議案第63号 柳川市一般会計補正予算（第3号）について修正案に反対の立場、つまり原案に賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算には7款・商工費、マルシヨク跡地用地購入費として53,768千円が増額補正されております。用地購入目的は、本市の中心市街地を商圈域とする柳川商店街の今後の振

興を図るため、また、購入費の財源である地域の元気臨時交付金は26年度への繰越事業には充当できないことと説明を受けました。そういう説明を受け、12月議会の補正予算への計上となっております。

本市の今後の産業発展の鍵は1次産業はもとより、商工業、観光業の振興の推進だと思っております。とりわけ商店街の活性化は地域住民はもとより、市民の望むところであり、地域コミュニティ機能の再生のため、民間力を前面に出し、地域住民、事業者、行政が協働となり事業の調査分析を怠らず、市民のニーズに十分応えた事業展開がなされることを強く望みます。

本市には4カ所の商店街があります。柳川商店街が活気を取り戻し、人々が集う明るいまちづくりに成功すれば、他の商店街の牽引力や希望になるのはもとより、柳川市のさらなる発展につながる事業展開の足がかりになると思います。今回の用地購入が柳川商店街振興のきっかけになり得ると期待いたしまして、原案に賛成するものであります。

以上です。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

22番（伊藤法博君）（登壇）

私は修正案に賛成の立場から発言をしたいと思います。

当初マルシヨク跡地の土地鑑定について総務委員会に予算の提案がありましたときに、そのとき委員会としましては、明確な計画、跡地の活用策がないのにそういった土地鑑定はできないというような意見でありましたけれども、執行部のほうから予算だけは通してくれと、そして、具体的な使用目的ができたときはちゃんと総務委員会に説明するから、そのときはよろしく願いますというようなことで一応総務委員会としては土地鑑定も認めてきたわけでございます。ところが、この提案理由にもありますように、24年の12月から今日まで総務委員会に対しては一回の説明もございませんでした。それで、急に今回の予算案にこういった予算が計上されたわけです。

現在、柳川市は、合併して合併特例債274億円を今後庁舎統合とか市民会館、それにクリーンセンターの改築、それに葬斎センター、そういったやつに全てを使っていこうという計画でございます。しかも現在、大和、三橋地区においては11カ所のコミュニティセンターもつくる計画が進んでおります。

そうした中で、こういった使用目的もまだはっきりわからないような状況のことでの用地の購入というのは、この柳川商店街ばかりでなくて、沖端、中島商店街、駅前の商店街、それぞれあります。今後いろんな空き地、そういったものが出てくると思います。そういったやつを地域の商店街活性化のために買ってくれと言われたら、柳川商店街のこういう事例ができれば、どうしてもそういったやつも買っていかざるを得なくなる。そのためにはやはり

ある程度のはっきりした使用目的と方向性を持った計画があって初めて買うということを決めないと、将来の柳川市の財政はどうなるのか、今でさえいろんな事業がめじろ押しである中で今後このようなことをやっていけば柳川市の財政はある程度の歯どめをかけていかないといけないと思いますので、今回の柳川の商店街の購入については全く反対ではないわけですが、ちゃんとした計画性を持った上での購入にしてほしいと、そういうことですので修正案に賛成をいたします。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に反対討論される方はありませんか。

8番（河村好浩君）（登壇）

8番、柳誠クラブの河村でございます。私は原案に賛成し、修正案に反対の立場から討論させていただきます。

今回の総務委員会の修正案の趣旨は、事前説明不足と明確な使用目的と計画性を持って進めるべきで現時点では時期尚早ということでございますが、全員協議会の中で使用目的と計画性について質問があり、執行部の答弁では、国の補助事業を活用するために1年間の市場調査を行わなければならないという条件があり、現在市場調査を行っている。そして、その調査結果を受け、活用策を慎重に検討していくとの報告を受け、それ以上の質疑はなかったと記憶しております。

また、所管であります産業経済委員会でも質疑もなく何も問題がなかったと聞いておりますが、それ以前の問題として、現時点においても跡地では地域の商店街や市民の皆さんがイベントを企画し、地域を活性化しようと努力されております。マルシヨク撤退後いろいろ活用されている中、跡地購入については平成20年6月に請願が出され、私も紹介議員の一人として名を連ねておりますが、平成20年9月議会の産業経済委員会で採択され、本会議においても全会一致で賛成議決を得ていることは皆さんも承知のことと思います。以来5年間、市の厳しい状況の中で、財政の中で購入の機会がなかった跡地が今回、国庫補助100%の地域の元気臨時交付金を活用しないでいつするの、あえて言えませんが、でしょう。今回見送りますと、マルシヨク跡地が民間の手に渡り購入できないかもしれません。もし購入できたとしても次回の購入では100%一般財源からの購入になると思います。

以上をもちまして私は原案に賛成し、修正案に反対でございます。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結します。

それでは、本案について採決いたします。

本案の総務委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を採決いたします。
総務委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成少数であります。よって、本修正案は否決されました。

ただいま修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書について討論を行います。

総務委員長の報告は不採択でありますので、順序は本請願に賛成の討論、反対の討論の順で行います。

初めに、賛成の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書について採決いたします。

本請願に対する総務委員長の報告は不採択であります。したがって、請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 柳川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市公共下水道事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 平成25年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号 柳川市葬儀取扱所条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第67号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第15号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第93号

議長（浦 博宣君）

日程3 議案第93号 教育予算の拡充を求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

5番（梅崎昭彦君）（登壇）

議案第93号 教育予算の拡充を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第15号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書採択の請願書を採択されたことを受け、教育民生常任委員会全員で提出するものであります。

子供たちの教育の重要性を再確認し、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就職の拡大につなげるため、政府への意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時1分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第93号 教育予算の拡充を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。先ほどの休憩中に議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程4として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書についてを追加日程4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 議案第94号

議長（浦 博宣君）

追加日程4 議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番（荒木 憲君）（登壇）

議長の許しを得ましたので、提案理由の説明をいたします。

議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、請願第16号 新聞の軽減税率適用に関する請願書が採択されたことを受け、議員有志で提出するものであります。

内容としましては、消費税率の引き上げに際し新聞への軽減税率適用を求め政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます。

げます。

以上、提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前11時5分 休憩

午前11時5分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第94号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成25年第5回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 近 藤 末 治

柳川市議会議員 藤 丸 正 勝